

学 生 便 覧

平 成 2 0 年 度
(2 0 0 8)

神戸大学大学院工学研究科

平成 20 年 度 学 年 暦

博士前期課程

学年開始（前期開始）	4 月 1 日（火）
春季休業	3 月 27 日（木）～ 4 月 5 日（土）
本学創立記念日	5 月 15 日（木）
夏季休業	8 月 8 日（金）～ 9 月 30 日（火）
前期終了	9 月 30 日（火）
後期開始	10 月 1 日（水）
冬季休業	12 月 25 日（木）～ 1 月 7 日（水）
学位記授与式	3 月 25 日（水）
後期終了	3 月 31 日（火）

博士後期課程

学年開始（前期開始）	4 月 1 日（火）
春季休業	3 月 27 日（木）～ 4 月 5 日（土）
本学創立記念日	5 月 15 日（木）
夏季休業	8 月 8 日（金）～ 9 月 30 日（火）
学位記授与式（9 月 30 日修了者）	9 月 25 日（木）
前期終了	9 月 30 日（火）
後期開始	10 月 1 日（水）
冬季休業	12 月 25 日（木）～ 1 月 7 日（水）
学位記授与式	3 月 24 日（火）
後期終了	3 月 31 日（火）

（注）授業開始・終了日，履修届の受付日等の詳細については，その都度，掲示により通知する。

目 次

沿革略史	1
運営機構図	3
I 教 学 規 則 等	
1 神戸大学教学規則	7
2 神戸大学共通細則	31
3 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程	40
II 研究科規則等	
神戸大学大学院工学研究科規則	45
神戸大学大学院工学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規	80
神戸大学大学院工学研究科転入学に関する内規	83
神戸大学大学院工学研究科再入学に関する内規	84
神戸大学大学院工学研究科外国人特別学生の入学に関する規程	85
神戸大学大学院工学研究科科目等履修生規程	87
神戸大学大学院工学研究科聴講生規程	89
神戸大学大学院工学研究科研究生規程	91
修学上の取扱いについて	93
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて	
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて	
自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項	96
III 授業の概要について	
「工学研究科博士課程前期課程」	101
1 工学研究科前期課程の教育理念	101
工学研究科前期課程教育の目指すもの	103
教育研究組織	104
2 修学上の一般的事項	105
(1) 教育課程・教育方法について	107
(2) 授業について	107
(3) 単位の授与及び成績評価について	108
(4) 授業科目及び履修要件について	108
(5) 研究指導について	108
(6) 履修手続について	108
(7) 学期末試験について	109
(8) 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて	110

3 教育の目指すもの及び教育課程	111
◎ 各専攻共通授業科目の概要等	113
(1) 建築学専攻	115
① 教育の目指すもの	117
② 授業科目開講予定一覧	118
(2) 市民工学専攻	121
① 教育の目指すもの	123
② 授業科目開講予定一覧	124
(3) 電気電子工学専攻	127
① 教育の目指すもの	129
② 授業科目開講予定一覧	130
(4) 機械工学専攻	133
① 教育の目指すもの	135
② 授業科目開講予定一覧	136
(5) 応用化学専攻	139
① 教育の目指すもの	141
② 授業科目開講予定一覧	142
(6) 情報知能学専攻	145
① 教育の目指すもの	147
② 授業科目開講予定一覧	148
(7) 医工連携コース	151
・機械工学専攻	
・応用化学専攻	
・情報知能学専攻	
① 教育の目指すもの	153
② 授業科目開講予定一覧	154
(8) ITスペシャリスト育成推進プログラム	155
・情報知能学専攻	
① 教育の目指すもの	157
② 授業科目開講予定一覧	158
「工学研究科博士課程後期課程」	161
1 修学上の一般的事項	163
(1) 教育課程・教育方法について	163
(2) 授業について	163
(3) 単位の授与及び成績評価について	163
(4) 授業科目、修了要件及び履修手続きについて	164
(5) 授業科目の試験及び成績について	165

(6) 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取り扱いについて ……	165
(7) 研究指導について ……	165
(8) 研究経過発表会及び研究成果発表会について ……	166
2 各専攻共通授業科目の概要 ……	167
◎ 各専攻共通授業科目の概要 ……	169
3 各専攻の授業科目開講予定一覧表 ……	171
・建築学専攻 ……	173
・市民工学専攻 ……	175
・電気電子工学専攻 ……	177
・機械工学専攻 ……	179
・応用化学専攻 ……	181
・情報知能学専攻 ……	183

IV 学 位

神戸大学学位規程 ……	189
神戸大学大学院工学研究科の修士学位に関する内規 ……	199
神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領 ……	200
神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規 ……	201
神戸大学大学院工学研究科後期課程における早期修了に関する内規 ……	203
神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究経過発表会に関する申合わせ ……	205
神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究成果発表会に関する申合わせ ……	206
神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規 ……	208
神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合わせ ……	211
神戸大学大学院工学研究科の学位論文審査委員会に関する申合わせ ……	213

V 学生生活の案内

[工学研究科前期・後期課程学生共通事項] ……	217
1 修学に関する窓口について	
2 学生証について	
3 学生旅客運賃割引証〔学割証〕	
4 在学証明書及び修了見込証明書	
5 図書館の利用等について	
6 授業料免除（徴収猶予）に関する取扱いについて	
7 日本学生支援機構奨学金制度について	
8 学生教育研究災害傷害保険について	
9 心身の健康管理	
10 電子メール用ID利用上の注意	
11 神戸大学学生ホームページ運用に関するガイドライン	

12 構内への車両乗入れ規制について	
[前期課程工学研究科学生に関する事項]	225
1 掲示板について	
2 掲示, ポスター, ビラについて	
3 自動車, 単車の構内乗入れ規制について	
4 時間外の校舎使用について	
5 宿所変更の届出について	
6 欠席届, 休学, 復学及び退学の願い出について	
7 諸証明書の発行について	
8 通学定期乗車券について	
9 教室の使用について	
[後期課程学生に関する事項]	228
1 学生への通知等について	
2 諸手続について	
3 施設等の使用について	
VI 学生関係規則	
1 神戸大学学生健康診断規程	231
2 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	233
3 神戸大学学生懲戒規則	236
4 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	238
5 神戸大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針	239
VII 工学部関係規則等	
1 神戸大学工学部環境保全要項	245
2 神戸大学工学部工作技術センター利用規程	252
VIII 学内共同施設等関係規程	
1 神戸大学学術情報基盤センター利用規程	261
2 神戸大学連携創造センター利用要領	263
3 神戸大学遺伝子実験センター利用内規	265
4 神戸大学研究基盤センター規則	267
5 神戸大学環境管理センター規則	269
6 神戸大学放射線障害の防止に関する規則(抄)	271
IX 神戸大学配置図等	
1 神戸大学配置図	275
2 六甲台キャンパス案内	276

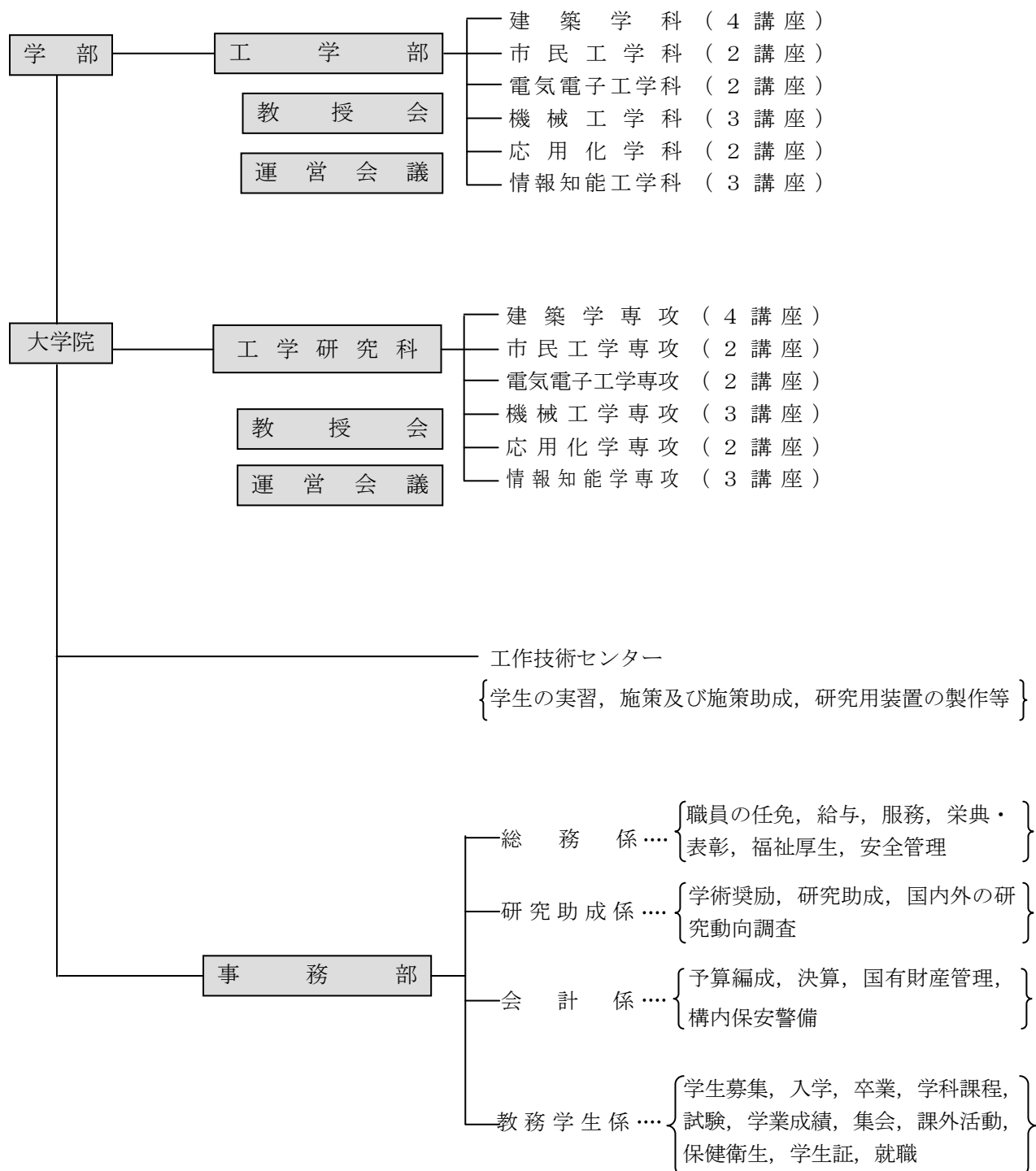
3	自然科学研究科・理学部学舎配置図	277
4	工学部学舎配置図	278
5	工学部学舎平面図	279
6	工学部教室設備一覧表	284
7	農学部学舎配置図	285
6	深江地区建物配置図	286
7	主な部局等所在地及び電話番号	287

沿 革 略 史

- 昭和50年 4 月24日 大学院設置基準の制定を契機に全学的組織による大学院問題検討委員会が設けられ、本学大学院の整備・充実についての検討を開始した。
- 昭和50年 7 月21日 理，工，農学部 of 教官を主体とする自然科学系の分科会が発足し、新しい構想による大学院設置の検討を開始した。
- 昭和51年 3 月22日 自然科学総合研究科（博士課程）の設置構想を起草した。
- 昭和51年12月 1 日 自然科学総合研究科（博士課程）の設置趣意書を発表した。
- 昭和52年 2 月24日 大学院問題検討委員会における検討内容のまとめとして、「神戸大学大学院設置計画」を発刊し、自然科学総合研究科（博士課程）設置計画を発表した。
- 昭和53年 3 月31日 「大学院の改革構想について」を刊行し、自然科学総合研究科（博士課程）設置に関する昭和52年度における検討経過を発表した。
- 昭和54年 4 月 1 日 生産科学専攻（後期 3 年博士課程）が独立専攻として工学研究科に設置された。
- 昭和55年 4 月 1 日 物質科学専攻（後期 3 年博士課程）が理学研究科に、システム科学専攻（後期 3 年博士課程）が工学研究科に独立専攻として設置された。
- 昭和56年 4 月 1 日 自然科学研究科（後期 3 年博士課程）が設置された。
物質科学専攻（理学研究科物質科学専攻を移行）
生産科学専攻（工学研究科生産科学専攻を移行）
資源生物科学専攻
環境科学専攻
システム科学専攻（工学研究科システム科学専攻を移行）
初代研究科長に須田省三教授（理学部）が就任した。
- 昭和57年 3 月17日 自然科学研究科校舎の新営工事を着工した。
- 昭和57年 3 月31日 第 1 回修了者に博士の学位を授与した。（学術博士 4 名，工学博士 2 名）
- 昭和58年 3 月28日 自然科学研究科校舎（現自然科学総合研究科 1 号館）の新営工事（延面積 5,781m²）が竣工した。
- 昭和58年 4 月 1 日 研究科長に赤川浩爾教授（工学部）が就任した。
- 昭和58年 4 月11日 自然科学研究科校舎において授業を開始した。
- 昭和60年 4 月 1 日 研究科長に荻田 淳教授（農学部）が就任した。
- 昭和62年 4 月 1 日 研究科長に村上温夫教授（工学部）が就任した。
- 平成元年 4 月 1 日 知能科学専攻が設置された。
- 平成元年 4 月 1 日 研究科長に位田正邦教授（理学部）が就任した。
- 平成 3 年 4 月 1 日 研究科長に平井一正教授（工学部）が就任した。
- 平成 5 年 4 月 1 日 研究科長に藤井 聡教授（農学部）が就任した。
- 平成 6 年 4 月 1 日 理学研究科，工学研究科及び農学研究科が，自然科学研究科の前期課程として改組・統合され，自然科学研究科は，前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。
後期課程に生命機能科学専攻が設置された。

平成7年4月1日	研究科長に北村新三教授（工学部）が就任した。
平成9年2月16日	研究科長に佐々木武教授（理学部）が就任した。
平成9年4月1日	後期課程の「物資科学専攻」，「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され，「情報メディア科学専攻」，「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
平成10年4月9日	後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され，「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
平成11年2月16日	研究科長に上田完次教授（工学部）が就任した。
平成11年4月1日	後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され，「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。
平成13年2月16日	研究科長に上島脩志教授（農学部）が就任した。
平成13年3月30日	自然科学総合研究棟2号館（延面積5,825㎡）が竣工した。
平成13年11月30日	自然科学総合研究棟3号館（西）（延面積8,668㎡）が竣工した。
平成14年6月28日	自然科学総合研究棟3号館（東）（延面積8,763㎡）が竣工した。
平成15年2月16日	研究科長に福田秀樹教授（工学部）が就任した。
平成15年10月1日	神戸商船大学との統合による第3次改組を行い，後期課程の「情報メディア科学専攻」，「分子集合科学専攻」，「地球環境科学専攻」，「構造科学専攻」，「資源エネルギー科学専攻」，「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」は廃止され，「数物科学専攻」，「分子物質科学専攻」，「地球惑星システム科学専攻」，「情報・電子科学専攻」，「機械・システム科学専攻」，「地域空間創生科学専攻」，「食料フィールド科学専攻」，「海事科学専攻」，「生命機能科学専攻」及び「資源生命科学専攻」の10専攻が設置された。
平成16年4月1日	国立大学法人神戸大学となった。
平成17年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年2月16日	研究科長に福田秀樹教授が再任された。
平成19年4月1日	自然科学研究科の第4次改組により，理学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び自然科学系先端融合研究環が設置された。 工学研究科では，博士課程前期課程及び博士課程後期課程に，建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻の各専攻が設置された。

運営機構図



I 教 学 規 則 等

1 神戸大学教学規則

目 次

第1章 総 則

第1条	趣 旨
第2条	教 育 憲 章
第3条	学 部
第4条	大 学 院
第5条	乗 船 実 習 科
第6条	収 容 定 員
第7条	学 年
第8条	学 期
第9条	休 業 日

第2章 学 部

第1節 入 学

第10条	入 学 許 可
第11条	早 期 入 学
第12条	入 学 期
第13条	編 入 学
第14条	転 入 学
第15条	再 入 学
第16条	入 学 志 願
第17条	入 学 手 続
第18条	入学料の免除
第19条	入学料の徴収猶予等
第20条	死亡等による入学料の免除
第21条	宣 誓

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

第22条	修 業 年 限
第23条	修業年限の通算
第24条	在 学 年 限
第25条	教 育 課 程
第26条	授業科目の区分
第27条	授 業 の 方 法
第28条	履修方法及び試験
第29条	履修科目の登録の上限

第30条	成績評価基準
第31条	単位の授与
第32条	単位の基準
第33条	他学部の授業科目の履修
第34条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第35条	大学以外の教育施設等における学修
第36条	入学前の既修得単位等の認定
第37条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条	転学部
第39条	転学科

第3節 留学及び休学

第40条	留学
第41条	休学の許可
第42条	休学の解除
第43条	休学の命令
第44条	休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条	退学
第46条	疾病等による除籍
第47条	入学料等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条	卒業要件
第49条	学士の学位授与

第6節 授業料

第50条	授業料の納期
第51条	授業料の免除
第52条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条	休学者の授業料
第54条	退学者等の授業料

第7節 賞 罰

第55条	表彰
第55条の2	懲戒

第3章 大 学 院

第1節 入 学

第56条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第58条	後期課程及び独立後期課程の入学資格

第59条	医学研究科の博士課程の入学資格
第60条	医学研究科の博士課程への早期入学
第61条	進 学
第62条	選 考 方 法

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

第63条	標準修業年限
第64条	教育方法等
第65条	他大学大学院等の研究指導
第66条	研究指導のための留学
第67条	修士課程及び前期課程の修了要件
第68条	博士課程の修了要件
第69条	専門職学位課程の修了要件
第70条	学位論文及び最終試験
第71条	修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準 用 規 定

第72条	準 用 規 定
第73条	履修科目の登録の上限
第74条	他大学大学院の授業科目の履修
第75条	入学前の既修得単位の認定
第76条	留 学
第77条	休 学

第4章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

第78条	特別聴講学生
第79条	特別研究学生
第80条	科目等履修生
第81条	聴講生，研究生及び専攻生
第82条	授業料の納期
第83条	外国人特別学生

第5章 授業料，入学料及び検定料の額

第84条	授業料，入学料及び検定料の額
第84条の2	授業料等の不徴収

第6章 教育職員免許状

第85条	教員の免許状授与の所要資格の取得
------	------------------

附 則

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年 4 月 1 日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年 5 月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第 3 条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際文化学部 国際文化学科

発 達 科 学 部 人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，地球惑星科学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海 事 科 学 部 海事技術マネジメント学科，海洋ロジスティクス科学科，マリンエンジニアリング学科

(大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名		課程の別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻		博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻		博士課程
人間発達環境学 研 究 科	心身発達専攻，教育・学習専攻，人間行動専攻，人間表現 専攻，人間環境学専攻		博士課程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻		博士課程
	実務法律専攻		専門職学位課程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻		博士課程
経 営 学 研 究 科	前 期 2 年 の 課 程	マネジメント・システム専攻，会計システム 専攻，市場科学専攻	博士課程
	後 期 3 年 の 課 程	マネジメント・システム専攻，会計システム 専攻，市場科学専攻，現代経営学専攻	
	現代経営学専攻		専門職学位課程

理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻	博士課程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博士課程
工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能学専攻	博士課程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化科学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学 期）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休 業 日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春 季 休 業 3月27日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規程にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規程にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に2

年以上在学した者

(3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

5 第1項及び第3項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部の第2年次に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(1) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入학을志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

（入学手続）

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと

認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

（教育課程）

第25条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平

成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 4 前3項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（編入学、転入学、再入学者の修業年数等）

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

（転学部）

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、当該学部の学部長は、許可することができる。

(転学科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授 業 料

（授業料の納期）

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学

業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期中の途中において、第45条の規定により退学し、次条の規定により退学若しくは停学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条第2号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為にあったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第60条 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

2 前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進 学）

第61条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（選考方法）

第62条 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科	教育・学習専攻（発達支援論コース）1年
国際協力研究科	国際協力政策専攻（地方行政コース）1年

- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

（研究指導ための留学）

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に3年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者）にあっては，当該在学

期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位)」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第78条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第82条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第83条 外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第5章 授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第84条 本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学におけ

る授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

3 外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第6章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

1 この規則は，平成20年4月1日から施行し，改正後の第4条第3項，第10条第8号，第11条第1項第5号，第13条第1項第2号及び第3号，第22条第1項，第56条第2号及び第8号，第58条第1号，第59条第6号，第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は，平成19年12月26日から適用する。ただし，別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は，平成22年4月1日から施行する。

2 農学部応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程，海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

別 表 収容定員

1 学 部

区 分			入 学 定 員		3 年次編入学定員		総 定 員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計
文 学 部	人文学科		115	115			460	460
国 際 文 化 学 部	国際文化学科		140	140			560	560
発 達 科 学 部	人間形成学科		90	280	学科共通 10	10	360	1, 140
	人間行動学科		50				200	
	人間表現学科		40				160	
	人間環境学科		100				400	
法 学 部	法律学科		180	180	20	20	760	760
経 済 学 部	経済学科		270	270	20	20	1, 120	1, 120
経 営 学 部	経営学科		260	260	20	20	1, 080	1, 080
理 学 部	数 学 科		25	140	学科共通 25	25	100	610
	物理学科		35				140	
	化 学 科		25				100	
	生物学科		20				80	
	地球惑星科学科		35				140	
医 学 部	医 学 科		95	255	5	30	590	1, 280
	保健学科	看護学専攻	80		10		690	
		検査技術科学専攻	40		5			
		理学療法学専攻	20		5			
		作業療法学専攻	20		5			
工 学 部	建築学科		90	540	学科共通 20	20	180	1, 900
	市民工学科		60				120	
	電気電子工学科		90				360	
	機械工学科		100				400	
	応用化学科		100				400	
	情報知能工学科		100				400	
農 学 部	食料環境システム学科		35	150	学科共通 20	20	35	150
	資源生命科学科		53				53	
	生命機能科学科		62				62	
海 事 科 学 部	海事技術マネジメント学科		90	200	学科共通 10	10	90	200
	海洋ロジスティクス科学科		50				50	
	マリンエンジニアリング学科		60				60	
合 計				2, 530		175		9, 260

2 大 学 院

区 分		入 学 定 員								総 定 員							
		修 士 課 程		博 士 課 程				専 門 職 学 位 課 程		修 士 課 程		博 士 課 程				専 門 職 学 位 課 程	
				前 期		後 期						前 期		後 期			
				専 攻 別	計	専 攻 別	計	専 攻 別	計			専 攻 別	計	専 攻 別	計	専 攻 別	計
人 文 学 研 究 科	文 化 構 造 専 攻			20		8						40		16			
	社 会 動 態 専 攻			30	50	12	20					60	100	24	40		
国 際 文 化 学 研 究 科	文 化 相 関 専 攻			20		6						40		12			
	グ ロー バ ル 文 化 専 攻			30	50	9	15					60	100	18	30		
人 間 発 達 環 境 学 研 究 科	心 身 発 達 専 攻			18		3						36		6			
	教 育 ・ 学 習 専 攻			18		4						36		8			
	(発 達 支 援 論 コー ス)			4								4					
	人 間 行 動 専 攻			6	96	2	17					12	188	4	34		
	人 間 表 現 専 攻			10		2						20		4			
	人 間 環 境 学 専 攻			40		6						80		12			
法 学 研 究 科	理 論 法 学 専 攻			28		14						56		42			
	政 治 学 専 攻			12	40	6	20					24	80	18	60		
	実 務 法 律 専 攻							100	100							300	300
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻			83	83	34	34					83	83	34	34		
経 営 学 研 究 科	マ ネ ジ メ ン ト ・ シ ス テ ム 専 攻			17		9						34		27			
	会 計 シ ス テ ム 専 攻			14	51	7	34					28	102	21	102		
	市 場 科 学 専 攻			20		10						40		30			
	現 代 経 営 学 専 攻					8								24			
	現 代 経 営 学 専 攻							69	69							138	138
理 学 研 究 科	数 学 専 攻			22		4						44		8			
	物 理 学 専 攻			24		5						48		10			
	化 学 専 攻			28	120	6	30					56	240	12	60		
	生 物 学 専 攻			22		8						44		16			
	地 球 惑 星 科 学 専 攻			24		7						48		14			
医 学 研 究 科	バ イ オ メ デ ィ カ ル サ イ エ ン ス 専 攻	20	20							20	20						
	医 科 学 専 攻							78	78							78	78
保 健 学 研 究 科	保 健 学 専 攻			56	56	25	25					56	56	25	25		
工 学 研 究 科	建 築 学 専 攻			65		8						130		16			
	市 民 工 学 専 攻			43		6						86		12			
	電 気 電 子 工 学 専 攻			65	398	8	54					130	796	16	108		
	機 械 工 学 専 攻			78		10						156		20			
	応 用 化 学 専 攻			73		10						146		20			
	情 報 知 能 学 専 攻			74		12						148		24			
農 学 研 究 科	食 料 共 生 シ ス テ ム 学 専 攻			27		6						54		12			
	資 源 生 命 科 学 専 攻			42	119	8	25					84	238	16	50		
	生 命 機 能 科 学 専 攻			50		11						100		22			
海 事 科 学 研 究 科	海 事 科 学 専 攻			60	60	11	11					120	120	22	22		
国 際 協 力 研 究 科	国 際 開 発 政 策 専 攻			22		11						44		33			
	国 際 協 力 政 策 専 攻			20		10						40		30			
	(地 方 行 政 コー ス)			10	70		30					10	130		90		
	地 域 協 力 政 策 専 攻			18		9						36		27			
合 計		20		1,193		315	78	169		20		2,233		655	78	438	

2 神戸大学共通細則

平成16年4月1日制定
最終改正 平成19年4月1日

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可に分け、可以上を合格とする。

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再発行手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠 席 届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院の第1条から第4条まで並びに第6条及び第7条に定める事項については、それぞれ関係の研究科において定める。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

様式 1 号

入 学 許 可 書			
		受験番号	番
		氏 名	
神戸大学 学部に入학을許可する。			
年 月 日			
神戸大学長			

A4 (297mm × 210mm)

様式 2 号

宣 誓 書			
私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守る ことを誓います。			
年 月 日			
神戸大学長 殿			
署 名			

A4 (297mm × 210mm)

様式 3 号

神戸大学 殿		年 月 日
		学部
		学科
		学籍番号 番
		住 所
		氏 名 ⑩
休 学 願		
下記のとおり休学したいので御許可願います。		
記		
1 理 由		
2 期 間 自 年 月 日		
至 年 月 日		

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 4 号

神戸大学 殿		年 月 日
		学部
		学科
		学籍番号 番
		住 所
		氏 名 ⑩
復 学 願		
下記のとおり復学したいので御許可願います。		
記		
1 理 由		
2 復学年月日 年 月 日		

注 病気の場合は診断書（復学意見書）添付のこと。 A4 (297mm × 210mm)

様式 5 号

神戸大学	殿	年	月	日
		学部		学科
		学籍番号		番
		本人住所		
		氏 名		印
		退 学 願		
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理 由			
2	退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

(表)

(裏)

様式7号

様式 8 号

		年 月 日	
神戸大学 殿			
		学部	学科
		学 籍 番 号	番
		住 所	
		氏 名	
欠 席 届			
下記のとおり欠席いたしますからお届けします。			
記			
1 理 由			
2 期 間 自 年 月 日			
至 年 月 日			

A4 (297mm×210mm)

学 生 登 録 票

様式 9 号

年 月 日提出

学 部		(平成) 年 月 日 入学・進学		学籍番号	
研究科		フリガナ			
昼間主・夜間主コース		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)			
学 科		ローマ字			
課 程		左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)			
専 攻		氏 名		男 ・ 女	
指導教員	該当者のみ	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)			外国籍
		19 (昭和/平成) 年 月 日生			
現 住 所 (入学後の住所)		自宅・学生寮・その他 () Eメール 郵便番号 アドレス 大学が付与するアドレス以外を記入してください。			
		住 所			
		電話番号〔固定電話〕 左詰			
		電話番号〔携帯電話〕 左詰			
本人の勤務先等 (該当者のみ)		勤務先名 勤務先の電話番号(左詰) 			
履 歴	学 歴	年 月	立	高等学校卒業	
		・			
		・			
		・			
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験		年度 合格
	職 歴 そ の 他	・ ~ ・			
・ ~ ・					
・ ~ ・					
保護者等の住所		フリガナ			
*保護者等の住所は、授業料の納付通知先となりますが、社会人学生で現住所を同通知先として希望する場合は、現住所等を記入してください。		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)			
		氏 名		本人との続柄	
		郵便番号		電話番号(左詰)	
		住 所			
緊急時の連絡先 (本人以外)		フリガナ 本人との続柄 () 氏 名 固定電話 () 勤務先等 携帯電話 () 同所在地			

- 注 1. 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人登録原簿記載事項証明書のとおり)正確に記入してください。
2. 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
3. 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4. この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料の納付通知、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

年 月 日届出

学 部	昼間主・夜間主 コース	学 科	課 程
研究科	専 攻		課 程
学籍番号		フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり 身上異動・住所変更 がありましたのでお届けします。

記

☐改姓 ☐改名 ☐現住所等変更 ☐保護者等の住所等変更 ☐その他（ ）

以下は、変更した事項のみ記入してください。

身 上 異 動 (改姓、改名等)	ローマ字		
	左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)		
	新	異動年月日 年 月 日	
	旧	※証明書類を必ず添付してください。	
現 住 所	自宅・学生寮・その他（ ）	Eメールアドレス	
	郵便番号	大学が付与するアドレス以外を記入してください。	
	住 所		
	電話番号〔固定電話〕		
	電話番号〔携帯電話〕		
本人の勤務先等 (該 当 者 の み)	勤務先名		
	勤務先の 電話番号		
保護者等の住所 * 保護者等の住所は、授業料の納付通知先となりますが、社会人学生で現住所を同通知先として希望する場合は、現住所等を記入してください。	フリガナ 氏 名		本人との続柄
	郵便番号	電話番号	
	住 所		
緊急時の連絡先 (本 人 以 外)	フリガナ 氏 名		本人との続柄
	勤務先等		固定電話
	同所在地		携帯電話

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料の納付通知、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式1 (除籍通知及び修得した単位の取り消し通知)

除 籍 通 知 学 科 学籍番号 氏 名 教学規則第47条第2号により，平成〇〇年〇月〇〇日付をもって除籍する。 なお，授業料未納の学期に取得した，次の授業科目の単位は取り消す。 平成〇〇年〇月〇〇日 神戸大学〇〇学長 〇 〇 〇 〇 印

様式2 除籍した者の報告

除 籍 者 報 告 書 年 月 日 学 務 課 長 殿 〇 〇 〇 学部・研究科 〇 〇 〇 係 下記の者を，除籍しましたので報告します。 記 学籍番号・氏名 除籍の経過 除籍年月日・除籍理由
--

3 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

【※印は、標準額の改定に基づき算出したもの】

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	年額 535,800円	282,000円	17,000円
夜間において授業を行う学部	年額 267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6 か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
養護学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 ※73,200円	31,300円	1,600円
科目等履修生・聴講生	1 単位につき ※14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 ※29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講生	1 単位につき ※14,800円		
特別研究学生	月額 ※29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期（財）画期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下この項および次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあつては2,200円）とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間において授業を行う学部にあつては7,800円）とする。

4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る

額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

- 5 小学校及び中学校並びに養護学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校	5,000円
養護学校の小学部	1,000円
養護学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する養護学校の高等部及び幼稚園並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに養護学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
養護学校の高等部	700円	1,800円
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中学校	1,300円	3,700円
養護学校の小学部	500円	500円
養護学校の中学部	600円	900円

- 7 学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円（夜間において授業を行う学部にあつては18,000円）とする。

- 8 平成10年度以前に入学した者の授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	平成5, 6年度入学者	平成7, 8年度入学者	平成9, 10年度入学者
学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円
夜間において授業を行う学部	年額 205,800 円	年額 223,800 円	年額 234,600 円
大学院の研究科	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円
研究生			年額 26,100 円

- 9 平成10年度以前に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

- 10 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書の規定により、大学院研究

科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物（共有部分を含む。）面積	寄 宿 料
居室が単身用の場合	18平方メートル以上20平方メートル未満	月額 4,300 円
	20平方メートル以上25平方メートル未満	月額 4,700 円
	25平方メートル以上	月額 5,900 円
居室が世帯用の場合	40平方メートル以上50平方メートル未満	月額 9,500 円
	50平方メートル以上60平方メートル未満	月額 11,900 円
	60平方メートル以上	月額 14,200 円

2 前項の規定にかかわらず、昭和34年4月1日以降昭和50年3月31日以前に建築された寄宿舎にあっては月額700円とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

Ⅱ 研究科規則等

神戸大学大学院工学研究科規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、各専攻分野の幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人並びに創造性及び国際性を有する研究者・高等教育機関の教員等を養成するため、専門性、学際性及び実践性を重視した教育研究を行う。

(課 程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び講座等)

第4条 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1に掲げるとおりとする。

(各専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 建築学専攻

建築学は、人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学の一つであることから、前期課程においては、「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域のより高度な知識を習得し、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材の養成を目的とし、後期課程においては、それぞれの専門分野に対応した理論の構築及び深化を目指し、国際性を有する高度な専門知識を備えた人材の養成を目的とする。

(2) 市民工学専攻

市民工学は、土木工学を基盤とした公共利用のための社会基盤施設の建設と保全を通じて、安心・安全で環境に調和した市民社会を創造することを目指す工学領域であることから、前期課程においては、21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための幅広い分野における専門知識及び応用力を習得した人材の養成を目的とし、後期課程においては、先端的分野に特化した教育研究を行うことにより、国際社会に寄与できる創造性豊かで高度な専門知識を備えた人材の養成を目的とする。

(3) 電気電子工学専攻

高度情報化社会に要求される新しいナノ材料、デバイス、ハードウェア、ソフトウェア、ウェアラブルコンピューティング技術、システム技術の基礎理論及び新しい展開の教育研究を、機能的に融合した電子物理大講座及び電子情報大講座において行うことにより、前期課程においては、高度な専門基礎学力及び基礎的研究能力を兼ね備えた人材の養成を目的とし、後期課

程においては、より高度な専門知識に基づいて新しい技術の展開に寄与できる国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(4) 機械工学専攻

前期課程においては、将来の科学技術及び基盤産業を先導する機械工学を、熱流体工学、材料物理工学、設計生産工学の3分野を柱に恒常的に創造するための研究を行い、自然科学・情報科学・社会科学等の基盤的な学問分野を修め、優れた専門知識を備えた技術者及び研究者の養成を目的とし、後期課程においては、人類社会の持続的な発展を実現するために必要な先進的かつ卓越した学術研究を推進することにより、国際的な視野及び見識並びに独創的な課題探求能力を有する指導的人材の養成を目的とする。

(5) 応用化学専攻

様々な分子及び材料について、機能発現の機構解明及びそれに基づく新規な物質創製から、化学・バイオ生産技術、分離・精製技術の高度化及び全体的な生産プロセスの解析にわたる広範囲な内容を統合した教育研究を行うことにより、前期課程においては、バランスの取れた化学技術者の養成を目的とし、後期課程においては、化学に関する高度な専門知識並びに優れた応用力及び創造力を持ち、高度化・多様化する社会ニーズに対応して将来の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の養成を目的とする。

(6) 情報知能学専攻

情報知能学専攻は、情報基礎、情報システム及びシステムデザインの大講座から構成されており、次世代情報及び知的システムの実現のための先端教育を行うことにより、前期課程においては、情報技術及びシステム技術の領域、ハード及びソフトの世界を統合的に理解する人材の養成を目的とし、後期課程においては、新世代知識システム等の高度に融合する分野において新たな問題及び新分野を創出する能力を持ち、創造性豊かな思考及び研究開発能力を持った技術者及び研究者の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 (削除)

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長は、研究科が選出した評議員をもって充てる。

(専攻長)

第8条 研究科の各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。

4 専攻長の任期は、1年とする。

5 専攻長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める。

(副専攻長)

第9条 研究科の各専攻に、副専攻長を置く。

- 2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。
- 3 副専攻長は、専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。
- 4 副専攻長の任期は、1年とする。
- 5 副専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会が定める。

(前期課程の入学資格)

第10条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(進学)

第11条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(後期課程の入学資格)

第12条 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(6) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（選考方法）

第13条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

（転 専 攻）

第14条 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、研究科長は、教授会の議を経て許可することがある。

3 転専攻の時期等については、別に定める。

（転 入 学）

第15条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

（再 入 学）

第16条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、研究科長は、教授会の議を経て許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法）

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 前項に掲げる授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

（授業科目等）

第18条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

（単位の基準）

第19条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

（指導教員）

第20条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科に勤務する神戸大学の専任の教授（特命教授を除く。）及び連携講座の教授とする。ただし、必要があるときは、研究科に勤務する本学の専任の准教授、講師、助教（これらのうち特命教員を除く。）又は連携講座の准教授のうち教授会が認めた者をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第21条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。
- 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、第35条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第22条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、前期課程にあつては10単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第35条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程にあつては10単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第35条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

第24条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあつては、特別の事情があると認められる場合に限り、2年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

(自然科学系プログラム教育コース)

第25条 自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため、前期課程に自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）を置く。

- 2 プログラムコースに関し必要な事項は、別に定める。

(医工連携コース)

第26条 企業の中核的人材に対して、ものづくり技術の最先端教育を行うため、前期課程に医工連携コース（中核人材育成）（以下「医工連携コース」という。）を置く。

- 2 医工連携コースに関し必要な事項は、別に定める。

（マルチメジャーコース）

第27条 複眼的視野を持った創造性豊かな高度専門職業人を育成するため、博士課程にマルチメジャーコースを置く。

2 マルチメジャーコースに関し必要な事項は、別に定める。

（派遣型産学連携コースワーク）

第28条 プロジェクトの企画及び遂行に係る能力を向上させるため、博士課程に、就業体験その他の産学双方向連携による派遣型産学連携コースワークを置く。

2 派遣型産学連携コースワークに関し必要な事項は、別に定める。

（留 学）

第29条 学生は、第21条及び第23条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

（休 学）

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、1年を限度として、休学期間の延る長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

（単位の授与）

第31条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行う。

（前期課程の研究経過発表会）

第32条 各専攻は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

（後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会）

第33条 各専攻は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

2 各専攻は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催するものとする。

3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、所定の期間を経なければ、学位論文を提出することができない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第34条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（課程の修了）

第35条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第2に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に

1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第3に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期2年の課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の課程修了の認定は、教授会が行う。

（学位の授与）

第36条 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 工学

博士課程 工学又は学術

（特別聴講学生）

第37条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第38条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第39条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴 講 生）

第40条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（研 究 生）

第41条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究科に勤務する教員の指導の下に研究を行うものとする。

- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第42条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 専攻、講座及び教育研究分野（第4条関係）

専攻	講座	教育研究分野
建築学専攻	空間デザイン	建築・都市デザイン
		住宅・コミュニティデザイン
		構造デザイン
		建築マネジメント
	建築計画・建築史	建築史・歴史環境論
		地域・住宅計画
		建築・都市安全計画
	構造工学	構造性能工学
		構造制御工学
		構造システム工学
	環境工学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
		都市環境・設備計画
	地域減災計画 *	地域減災計画
市民工学専攻	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震減災工学
		流域防災工学
	環境共生工学	環境流体工学
		水圏環境工学
		地圏環境工学
		広域環境工学
		都市保全工学
		都市経営工学
電気電子工学専攻	電子物理	メゾスコピック材料学
		フォトニック材料学
		量子機能工学
		ナノ構造エレクトロニクス
		電磁エネルギー物理学
	電子情報	集積回路情報
		計算機工学
		情報通信

電気電子工学専攻	電子情報	アルゴリズム
		知的学習論
	機能性薄膜学 *	機能性薄膜学
機械工学専攻	熱流体エネルギー	応用流体工学
		混相熱流体工学
		エネルギー変換工学
		エネルギー環境工学
	材料物理	固体力学
		破壊制御学
		材料物性学
		表面・界面工学
	設計生産	複雑系機械工学
		機械ダイナミックス
		コンピューター統合生産工学
		知能システム創成学
		創造設計工学
	知的製造システム *	知的製造システム
	機能適応モデル *	機能適応モデル
応用化学専攻	物質化学	応用物理化学
		応用無機化学
		応用有機化学
		応用高分子化学
		機能分析化学
		高分子コロイド化学
		機能分子化学
	化学工学	触媒反応工学
		移動現象工学
		化学システム工学
		粒子流体工学
		生物化学工学
		生物プロセス工学
		材料プロセス工学
	局所場反応・物性解析学 *	局所場反応・物性解析学
	化学エネルギー変換プロセス学 *	化学エネルギー変換プロセス学
情報知能学専攻	情報基礎	情報メディア
		プログラミング言語

情報知能学専攻	情報基礎	知能システム
		人工知能
		知的ソフトウェア
		情報数理
	情報システム	知能ロボティクス
		無線通信
		情報フォトリクス
		計算機システム
		プロセッサ・アーキテクチャ
	システムデザイン	システム計画
		システム設計
		システム制御
		システム情報
		システム構造
		分布系同定・応用関数解析
		分布系制御・非線型解析
	応用システム *	応用システム
	感性アートメディア *	感性アートメディア

(注) *印は、連携講座を示す。

別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等（第18条、第35条関係）

(1) 専攻共通

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修	2単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	選択必修	
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	選択必修	
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	選択必修	
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	選択必修	
学際工学特論1	2	選択※	マルチメジャーコースの指定科目
学際工学特論2	2	選択※	
学際工学特論3	2	選択※	
学際工学特論4	2	選択※	
学際工学特論5	2	選択※	
学際工学特論6	2	選択※	
インターンシップ	4	選択※	派遣型産学連携教育の指定科目
産学連携工学特論	4	選択※	
応用数学特論Ⅰ	2	選択	
応用数学特論Ⅱ	2	選択	
応用数学特論Ⅲ	2	選択	
応用数学特論Ⅳ	2	選択	

（注）※印の科目は、修了要件には含まない。

(2) 建築学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
X線・粒子線応用工学	2	選択	
日本建築・都市史	2	選択	
西洋建築・都市史	2	選択	
建築計画・設計論	2	選択	
建築環境造形論	2	選択	
建築環境安全論	2	選択	
都市計画構成論	2	選択	
都市景観形成論	2	選択	
生活環境計画特論	2	選択	
環境デザイン論	2	選択	
建築都市安全計画論	2	選択	
地域管理計画論	2	選択	
避難計画特論	2	選択	

線構造力学	2	選択	
鋼架構論	2	選択	
固体計算力学Ⅰ	2	選択	
空間構成論	2	選択	
構造解析学	2	選択	
建築構造計画論	2	選択	
建築構造システム論	2	選択	
防振耐震工学	2	選択	
建築動力学	2	選択	
防災構造工学特論	2	選択	
都市環境システム	2	選択	
音環境評価論	2	選択	
音環境解析論	2	選択	
環境設備計画	2	選択	
建築熱環境工学	2	選択	
建築環境システム	2	選択	
設計演習特論	2	選択	
建築ゼミナールⅠ	2	選択	
建築ゼミナールⅡ	2	選択	
建築ゼミナールⅢ	2	選択	
建築ゼミナールⅣ	2	選択	
特別演習	3	必修	
特定研究	8	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：11単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選択：17単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

(3) 市民工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
X線・粒子線応用工学	2	選択	
交通システム工学特論	2	選択	
意思決定論	2	選択	

地域システム論	2	選択	
都市環境計画特論	2	選択	
固体計算力学Ⅱ	2	選択	
固体計算力学Ⅲ	2	選択	
岩盤工学特論	2	選択	
地震工学特論	2	選択	
橋工学特論	2	選択	
コンクリート工学特論	2	選択	
土質力学特論Ⅰ	2	選択	
土質力学特論Ⅱ	2	選択	
地盤基礎工学特論	2	選択	
都市環境マネジメント	2	選択	
陸水域の環境	2	選択	
流域マネジメント	2	選択	
流域システム	2	選択	
流体力学特論	2	選択	
水工学特論	2	選択	
沿岸の環境と防災	2	選択	
地盤環境学特論	2	選択	
地盤防災学特論Ⅰ	2	選択	
地盤防災学特論Ⅱ	2	選択	
土木技術英語	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
特別講義Ⅲ	2	選択	
特別講義Ⅳ	2	選択	
特別講義Ⅴ	2	選択	
特別講義Ⅵ	2	選択	
特別講義Ⅶ	1	選択	
特別講義Ⅷ	1	選択	
特別演習	3	必修	
特定研究	8	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：11単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：17単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

(4) 電気電子工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
X線・粒子線応用工学	2	選択	
量子力学特論	2	選択	
光電磁波論特論	2	選択	
量子光学	2	選択	
光通信デバイス	2	選択	
固体物性特論Ⅰ	2	選択	
固体物性特論Ⅱ	2	選択	
磁性特論	2	選択	
フォトニクスデバイス工学	2	選択	
電子物性工学	2	選択	
メゾスコピック電子材料	2	選択	
真空工学特論	2	選択	
光デバイス工学特論	2	選択	
量子電子工学特論	2	選択	
集積回路設計工学特論	2	選択	
集積回路システム特論	2	選択	
論理システム特論	2	選択	
ソフトウェア構成特論	2	選択	
計算機システム特論	2	選択	
通信システム特論	2	選択	
通信情報特論	2	選択	
画像処理特論	2	選択	
計算量理論	2	選択	
データ構造論	2	選択	
情報ネットワーク特論	2	選択	
電力工学特論	2	選択	
放電プラズマ工学特論	2	選択	
エネルギー変換特論	2	選択	
システム工学特論	2	選択	
現代制御工学特論	2	選択	
最適化理論	2	選択	

特別講義Ⅰ（音声認識）	2	選択	
特別講義Ⅱ（製品開発プロセス）	2	選択	
特別講義Ⅲ （有機電子・光デバイス）	2	選択	
学外実習	1	選択	
論文の書き方と発表の仕方	1	選択	
英語によるプレゼンテーション 上級	1	選択	
電気電子工学ゼミナール	1	必修	
特定研究	6	必修	

（備考）

修了要件 30単位以上

必修：7単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選択：21単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

(5)－1 機械工学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
真空工学特論	2	選択	
X線・粒子線応用工学	2	選択	
流体非線形力学	2	選択	
航空流体力学	2	選択	
気体力学	2	選択	
分子気体力学	2	選択	
輸送現象論	2	選択	
熱エネルギーシステム工学	2	選択	
宇宙機械論	2	選択	
燃焼工学	2	選択	
数値熱流体力学	2	選択	
複雑流体力学	2	選択	
熱流体計測論	2	選択	
非線形連続体力学	2	選択	
マルチスケール固体力学	2	選択	
計算材料科学	2	選択	
破壊力学	2	選択	

複合材料学	2	選択	
信頼性工学	2	選択	
結晶物理工学	2	選択	
量子物性工学	2	選択	
応用表面工学	2	選択	
トライボロジー	2	選択	
マイクロマシン	2	選択	
アドバンス制御システム論	2	選択	
多変数制御論	2	選択	
応用機械力学	2	選択	
動的システム解析	2	選択	
生体工学	2	選択	
知能化生産システム論	2	選択	
加工プロセス論	2	選択	
機械生産科学	2	選択	
マイクロ加工学	2	選択	
人工物創成学	2	選択	
設計開発知能論	2	選択	
知能化人工システム論	2	選択	
複雑適応システム論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
英語特別講義Ⅰ	2	選択	
英語特別講義Ⅱ	2	選択	
英語特別講義Ⅲ	2	選択	
英語特別講義Ⅳ	2	選択	
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	選択	
インターンシップ	1	選択	
生産プロセス技術	4	その他	医工連携コースの指定科目
医療技術・医療用機器	4	その他	
生産システムと生産管理	4	その他	
特定研究Ⅰ	4	必修	
特定研究Ⅱ	4	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：8単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選択：20単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目は修了要件には含まない。

(5)－2 機械工学専攻医工連携コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
生産プロセス技術	4	必修	
医療技術・医療用機器	4	必修	
生産システムと生産管理	4	必修	
実験・実習1	2	必修	
実験・実習2	2	必修	
特定研究1	4	必修	
特定研究2	4	必修	
インターンシップ	4	必修	
医工連携特別講義	2	選択	
真空工学特論	2	選択	
X線・粒子線応用工学	2	選択	
流体非線形力学	2	選択	
航空流体力学	2	選択	
気体力学	2	選択	
分子気体力学	2	選択	
輸送現象論	2	選択	
熱エネルギーシステム工学	2	選択	
宇宙機械論	2	選択	
燃焼工学	2	選択	
数値熱流体力学	2	選択	
複雑流体力学	2	選択	
熱流体計測論	2	選択	
非線形連続体力学	2	選択	
マルチスケール固体力学	2	選択	
計算材料科学	2	選択	

破壊力学	2	選択	
複合材料学	2	選択	
信頼性工学	2	選択	
結晶物理工学	2	選択	
量子物性工学	2	選択	
応用表面工学	2	選択	
トライボロジー	2	選択	
マイクロマシン	2	選択	
アドバンス制御システム論	2	選択	
多変数制御論	2	選択	
応用機械力学	2	選択	
動的システム解析	2	選択	
生体工学	2	選択	
知能化生産システム論	2	選択	
加工プロセス論	2	選択	
機械生産科学	2	選択	
マイクロ加工学	2	選択	
人工物創成学	2	選択	
設計開発知能論	2	選択	
知能化人工システム論	2	選択	
複雑適応システム論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
英語特別講義Ⅰ	2	選択	
英語特別講義Ⅱ	2	選択	
英語特別講義Ⅲ	2	選択	
英語特別講義Ⅳ	2	選択	
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	選択	
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	選択	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：28単位

選択：2単位以上

(6)－1 応用化学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
応用物理化学	2	選択	
量子化学	2	選択	
無機構造論	2	選択	
無機物性論	2	選択	
無機反応論	2	選択	
有機合成論	2	選択	
応用有機合成論	2	選択	
有機反応論	2	選択	
高分子構造・物性論	2	選択	
高分子化学特論	2	選択	
高分子機能化論	2	選択	
機能性分子論	2	選択	
機能性材料論	2	選択	
物理化学特論	2	選択	
流体物性論	2	選択	
反応工学特論	2	選択	
反応プロセス設計論	2	選択	
触媒化学特論	2	選択	
移動現象特論	2	選択	
多相系移動現象論	2	選択	
単位操作論	2	選択	
プロセスシステム工学特論	2	選択	
プロセス制御特論	2	選択	
生物反応工学	2	選択	
生物化学工学特論	2	選択	
生物分離工学	2	選択	
分子生物工学	2	選択	
論文講究Ⅰ	2	必修	
論文講究Ⅱ	2	必修	
特別講義Ⅰ	1	選択	
特別講義Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅲ	1	選択	
特別講義Ⅳ	1	選択	
化学英語演習	2	選択	
生産プロセス技術	4	その他	医工連携コースの指定科目

医療技術・医療用機器	4	その他	医工連携コースの指定科目
生産システムと生産管理	4	その他	
特定研究	4	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：8単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選択：20単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目は修了要件には含まない。

(6)－2 応用化学専攻医工連携コース

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
生産プロセス技術	4	必修	
医療技術・医療用機器	4	必修	
生産システムと生産管理	4	必修	
実験・実習1	2	必修	
実験・実習2	2	必修	
特定研究1	4	必修	
特定研究2	4	必修	
インターンシップ	4	必修	
医工連携特別講義	2	選択	
応用物理化学	2	選択	
量子化学	2	選択	
無機構造論	2	選択	
無機物性論	2	選択	
無機反応論	2	選択	
有機合成論	2	選択	
応用有機合成論	2	選択	
有機反応論	2	選択	
高分子構造・物性論	2	選択	
高分子化学特論	2	選択	
高分子機能化論	2	選択	
機能性分子論	2	選択	
機能性材料論	2	選択	

物理化学特論	2	選択	
流体物性論	2	選択	
反応工学特論	2	選択	
反応プロセス設計論	2	選択	
触媒化学特論	2	選択	
移動現象特論	2	選択	
多相系移動現象論	2	選択	
単位操作論	2	選択	
プロセスシステム工学特論	2	選択	
プロセス制御特論	2	選択	
生物反応工学	2	選択	
生物化学工学特論	2	選択	
生物分離工学	2	選択	
分子生物工学	2	選択	
特別講義Ⅰ	1	選択	
特別講義Ⅱ	1	選択	
特別講義Ⅲ	1	選択	
特別講義Ⅳ	1	選択	
化学英語演習	2	選択	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：28単位

選択：2単位以上

(7)－1 情報知能学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
応用解析学特論	2	選択	
分布系制御理論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
数理論理学特論Ⅰ	2	選択	
数理論理学特論Ⅱ	2	選択	
数理論理学特論Ⅲ	2	選択	
数理論理学特論Ⅳ	2	選択	
計算機数学特論	2	選択	
システムプログラム特論	2	選択	
ソフトウェア工学特論Ⅰ	2	選択	
ソフトウェア工学特論Ⅱ	2	選択	

人工知能特論	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論	2	選択	
言語工学特論	2	選択	
データベース・システム特論	2	選択	
メディア論	2	選択	
情報通信工学特論	2	選択	
自律機械構成論	2	選択	
知能機械特論	2	選択	
電磁波応用特論	2	選択	
光情報計測特論	2	選択	
光工学特論	2	選択	
信号解析特論	2	選択	
画像情報処理特論	2	選択	
パターン認識	2	選択	
システム設計学特論	2	選択	
システム計画学特論	2	選択	
オペレーションズリサーチ特論	2	選択	
適応・学習と制御	2	選択	
システム解析学特論	2	選択	
システム制御理論特論	2	選択	
ダイナミカルシステム論	2	選択	
ロボット工学特論	2	選択	
VLSI設計工学特論	2	選択	
知識情報処理	2	選択	
医用画像工学	2	選択	
バイオインフォマティクス特論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
生産プロセス技術	4	その他	医工連携コースの指定科目
医療技術・医療用機器	4	その他	
生産システムと生産管理	4	その他	
特定研究	5	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：5単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：23単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目のうち、1科目4単位まで選択科目として修了要件に算入することができる。

(7)－2 情報知能学専攻医工連携コース

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
生産プロセス技術	4	必修	
医療技術・医療用機器	4	必修	
生産システムと生産管理	4	必修	
実験・実習1	2	必修	
実験・実習2	2	必修	
特定研究1	4	必修	
特定研究2	4	必修	
インターンシップ	4	必修	
医工連携特別講義	2	選択	
応用解析学特論	2	選択	
分布系制御理論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
数理論理学特論Ⅰ	2	選択	
数理論理学特論Ⅱ	2	選択	
数理論理学特論Ⅲ	2	選択	
数理論理学特論Ⅳ	2	選択	
計算機数学特論	2	選択	
システムプログラム特論	2	選択	
ソフトウェア工学特論Ⅰ	2	選択	
ソフトウェア工学特論Ⅱ	2	選択	
人工知能特論	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論	2	選択	
言語工学特論	2	選択	
データベース・システム特論	2	選択	
メディア論	2	選択	
情報通信工学特論	2	選択	
自律機械構成論	2	選択	
知能機械特論	2	選択	
電磁波応用特論	2	選択	

光情報計測特論	2	選択	
光工学特論	2	選択	
信号解析特論	2	選択	
画像情報処理特論	2	選択	
パターン認識	2	選択	
システム設計学特論	2	選択	
システム計画学特論	2	選択	
オペレーションズリサーチ特論	2	選択	
適応・学習と制御	2	選択	
システム解析学特論	2	選択	
システム制御理論特論	2	選択	
ダイナミカルシステム論	2	選択	
ロボット工学特論	2	選択	
VLSI設計工学特論	2	選択	
知識情報処理	2	選択	
医用画像工学	2	選択	
バイオインフォマティクス特論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：28単位

選択：2単位以上

(7)－3 情報知能学専攻（ITスペシャリスト育成推進プログラム）

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
実践プロジェクト管理	2	必修	IT Spiral C実践科目
実践ソフトウェア開発論	2	必修	IT Spiral C実践科目
実践ソフトウェア開発演習	2	必修	IT Spiral C実践科目
先端ソフトウェア開発論	2	必修	IT Spiral B先端科目
先端情報システム開発	2	必修	IT Spiral B先端科目
応用解析学特論	2	選択	
分布系制御理論	2	選択	
数理統計学特論	2	選択	
数理論理学特論Ⅰ	2	選択	
数理論理学特論Ⅱ	2	選択	
数理論理学特論Ⅲ	2	選択	

数理論理学特論Ⅳ	2	選択	
計算機数学特論	2	選択	
システムプログラム特論	2	選択	IT Spiral A基礎科目
ソフトウェア工学特論Ⅰ	2	選択	IT Spiral A基礎科目
ソフトウェア工学特論Ⅱ	2	選択	
人工知能特論	2	選択	
計算機アーキテクチャ特論	2	選択	
言語工学特論	2	選択	IT Spiral A基礎科目
データベース・システム特論	2	選択	IT Spiral A基礎科目
メディア論	2	選択	
情報通信工学特論	2	選択	
自律機械構成論	2	選択	
知能機械特論	2	選択	
電磁波応用特論	2	選択	
光情報計測特論	2	選択	
光工学特論	2	選択	
信号解析特論	2	選択	
画像情報処理特論	2	選択	
パターン認識	2	選択	
システム設計学特論	2	選択	
システム計画学特論	2	選択	
オペレーションズリサーチ特論	2	選択	
適応・学習と制御	2	選択	
システム解析学特論	2	選択	
システム制御理論特論	2	選択	
ダイナミカルシステム論	2	選択	
ロボット工学特論	2	選択	
VLSI設計工学特論	2	選択	
知識情報処理	2	選択	
医用画像工学	2	選択	
バイオインフォマティクス特論	2	選択	
特別講義Ⅰ	2	選択	
特別講義Ⅱ	2	選択	
特定研究	5	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

必修：15単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより2単位以上修得すること。

選 択：13単位以上

- ・IT Spiral A基礎科目より4単位以上修得すること。
- ・応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等(第18条, 第35条関係)

(1) 専攻共通

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択	
先端融合科学特論Ⅱ－2	2	選択	
先端融合科学特論Ⅱ－3	2	選択	
先端融合科学特論Ⅱ－4	2	選択	
学際工学特論A	2	選択※	マルチメジャーコースの指定科目
学際工学特論B	2	選択※	
学際工学特論C	2	選択※	
学際工学特論D	2	選択※	
学際工学特論E	2	選択※	
学際工学特論F	2	選択※	
インターンシップ	4	選択※	派遣型産学連携教育の指定科目

※印の科目は、修了要件には含まない。

(2) 建築学専攻

科 目 名	単位数	必修・選択の別	備 考
空間音響学	2	選択	
感性空間構成	2	選択	
騒音制御	2	選択	
都市熱環境計画論	2	選択	
居住熱環境計画論	2	選択	
構造物安定論	2	選択	
耐震構造解析学	2	選択	
構造物破壊論	2	選択	
空間システム創生論	2	選択	
空間システム設計論	2	選択	
空間システム機能論	2	選択	
空間構造学	2	選択	
耐震防災論	2	選択	
空間骨組構成論	2	選択	
空間構造設計論	2	選択	
都市空間計画	2	選択	
市街地環境設計	2	選択	
住環境形成システム論	2	選択	
空間形成史	2	選択	

建築文化環境論	2	選択	
建築空間構成論	2	選択	
環境防災論	2	選択	
防災マネジメント	2	選択	
建築防火論	2	選択	
集住環境計画	2	選択	
コミュニティ空間計画論	2	選択	
減災空間設計法	2	選択	連携講座
救急避難システム論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(3) 市民工学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
運輸交通システム計画論	2	選択	
地域システム構成論	2	選択	
時空間行動論	2	選択	
都市空間分析	2	選択	
地震防災工学	2	選択	
構造診断学	2	選択	
地下空間構造学	2	選択	
適応構造制御論	2	選択	
空間構造振動論	2	選択	
地圏水理学	2	選択	
水資源計画	2	選択	
広域流体運動論	2	選択	
水理計画論	2	選択	
陸水域環境	2	選択	
海域環境管理	2	選択	
水環境解析	2	選択	
土地防災論	2	選択	
斜面安定論	2	選択	

土地安定対策論	2	選択	
土地造成計画論	2	選択	
地盤構造物論	2	選択	
地下構造解析学	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(4) 電気電子工学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
メゾスコピック材料学	2	選択	
超微細加工論	2	選択	
光電子物性特論	2	選択	
量子デバイス特論I	2	選択	
量子デバイス特論II	2	選択	
ナノ構造エレクトロニクスI	2	選択	
ナノ構造エレクトロニクスII	2	選択	
フォトニック材料学I	2	選択	
フォトニック材料学II	2	選択	
高エネルギー荷電粒子特論	2	選択	
固体表面構造論	2	選択	
プラズマ応用特論	2	選択	
電気エネルギー物理解析論	2	選択	
集積回路構成論	2	選択	
組織知能論	2	選択	
情報理論	2	選択	
アルゴリズム設計	2	選択	
データ構造特論	2	選択	
集積回路設計論	2	選択	
知的エージェント論	2	選択	
知的符号化論	2	選択	
学習と推論	2	選択	
脳型学習理論	2	選択	

酸化物薄膜素子学	2	選択	連携講座
原子制御薄膜材料学	2	選択	
光機能性半導体薄膜学	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(5) 機械工学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
材料階層構造論	2	選択	
材料機能形態論	2	選択	
環境・高温強度論	2	選択	
微小材料強度論	2	選択	
界面力学	2	選択	
ナノ材料構造・機能論	2	選択	
ナノ材料電子制御論	2	選択	
ナノ構造解析論	2	選択	
ナノ・マイクロエンジニアリング	2	選択	
機能表面創成論	2	選択	
動的機能創成論	2	選択	
動的システム創成論	2	選択	
生体ダイナミクス解析論	2	選択	
メカニズム創成論	2	選択	
インテリジェント制御システム論	2	選択	
次世代生産システム論	2	選択	
知的精密生産機械論	2	選択	
先端生産プロセス論	2	選択	
知的人工物創成論	2	選択	
人工環境設計学	2	選択	
適応知能システム論	2	選択	
流体エネルギー形態論	2	選択	
高速流体現象論	2	選択	
混相熱エネルギー輸送論	2	選択	

混相熱流体機器論	2	選択	
熱エネルギーシステム論	2	選択	
複雑熱流体解析論	2	選択	
エネルギー変換論	2	選択	
環境熱流体解析論	2	選択	
生産情報学	2	選択	連携講座
知的制御論	2	選択	
情報制御学	2	選択	
福祉情報工学	2	選択	
知覚・進化機構論	2	選択	
情報伝達デバイス論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(6) 応用化学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
有機反応機構論	2	選択	
有機分子合成論	2	選択	
多相系材料論	2	選択	
多相系機能論	2	選択	
機能性高分子微粒子論	2	選択	
機能性微粒子物性論	2	選択	
薄膜形成論	2	選択	
薄膜構造論	2	選択	
反応場制御論	2	選択	
無機高分子合成論	2	選択	
高分子機能論	2	選択	
有機材料反応論	2	選択	
流体物性論	2	選択	
物性解析論	2	選択	
触媒反応制御学	2	選択	
応用触媒反応論	2	選択	

物質機能論	2	選択	
移動操作論	2	選択	
プロセス設計論	2	選択	
プロセスシステム解析論	2	選択	
集合体制御論	2	選択	
移動現象制御論	2	選択	
生物機能応用工学	2	選択	
非線形現象解析論	2	選択	
生物反応プロセス工学	2	選択	
生物反応制御論	2	選択	
フォトニクスガラス材料論	2	選択	連携講座
局所場生体物質論	2	選択	
局所場反応解析論	2	選択	
エネルギー材料学	2	選択	
エネルギー開発学	2	選択	
固体電気化学	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必修：6単位

選択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

(7) 情報知能学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
知識組織論	2	選択	
進化探索論	2	選択	
マルチメディアデータベース論	2	選択	
情報メディア形成論	2	選択	
メディア内容検索論	2	選択	
知識情報処理論	2	選択	
情報ネットワーク構成論	2	選択	
計算機構造論	2	選択	
情報通信システム設計	2	選択	
システムLSI工学	2	選択	
ソフトウェア工学	2	選択	

オペレーティングシステム特論	2	選択	
神経回路	2	選択	
パターン認識	2	選択	
モデリング・プログラミング論	2	選択	
計算モデル論	2	選択	
形式的体系論	2	選択	
多変量統計解析論	2	選択	
数理的知識表現	2	選択	
証明論	2	選択	
公理的集合論	2	選択	
システム最適設計論	2	選択	
システム構築論	2	選択	
知的システム計画論	2	選択	
知的システム運用論	2	選択	
システム構成論	2	選択	
システム機能論	2	選択	
分布系同定論	2	選択	
応用関数解析	2	選択	
分布系制御論	2	選択	
非線形現象論	2	選択	
システム制御論	2	選択	
大規模システム論	3	選択	
知能ロボット論	2	選択	
システムモデル論	2	選択	
パターン計測論	2	選択	
光情報処理	2	選択	
宇宙システム構成論	2	選択	
宇宙システム情報論	2	選択	
応用システム認識論	2	選択	連携講座
応用システム計画論	2	選択	
応用システム開発論	2	選択	
メディア表現論	2	選択	
マルチモーダル情報処理	2	選択	
感性情報環境論	2	選択	
特定研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位以上

必 修：6 単位

選 択：4 単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

神戸大学大学院工学研究科入学試験出願資格の認定に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、工学研究科規則第10条第8号、第9号又は第10号の規定により前期課程に入学を志願しようとする者、及び第12条第5号又は第6号の規定により後期課程に入学を志願しようとする者の出願資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(前期課程出願資格の認定)

第2条 次の第1号及び第2号によって前期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により、第3号によって出願しようとする者は、事前審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (2) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (3) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(後期課程出願資格の認定)

第3条 次の各号のいずれかによって後期課程に出願しようとする者は、出願に先立ち資格審査により出願資格の認定を受けなければならない。

- (1) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学又は研究所等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者
- (3) 大学において、医学、歯学又は獣医学を履修する6年制の課程を修了した者
- (4) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると研究科が認めた者で、24歳に達したもの

(出願資格審査委員会)

第4条 出願資格の認定を行うため、工学研究科出願資格審査委員会（以下「出願資格審査委員会」という。）を置く。

- 2 出願資格審査委員会は、工学研究科入学試験委員会委員長及び入学試験委員会委員をもって組織し、委員長は入学試験委員会委員長を充てる。出願資格審査委員会は、出願資格審査委員会委員長が招集し、その議長となる。
- 3 出願資格審査委員会は、必要に応じ、審査を受けようとする者の志望教育研究分野の教員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 出願資格の認定は、第2条又は第3条の資格に該当するか否かの判定により行う。
- 5 出願資格審査委員会において、前2条の規定により出願資格を認定された者は、工学研究科教

授会における出願資格の認定を受けたものとして取扱う。

（前期課程の提出書類）

第5条 第2条第1号の規定により資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本研究科が指定する期間（以下「所定の期間」という。）内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
- (2) 出願資格認定調書（所定の用紙）
- (3) 研究計画書（所定の用紙）
- (4) 推薦書（所定の用紙）
- (5) 在籍した最終大学の退学証明書及び成績証明書
- (6) 在籍大学院研究科の成績証明書

2 第2条第2号の規定による申請者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願資格審査申請書（所定の用紙）
- (2) 出願資格認定調書（所定の用紙）
- (3) 研究計画書（所定の用紙）
- (4) 推薦書（所定の用紙）
- (5) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書

3 第2条第3号の規定により事前審査を受けようとする者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事前審査申請書（所定の用紙）
- (2) 学業成績証明書及び現在履修中の授業科目が確認できる書類
- (3) 推薦書（所定の用紙）
- (4) 自薦書（所定の用紙）
- (5) 在籍大学学部・学科の履修規則及び授業内容の分かる書類

（後期課程の提出書類）

第6条 第3条の規定による申請者は、所定の期間内に次の書類を提出しなければならない。ただし、第3条第3号に該当する者は、入学試験出願資格認定申請書、履歴書、卒業証明書及び研究計画書のみを提出するものとする。

- (1) 入学試験出願資格認定申請書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 卒業証明書
- (4) 研究歴証明書（所定の用紙）
- (5) 研究業績書（所定の用紙）
- (6) 研究成果資料
- (7) 研究計画書（所定の用紙）

（審査結果）

第7条 出願資格審査委員会は、前2条の書類により審査を行い、入学試験出願資格審査記録（別紙様式）を作成し、審査の結果を研究科長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、審査委員会における審査結果の報告に基づき、申請者に出願資格の有無を通知する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

平成19年3月31日までに出席資格審査の申請があった者については、この内規を準用して実施するものとする。

神戸大学大学院工学研究科転入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第15条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学資格)

第2条 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

(出願手続)

第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日（特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を工学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (5) 郵便振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 転入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会においてその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、4単位を限度として工学研究科において修得した単位として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科再入学に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第16条に定める再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前（特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、工学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (4) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。）
- (5) 郵便振替払込受付証明書（検定料）（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

(入学の時期)

第5条 再入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 再入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会においてその都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位、後期課程にあつては4単位を限度として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科外国人特別学生の入学に関する規程

平成19年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第3条 研究科の前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者は、外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 郵便振替払込受付証明書（所定の用紙）

2 研究科の後期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号

に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 日本に居住している者は、外国人登録原票記載事項証明書
- (6) 郵便振替払込受付証明書（所定の用紙）

3 前2項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第4により選定された者については、検定料を徴収しない。

（選考方法）

第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 実施要項第4により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

（入学の時期）

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（雑 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科科目等履修生規程

平成19年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年4月1日制定）第39条の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（所定の用紙）
- (5) 郵便振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他研究科において必要と認める書類

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間等)

第7条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。

ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第8条 履修することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科聴講生規程

平成19年4月1日制定

（趣 旨）

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年4月1日制定）第40条の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下、「研究科」という。）の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第3条 聴講生として入学を志願する者は、工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（所定の用紙）
- (5) 郵便振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他研究科において必要と認める書類

（選考方法）

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

（入学料及び授業料）

第5条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない

ない。

（聴講期間）

第6条 聴講の期間は、聴講等を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。

ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

（聴講科目）

第7条 聴講することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

（試 験）

第8条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

（聴講証明書）

第9条 聴講生に対しては、試験に合格した授業科目について、聴講証明書を交付することができる。

（除 籍）

第10条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑 則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科研究生規程

平成19年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院工学研究科規則（平成19年4月1日制定）第41条の規定に基づき、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、工学研究科教授会（以下「教授会」という。）が定める期間内に、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 研究計画書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 健康診断書（所定の用紙）
- (6) 郵便振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) 日本に居住している外国人にあっては、在留資格が記入された外国人登録原票記載事項証明書

（選考方法）

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

（入学手続）

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

（授業料等）

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

（研究期間）

第8条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（授業科目の聴講）

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

（施設等の使用）

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

（退 学）

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除 籍）

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき

（国外に居住する外国人等に対する特例）

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第4により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会が別に定める。

（証明書の交付）

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

（雑 則）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

修学上の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の授業科目を履修する本研究科の学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 聴講派遣学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として、他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第22条に規定する単位数（前期課程・10単位、後期課程・4単位）の範囲内において、研究科規則第35条に規定する単位として認定する。

(2) 特別聴講学生

① 認 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

イ 特別聴講学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき、又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生であるときは、授業料を徴収しない。

ウ 特別聴講学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、「国立学校等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）」に係る通達に定める額の授業料を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴

講生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

（注） 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び事務室に相談すること。

他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学の大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という。）において研究指導を受ける本研究科の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

（1）研究指導委託学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めたときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することができる。

④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負

担とする。

⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

(2) 特別研究学生

① 認 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、博士後期課程にあつては特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

③ 授業料等

ア 特別研究学生に係わる検定料及び入学料は徴収しない。

イ 特別研究学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき、又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長教育裁定）に基づく協定留学生であるときは、授業料を徴収しない。

ウ 特別研究学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、「国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）」に係る通達に定める額の授業料を徴収する。ただし、大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省高等教育局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められるとき。

イ 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早めに指導教員及び事務室に相談すること。

自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項

平成18年12月7日 制定

（趣 旨）

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科，工学研究科，農学研究科及び海事科学研究科（以下「自然科学系研究科」という。）の各研究科規則に規定する自然科学系プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（プログラムコースの開設とその調整）

第2 プログラムコースは，自然科学系研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し，これらを教育プログラム化するものとし，その開設と調整は，自然科学系教育研究推進会議が行う。

2 開設するプログラムコースは，年度ごとに別に定める。

（履修要件等）

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので，それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり，自研究科の前期課程修了要件に加えて，他研究科の科目4単位を含めて6単位を修得しなければならない。

なお，プログラムコースの修得単位数が6単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は，自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

（履修申請等）

第4 履修申請等は，次のとおりとする。

① 履修対象学生

プログラムコースが開設されている専攻のうち，いずれかの専攻に所属する学生とする。

② 履修可能なプログラムコース

原則として，一人1プログラムコースとする。

③ プログラムコースの定員

定員は設けない。ただし，希望者が多人数の時は調整する場合がある。

④ 履修申請方法

「プログラムコース履修申請書」を所属研究科の教務学生係に，所定の期間までに提出し，所定の履修登録を行うものとする。

（修了認定証の授与）

第5 プログラムコース修了の判定は，学生の所属する研究科において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

3 修了認定証は，学位記授与式の日に交付する。

（雑 則）

第6 この要項に定めるもののほか，プログラムコースの実施に関し必要な事項は，自然科学系教育研究推進会議が定める。この事務は，自然科学系先端融合研究環事務部において行う。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から実施する。

平成19年度以降開設のプログラムコースについて

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	担当教員	内 容
ゲノム機能科学 (理・農連携)	理学研究科	生物学専攻	生理学特論Ⅰ	三村・鶴見・深城	生物ゲノムが内包する遺伝子の機能について基礎と応用を繋ぐ教育プログラム
	〃	〃	分子遺伝学特論*	坂本・井上	
	〃	〃	情報伝達機構特論	吉川・宮本・()	
	農学研究科	資源生命科学専攻	動物ゲノム学	万年	
	〃	生命機能科学専攻	植物遺伝学	中村	
	〃	〃	機能ゲノム学	吉田	
計算数理 (理・工連携)	理学研究科	数学専攻	解析学Ⅱ	野海・太田	計算に関わる基礎数理と知能科学・数理統計への展開を繋ぐ教育プログラム
	〃	〃	計算情報数学*	高山・野呂	
	工学研究科	情報知能学専攻	数理論理学特論Ⅰ	新井	
	〃	〃	数理統計学特論	垣内	
海洋環境科学 (理・海事連携)	理学研究科	生物学専攻	系統分類学特論	川井・村上・小菅	海洋環境に関わる生物・化学・物理学の基礎と応用を繋ぐ教育プログラム
	〃	地球惑星科学専攻	人類紀環境科学特論	兵頭・兵藤	
	海事科学研究科	海事科学専攻	海洋環境生化学	永田	
	〃	〃	海洋環境管理論	岡村	
	〃	〃	海洋情報解析学	林(美)	
バイオリファインリー (工・農連携)	工学研究科	応用化学専攻	生物反応工学	山地	バイオマス資源による新たな物質生産系の構築に対応する教育プログラム
	〃	〃	生物化学工学特論	福田	
	〃	〃	分子生物工学	近藤	
	農学研究科	生命機能科学専攻	植物分子生物学	山形	
	〃	〃	植物感染分子生物学	中屋敷	
	〃	〃	環境分子制御科学	今石	
減災戦略 (工・海事連携)	工学研究科	建築学専攻	避難計画特論	北後	自然大災害のアセスメント、減災、災害情報コミュニケーションに対応する教育プログラム
	〃	市民工学専攻	特別講義Ⅲ(震災復興工学)	鉾田	
	海事科学研究科	海事科学専攻	海事安全管理論	井上(欣)・廣野	
	〃	〃	海事技術評価論	小林	
	〃	〃	災害危機管理論	石田(憲)	
国際食料流通 (農・海事連携)	農学研究科	食料共生システム学専攻	国際食料戦略論	加古	食料生産計画及び貿易・流通による国債食料流通の発展に繋がる教育プログラム
	〃	〃	食料産業システム論	小野	
	〃	〃	環境情報論	星野	
	海事科学研究科	海事科学専攻	国際交通経済論	吉田・松本・石黒	
	〃	〃	ロジスティクス特論	今井・西村	
	〃	〃	貨物安全輸送論	久保	

(注) 授業科目に付した*印は、当該コースにおいて当該研究科当該専攻の学生に履修を指定する科目を示す。

Ⅲ 授業の概要について

[工 学 研 究 科 博 士 課 程 前 期 課 程]

1 工学研究科前期課程の教育理念

工学研究科前期課程教育の目指すもの

工学はその成果を社会に還元してゆくべきものであって、サイエンスとしての基礎研究を推進すると共に、社会に役立つ応用研究を展開していくことを目指しています。このため、快適性・利便性・環境調和性に富む社会生活空間を創造する建築学専攻、都市・地域空間の安全性向上と環境共生を推進する市民工学専攻、電子材料・電子情報デバイス・情報処理技術等の情報化社会基盤を構築する電気電子工学専攻、エネルギー機器・輸送機器・生産機械・ロボットなど多種多様な機械を創造する機械工学専攻、機能性物質の創生と機構の解明・物質生産プロセスの高度化と創造を図る応用化学専攻、情報数理の高度化・知能情報処理システム及びその制御技術の創造を推進する情報知能学専攻の6つの専攻を工学研究科に配置します。工学研究科前期課程の大学院教育においては、各専攻分野の幅広い知識および学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人を育成するための教育研究を行うことを目的とします。

教 育 研 究 組 織

研究科	専攻	大講座
工 学 研 究 科	建築学専攻	空間デザイン，建築計画・建築史，構造工学，環境工学
	市民工学専攻	人間安全工学，環境共生工学
	電気電子工学専攻	電子物理，電子情報
	機械工学専攻	熱流体エネルギー，材料物理，設計生産
	応用化学専攻	物質化学，化学工学
	情報知能学専攻	情報基礎，情報システム，システムデザイン

2 修学上の一般的事項

修 学 上 の 一 般 的 事 項

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

本学では、年度を前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の2期に区分する2学期制をとっており、各授業科目の授業は、原則として15週間にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

(3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履習が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間の授業をもって1単位としています。

(4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限実施しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：00～18：30

3 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に行う試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評語	評 語 基 準
優	100点 ～80点以上
良	80点未満～70点以上
可	70点未満～60点以上
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

4 授業科目及び履修要件について

(1) 授業科目

① 本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定年次、授業科目の概要等については、各専攻の講義概要等に掲載しています。

② 各授業科目は専攻ごとに開設されますが、授業科目によっては複数の専攻に亘って開設するものがあります。また、各専攻に亘って専攻共通科目（先端融合科学特論Ⅰ－1～Ⅰ－5、学際工学特論1～6、インターンシップ、産学連携工学特論、応用数学特論Ⅰ～Ⅳ）を開設します。

(2) 修了要件

修了に必要な修得単位は30単位以上です。詳細は、各専攻の頁を参照してください。

5 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科の課程の修了要件についても、研究科規則第35条第1項において、研究科前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

6 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、履修要覧に掲載している「授業科目開講予定一覧表」及び毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する2年間にわたる履修授業

科目を綿密に検討し、指導教員の承認を得た上で履修するようにしてください。履修登録は、学期の初めにパソコンからWeb画面で登録を行い、履修・登録一覧（提出用）を登録期間内に下記の提出先に提出してください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、登録期間前に事前登録を行う（受講許可カードを提出する）場合があるので、ホームページの履修登録関係画面で確認してください。

〔注意事項〕

① 登録方法・登録期間等

各学生に配付するマニュアルを熟読の上、Web画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示・ホームページ上でお知らせします。

申請コードについては、必ず所属専攻の申請コードを記入してください。（同一授業名でも専攻により申請コードが異なります。）

また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度、掲示・ホームページ上でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

② 提出先

工学部教務学生係

③ 提出方法

パソコンからWeb画面で登録を行った後、履修・登録一覧（提出用）を提出してください。

履修・登録一覧（提出用）の提出がない場合は、システム障害等による履修登録エラーの救済対象にはなりませんので、注意してください。

④ 履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

7 学期末試験について

学期末試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、学期末試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。学期末試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

〔注意事項〕

① 試験場で不正行為のあるときは、直ちに厳重なる処罰をします。

② 試験場での喫煙を禁止します。

③ 試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。

④ 試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。

⑤ 答案用紙は、答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してくだ

さい。

- ⑥ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
- ⑦ 試験に不必要なものは、一切鞆類の中へしまうか、又は所定の場所へ置いてください。
- ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

8 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて

阪急電鉄、阪神電鉄（２社とも）又はJR西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは兵庫県阪神地方に「暴風警報」が発令された場合は、当日その後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とします。

ただし、次の場合は授業を実施します。

- (1) 午前６時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
１時限目の授業から実施します。
- (2) 午前10時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合
３時限目の授業から実施します。

(注)

- (1) 警報は「神戸海洋気象台が発令する警報」によるものとします。
- (2) 演習等小人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがあります。

3 教育の目指すもの及び教育課程

◎ 各専攻共通授業科目の概要等

◎ 各専攻共通授業科目の概要

【先端融合科学特論Ⅰ－１～Ⅰ－５】

各専攻における選択必修科目に該当する。修了要件として、１科目２単位以上修得しなければならない。（医工連携コースを除く。）

【マルチメジャーコース】

次のとおり学際工学特論のそれぞれの科目に対応したサブコースを設定する。

- 学際工学特論１：バイオテクノロジーコース
- 学際工学特論２：シミュレーション工学コース
- 学際工学特論３：流体・輸送現象コース
- 学際工学特論４：ナノ材料工学コース
- 学際工学特論５：MOTコース
- 学際工学特論６：安全と共生の都市学コース

各サブコース修了の認定は、選択したコースの中で開講される複数の科目を修得し、各コースで決められた修了要件を満たす場合に、各サブコース修了の認定を行い、コースに対応した学際工学特論１～６のいずれかの認定証書が授与される。なお、認定した単位は、前期課程の修了要件とは別に扱う。

【派遣型産学連携教育】

前期に産学連携工学特論（４単位）を修得し、後期にインターンシップ（４単位）を修得することによって認定を行う。なお、認定した単位は修了要件とは別に扱う。

【応用数学特論Ⅰ～Ⅳ】

各専攻とも、自専攻選択科目として修了要件に含まれる。（医工連携コースを除く。）

【プログラムコース】

プログラムコースは学生の希望により履修するもので、それぞれのコースに応じて指定する自研究科と他研究科の科目群からなり、自研究科の前期課程修了要件に加えて、他研究科の科目４単位を含めて６単位を修得しなければならない。なお、プログラムコースの修得単位数が６単位に満たない者が当該プログラムコースで修得した他研究科の単位は、自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	担当教員
計算数理 (理・工連携)	理学研究科	数学専攻	解析学Ⅱ	野海・太田
	工学研究科	情報知能学専攻	計算情報数学	高山・野呂
バイオリファイナー (工・農連携)	工学研究科	情報知能学専攻	数理論理学特論Ⅰ	新井
	工学研究科	情報知能学専攻	数理統計学特論	垣内
	工学研究科	応用化学専攻	生物反応工学	山地
	工学研究科	応用化学専攻	生物化学工学特論	福田
減災戦略 (工・海事連携)	工学研究科	応用化学専攻	分子生物工学	近藤
	農学研究科	生命機能科学専攻	植物分子生物学	山形
	農学研究科	生命機能科学専攻	植物感染分子生物学	中屋敷
減災戦略 (工・海事連携)	工学研究科	生命機能科学専攻	環境分子制御科学	今石
	工学研究科	建築学専攻	避難計画特論	北後
	工学研究科	市民工学専攻	特別講義Ⅲ（震災復興工学）	欽田
	海事科学研究科	海事科学専攻	海事安全管理論	井上（欣）・廣野
	海事科学研究科	海事科学専攻	海事技術評価論	小林
	海事科学研究科	海事科学専攻	災害危機管理論	石田（憲）

1 建筑学専攻

(1) 教育の目指すもの

今日、地球温暖化対策が重要な課題となり、一方、わが国は少子高齢化の進展、人口の減少など、高度成長期とは根本的に異なる局面を迎えており、建築や地域空間のストックが重要性を増すと同時に、持続的発展を可能にする環境と社会の創造がますます大きな社会的要請となっている。

このような状況のもとで、より安全で豊かな生活空間を創出し、これをあまねく市民が享受できる状態を実現し、また、有史以来の普遍的課題と現代的課題の両面に実践的に取り組むことが、今日における建築学の使命であると考えている。

建築学は人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学のひとつであり、このような課題に応えるためには、「計画」・「構造」・「環境」といった建築の基礎的学問領域を修めると同時に、これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えたより高度な人材の養成が求められている。

建築学専攻では、学部教育で学んできた広範な建築学の知識の上に、さらにその専門性を深め、大きく変化する時代に的確に、かつ、総合的に対応できる人材の養成を目指して、専門性と総合性の結合した教育体系を採っている。

研究組織は、1) 空間デザイン大講座（建築・都市デザイン、住宅・コミュニティデザインから構造デザイン、建築マネジメントまでの空間創生のための総合的・実践的なデザインに関する教育研究を行う）、2) 建築計画・建築史大講座（建築史、建築論、歴史環境の保全修復計画、人間居住と住宅・地域計画、建築・都市防災と建築計画、都市計画の基礎理論に関する教育研究を行う）、3) 構造工学大講座（建築構造物の安全性、各種構造物の部材や接合部の力学挙動と構造解析、耐震構造・制振構造などの耐震安全性、性能向上、構造システム等に関する教育研究を行う）、4) 環境工学大講座（建築物における音、熱、空気、光などの環境の解析と制御及び地域や都市における環境の解析と計画に関する教育研究を行う）の4つの大講座で構成されている。

大学院生は、入学時から上記のいずれかの大会講に属する教員の指導のもとで研究に着手する。特に、修士論文作成過程において、研究に対する方法論を修得し、高度な能力を有する技術者あるいは研究者として、未知なる課題の解決能力を養う。

なお、神戸大学はワシントン大学、天津大学等の諸外国の大学と国際交流協定を結んでおり、建築学専攻では、これらの大学で修得した単位の読替認定も行っている。当専攻でも、毎年1ないし2名が留学しており、国際感覚を身につけた大学院修士課程生を世に送り出している。

(2) 授業科目開講予定一覧

(建築学専攻)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授 業 時 間 数				担 当 教 員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
X線・粒子線応用光学	2	選 択	30				藤 居 義 和	
日本建築・都市史	2	〃		30			黒 田 龍 二	
西洋建築・都市史	2	〃		30			足 立 裕 司	
建築計画・設計論	2	〃	30				重村 力・足立裕司・ 長尾直治・末包伸吾	
建築環境造形論	2	〃	30				末 包 伸 吾	
建築環境安全論	2	〃		30			大 西 一 嘉	
都市計画構成論	2	〃	30				三 輪 康 一	
都市景観形成論	2	〃			30		安 田 丑 作	
生活環境計画特論	2	〃		30			山 崎 寿 一	
環境デザイン論	2	〃		30			重 村 力	
建築都市安全計画論	2	〃	30				重村 力・塩崎賢明	
地域管理計画論	2	〃			30		塩 崎 賢 明	
避難計画特論	2	〃		30			北 後 明 彦	
線構造力学	2	〃	30				田 渕 基 嗣	
鋼架構論	2	〃		30			長 尾 直 治	
固体計算力学Ⅰ	2	〃	30				大 谷 恭 弘	
空間構成論	2	〃		30			田 中 剛	
構造解析学	2	〃			30		藤 谷 秀 雄	
建築構造計画論	2	〃	30				未 定	
建築構造システム論	2	〃		30			谷 明 勲	
防振耐震工学	2	〃		30			未 定	
建築動力学	2	〃	30				未 定	
防災構造工学特論	2	〃			30		孫 玉 平	
都市環境システム	2	〃		30			森 山 正 和	
音環境評価論	2	〃	30				森 本 政 之	
音環境解析論	2	〃		30			阪 上 公 博	
環境設備計画	2	〃	30				中嶋浩三・藤本 健	
建築熱環境工学	2	〃		30			松 下 敬 幸	
建築環境システム	2	〃			30		高 田 暁	
設計演習特論	2	〃	60				鎌谷憲彦・本多友常 ・ 計 画 系 教 員	
建築ゼミナールⅠ	2	〃	30				計画・環境系教員	
建築ゼミナールⅡ	2	〃		30			計画・環境系教員	
建築ゼミナールⅢ	2	〃			30		計画系教員	
建築ゼミナールⅣ	2	〃				30	計画系教員	
特別演習	3	必 修	30	30	15	15	各 教 員	
◎特別演習	3	〃	45	45			各 教 員	
特定研究	8	〃	30	30	30	30	各 教 員	
◎特定研究	8	〃	60	60			各 教 員	
(研究指導)								

(注) 1 特別講義の開講時期、担当教員、授業内容等は、その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修					2 単位 選択必修	
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論1※	2	選 択					マルチメジャーコ ースの指定科目	
学際工学特論2※	2	〃						
学際工学特論3※	2	〃						
学際工学特論4※	2	〃						
学際工学特論5※	2	〃						
学際工学特論6※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃					派遣型産学連携 教育の指定科目	
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃						
応用数学特論Ⅱ	2	〃						
応用数学特論Ⅲ	2	〃						
応用数学特論Ⅳ	2	〃						

【修了要件】

必 修：11単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：17単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

(注) 応用数学特論Ⅰ～Ⅳは、自専攻選択科目に含まれる。

市民工学専攻の固体計算力学Ⅱ，Ⅲを自専攻選択科目として履修することができる。

※印の科目は、修了要件には含まない。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

合計30単位

2 市 民 工 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

21世紀の市民社会が達成すべき価値観は「安全」，「環境」および「創生」であると考えます。市民生活の利便性の向上と安全を確保するためには，新たな都市施設の建設だけではなく，老朽化してきた施設の更新や維持管理，そしてそれらを支える技術開発が重要な課題となってきた。最近ではとくに，環境に配慮するとともに市民の意見を広く反映した都市・地域の計画や施設計画が進められるようになり，設計基準や制度の国際標準化も大きく進展してきている。このような背景の下で，従来の土木工学を包含した幅広い内容を持つ工学領域を21世紀型の新しいCivil Engineering（＝市民工学）としてとらえ，土木工学を基盤としつつ安全・安心で環境に調和した市民社会の創生のための高度な専門知識と確固たる倫理観をもった技術者および研究者の養成が強く求められている。

市民工学専攻のカリキュラムは，伝統的な土木工学の科目を基盤として，これらの価値目標を達成するための基礎となる科目を用意している。また，近年の社会基盤事業では，プロジェクトに関する専門知識だけではなく，一般市民に対する説明能力やコミュニケーション能力が不可欠となってきたため，少人数教育により学生の能力向上を耐旨している。論文作成の過程では，未知なる課題を解決するために必要な様々な能力を養う。

市民工学専攻は，人間安全工学講座と環境共生工学講座の2つの講座から構成されており，それぞれの講座で6つの教育研究分野を設けている。教員はいずれかの教育研究分野に所属し，学生は教員の指導の下に研究に着手する。人間安全工学講座では，自然災害やテロ・事故などの社会災害に対して安全な都市・地域の創造に関する教育研究を行う。一方，環境共生工学講座では，自然と共生する都市・地域を目指した環境の保全と都市施設の維持管理・再生に関する教育研究を行う。

市民工学専攻では，21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための専門知識および創造性を持った国際性豊かな人材の育成を目標としている。ここでのパブリックサービスとは，安全・安心，自然共生，地域協働，国際協力をキーワードとしている。パブリックサービスを遂行する人材は，協働性が要求され，それが海外展開する場合には言語能力を含めた豊かな国際性が必須となる。国内では過酷な自然条件のもと，美しい国土の持続的発展に資する高度かつ高質の社会基盤整備を遂行できる人材を養成し，国外に対しては，わが国の近代化の中で蓄積してきた高度の技術・科学を，当該国・地域の自然的・社会的条件に配慮しながら適応させることのできる人材の養成を目指す。

(2) 授業科目開講予定一覧

(市民工学専攻)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
X 線・粒子線応用工学	2	選 択	30				藤 居 義 和	
交通システム工学特論	2	〃	30				朝 倉 康 夫	
意思決定論	2	〃		30			喜 多 秀 行	
地域システム論	2	〃		30			竹 林 幹 雄	
都市環境計画特論	2	〃	30				富 田 安 夫	
固体計算力学Ⅱ	2	〃	30				飯 塚 敦	
固体計算力学Ⅲ	2	〃		30			芥 川 真 一	
岩盤工学特論	2	〃	30				芥 川 真 一	
地震工学特論	2	〃		30			鍬 田 泰 子	
橋工学特論	2	〃	30				川 谷 充 郎	
コンクリート工学特論	2	〃	30				森 川 英 典	
土質力学特論Ⅰ	2	〃	30				澁 谷 啓	
土質力学特論Ⅱ	2	〃		30			加 藤 正 司	
地盤基礎工学特論	2	〃		30			田中泰雄・飯塚 敦	
都市環境マネジメント	2	〃	30				林 良嗣・杉山郁夫・ 土井 勉	
陸水域の環境	2	〃	30				道 奥 康 治	
流域マネジメント	2	〃		30			道 奥 康 治	
流域システム	2	〃		30			中 山 昭 彦	
流体力学特論	2	〃	30				中 山 昭 彦	
水工学特論	2	〃		30			藤 田 一 郎	
沿岸の環境と防災	2	〃	30				宮 本 仁 志	
地盤環境学特論	2	〃	30				吉 田 信 之	
地盤防災学特論Ⅰ	2	〃		30			田 中 泰 雄	
地盤防災学特論Ⅱ	2	〃		30			吉 田 信 之	
土木技術英語	2	〃		30			澁谷 啓・田中泰雄・ 中山昭彦・吉田信之・ 芥川真一・宮本仁志・ 竹林幹雄	
特別講義Ⅰ	2	〃		30			金 治 英 貞	
特別講義Ⅱ	2	〃	30				小 川 安 雄	
特別講義Ⅲ	2	〃	30				鍬 田 泰 子	
特別講義Ⅳ	2	〃		30			三 木 朋 広	
特別講義Ⅴ	2	〃	30				未 定	
特別講義Ⅵ	2	〃		30			上 西 幸 司	
特別講義Ⅶ	1	〃	15				未 定	
特別講義Ⅷ	1	〃			15		未 定	
特別演習	3	必 修	30	30	15	15	各教員	
◎特別演習	3	〃	45	45			各教員	
特定研究	8	〃	30	30	30	30	各教員	
◎特定研究	8	〃	60	60			各教員	

(注) 1 特別講義の開講時期，担当教員，授業内容等は，その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は，在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修						2 単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論1※	2	選 択						マルチメジャーコ ースの指定科目
学際工学特論2※	2	〃						
学際工学特論3※	2	〃						
学際工学特論4※	2	〃						
学際工学特論5※	2	〃						
学際工学特論6※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃						派遣型産学連携 教育の指定科目
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅱ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅲ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅳ	2	〃						共通

【修了要件】

必 修：11単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：17単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

(注) 応用数学特論Ⅰ～Ⅳは、自専攻選択科目に含まれる。

建築学専攻の固体計算力学Ⅰを自専攻選択科目として履修することができる。

※印の科目は、修了要件には含まない。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

合計30単位以上

3 電 気 電 子 工 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

教育の方針

電気電子工学分野においては、ナノ構造材料や新機能材料および量子効果材料・デバイスの開発、超ギガビットスケール集積回路、テラビットからペタビットに向けた大容量通信、次世代超大容量計算機、脳機能を目指す人工知能、新電力エネルギー技術開発、さらに環境・医療・安全・生命工学への電気電子工学の応用など極めて重要な研究課題に直面しており、大学に対する基礎研究面での期待がかつてなく大きくなっている。

電気電子工学専攻はこのような期待に応えるべく計画され、電子物理、電子情報の2つの学問分野が機能的に融合した新しいコンセプトに基づく専攻である。その特徴は、電子・情報工学のハードウェア、ソフトウェアからシステムまでの一貫した大学院教育と研究が遂行できる組織となっていてところにある。教育研究の基本的内容としては、エレクトロニクスの基礎としての電子材料物性とデバイス物理、情報の変換・伝送・処理の理論と技術、電磁エネルギーの変換・伝送・制御の理論と技術、および新エネルギーシステムの基礎などである。教育面では、幅広い内容を備えたカリキュラムを編成し、高度な専門基礎学力と基礎的研究能力を備えた人材の育成を目指している。

カリキュラムの概要

カリキュラムの概要は以下のとおりである。

- (1) 電子物理大講座、電子情報大講座のいずれに属する学生も、所属分野で研究を遂行する上で十分な基礎的専門知識を習得できるものとする。このために基礎的な科目は講義（および演習）形式で行なう。
- (2) 電気電子工学分野の最新のトピックスを特別講義として用意する。

カリキュラムは、2つの大講座に共通な科目と各大講座あるいは分野の専門科目とに分かれる。専門科目はそれぞれの内容により、PA、PBおよびSの3つのグループに分類される。各々の科目の履修は以下により行なうことが望ましい。

共通科目：所属する研究室の必要性に応じて履修する。ただし、英語によるプレゼンテーション上級は履修することが望ましい。

専門科目PA群：電子物理大講座の基礎科目であり、同講座の学生は多く履修することが望ましい。

専門科目PB群：電子物理大講座の学生が所属する研究室の必要性に応じて履修する。

専門科目S群：電子情報大講座の基礎科目であり、同講座の学生は多く履修することが望ましい。

(2) 授業科目開講予定一覧

(電気電子工学専攻)

授業科目	単位数	必修・ 選択の別	授業時間数				担当教員	開講 年度	備考
			1 年次		2 年次				
			前期	後期	前期	後期			
X 線・粒子線応用工学	2	選 択	30				藤 居 義 和	毎年	PB
量子力学特論	2	〃		30			相 馬 聡 文	毎年	PA
光電磁波論特論	2	〃	30				未 定	毎年	PA
量子光学	2	〃		30			藤 井 稔	毎年	PB
光通信デバイス	2	〃	30				森 脇 和 幸	毎年	PB
固体物性特論Ⅰ	2	〃	30				小 川 真 人	毎年	PA
固体物性特論Ⅱ	2	〃	30				喜 多 隆	毎年	PA
磁性特論	2	〃		30			本 間 康 浩	毎年	PB
フォトニクスデバイス工学	2	〃		30			和 田 修	毎年	PB
電子物性工学	2	〃		30			未 定	毎年	PB
メゾスコピック電子材料	2	〃		30			林 真 至	毎年	PB
真空工学特論	2	〃		30			浦 野 俊 夫	毎年	PB
光デバイス工学特論	2	〃		30			土 屋 英 昭	毎年	PB
量子電子工学特論	2	〃			30		未 定	毎年	PB
電力工学特論	2	〃	30				竹 野 裕 正	毎年	PB
放電プラズマ工学特論	2	〃		30			八 坂 保 能	偶数	PB
エネルギー変換特論	2	〃				30	八 坂 保 能	奇数	PB
集積回路設計工学特論	2	〃	30				沼 昌 宏	毎年	S
集積回路システム特論	2	〃	30				廣 瀬 哲 也	毎年	S
論理システム特論	2	〃		30			寺 田 努	偶数	S
ソフトウェア構成特論	2	〃			30		塚 本 昌 彦	奇数	S
計算機システム特論	2	〃	30				塚 本 昌 彦	偶数	S
通信システム特論	2	〃	30				桑 門 秀 典	毎年	S
通信情報特論	2	〃		30			森 井 昌 克	偶数	S
画像処理特論	2	〃	30				黒 木 修 隆	毎年	S
計算量理論	2	〃				30	増 田 澄 男	奇数	S
データ構造論	2	〃		30			増 田 澄 男	偶数	S
情報ネットワーク特論	2	〃				30	森 井 昌 克	奇数	S
システム工学特論	2	〃	30				小 澤 誠 一	偶数	S
現代制御工学特論	2	〃		30			阿 部 重 夫	偶数	S
最適化理論	2	〃			30		小 澤 誠 一	奇数	S
特別講義Ⅰ(音声認識)	2	〃	30				畑 岡 信 夫	毎年	S
特別講義Ⅱ(製品開発プロセス)	2	〃	30				JEITA 関西支部	偶数	S
特別講義Ⅲ(有機電子・光デバイス)	2	〃			30		大 森 裕	奇数	PB
学外実習	1	〃	*	*			各 教 員	毎年	共通
論文の書き方と発表の仕方	1	〃	30				阿 部 重 夫	毎年	S
英語によるプレゼンテーション上級	1	〃	30				Joanne E. Caragata	毎年	共通
電気電子工学ゼミナール	1	必修			30		全 教 員	毎年	共通
◎電気電子工学ゼミナール	1	〃	30				全 教 員	毎年	共通
特定研究	6	〃	30	30	15	15	各 教 員	毎年	共通
◎特定研究	6	〃	45	45			各 教 員	毎年	共通
(研究指導)									

(注) 1 特別講義の開講時期、担当教員、授業内容等は、その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

3 「学外実習」は、*印の1年次前期・後期に随時開講する。

4 備考欄の共通、PA、PB、Sは、それぞれ共通科目、専門科目PA群、専門科目PB群、専門科目S群を示す

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修					2 単位 選択必修	
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論1※	2	選 択					マルチメジャーコ ースの指定科目	
学際工学特論2※	2	〃						
学際工学特論3※	2	〃						
学際工学特論4※	2	〃						
学際工学特論5※	2	〃						
学際工学特論6※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃					派遣型産学連携 教育の指定科目	
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃		30			共通	
応用数学特論Ⅱ	2	〃	30				共通	
応用数学特論Ⅲ	2	〃		30			共通	
応用数学特論Ⅳ	2	〃	30				共通	

【修了要件】

必 修：7 単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：21単位以上

自専攻選択科目より修得すること。

(注) 応用数学特論Ⅰ～Ⅳは、自専攻選択科目に含まれる。

※印の科目は、修了要件には含まない。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

合計30単位以上

4 機 械 工 学 専 攻

(1) 教育の目指すもの

機械工学専攻（博士課程前期）の教育は、ますます多様化する社会の要求に対応して、わが国の基盤産業を支えて将来の科学技術の発展を担う高度な機械技術者、並びに独創的な研究者を育成することを目的としている。

日本の産業および社会構造は急速な変化を遂げているが、これらを反映して、機械工学専攻で担うべき教育と研究に対する期待と要望は飛躍的に大きくなっている。製品の大量生産方式から個々のニーズにきめ細かく応じていく多種少量生産方式へのパラダイムシフトをはじめ、宇宙などへの人間の活動空間の拡大、地球環境問題の深刻化、情報通信技術の高度化と普及、また高年齢化に伴う高福祉社会への移行が加速している。それらに伴い、低環境負荷エネルギーシステム技術をはじめ、バイオ・医療技術、情報処理・通信技術、知能化技術、ナノテクノロジー、さらにはこのような技術を支える新材料や新しい技術分野の開発が進んでおり、これらの技術を深化させ、かつ統合していく機械工学の役割が益々大きくなっている。

本専攻は、応用流体工学、混相熱流体工学、エネルギー変換工学、エネルギー環境工学、固体力学、破壊制御学、材料物性学、表面・界面工学、複雑系機械工学、機械ダイナミックス、コンピューター統合生産工学、知能システム創成学、創造設計工学の教育研究分野から構成され、幅広い機械工学の教育と研究に対応している。高度に発展した機械工学の学問領域において開講されている講義の中から、専門分野に応じてそれらを系統的に選択・受講することにより、最先端の機械工学のあらゆる分野の基礎理論から高度な応用に至る広範な知識を得ることができるよう設計されたカリキュラムをもとに、柔軟性ある教育を行う。また、機械工学全般にわたる基礎事項をエンジニアの常識として修得できるよう専門分野以外の講義についても自発的に受講するように啓蒙している。さらに、学外の非常勤講師による実践的な内容の講義を通じて、基礎理論の応用・実用化の実際を直に学ぶことができる。本専攻の大学院生はいずれかの教育研究分野の構成員となり、それぞれ独自の研究を行う。指導教員との討論を通じて独創的な研究の進め方、また共同研究を通じてグループ研究の実際を体得する。このような研究活動を通して完成させた研究は、修士論文としてまとめると同時に積極的に国内外で発表している。

以上のような教育を受け、研究経験を積んだ博士課程前期課程修了生は、広範な産業分野で高度な研究開発や生産活動を行っていく指導的な人材としての活躍が期待される。また、より深い研究を希望するものは、博士課程後期課程へ進学し研究者・先導的機械技術者として資質を高めていく。

(2) 授業科目開講予定一覧

(機械工学専攻)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
真空工学特論	2	選 択		30			浦 野 俊 夫	
X線・粒子線応用工学	2	〃	30				藤 居 義 和	
流体非線形力学	2	〃		30			薦 原 道 久	
航空流体力学	2	〃	30				薦 原 道 久	
気体力学	2	〃		30			片 岡 武	
分子気体力学	2	〃		30			青 木 一 生	H20年度は 開講しない
輸送現象論	2	〃	30				竹 中 信 幸	
熱エネルギーシステム工学	2	〃		30			浅 野 等	
宇宙機械論	2	〃	30				未 定	集中講義
燃焼工学	2	〃	30				平 澤 茂 樹	
数値熱流体力学	2	〃		30			川 南 剛	
複雑流体力学	2	〃	30				富 山 明 男	
熱流体計測論	2	〃		30			細 川 茂 雄	
非線形連続体力学	2	〃	30				富 田 佳 宏	
マルチスケール固体力学	2	〃		30			長谷部忠司	
計算材料科学	2	〃	30				屋 代 如 月	
破壊力学	2	〃	30				中 井 善 一	
複合材料学	2	〃		30			田 中 拓	
信頼性工学	2	〃		30			中 易 秀 敏	
結晶物理工学	2	〃		30			保 田 英 洋	
量子物性工学	2	〃	30				田 中 章 順	
応用表面工学	2	〃	30				田 川 雅 人	
トライボロジー	2	〃		30			大 前 伸 夫	
マイクロマシン	2	〃	30				武 田 宗 久	
アドバンス制御システム論	2	〃		30			大須賀公一	
多変数制御論	2	〃	30				深 尾 隆 則	
応用機械力学	2	〃	30				神 吉 博	
動的システム解析	2	〃		30			安 達 和 彦	
生体工学	2	〃		30			松 田 光 正	
知能化生産システム論	2	〃		30			未 定	
加工プロセス論	2	〃		30			柴 坂 敏 郎	
機械生産科学	2	〃	30				鈴 木 浩 文	
マイクロ加工工学	2	〃		30			村上英信・ 渋谷 哲 郎	H20年度は 開講しない
人工物創成学	2	〃	30				白 瀬 敬 一	
設計開発知能論	2	〃	30				田 浦 俊 春	
知能化人工システム論	2	〃	30				妻 屋 彰	
複雑適応システム論	2	〃		30			三 宅 美 博	集中講義
特別講義Ⅰ	2	〃	30				野ロジュディー	
特別講義Ⅱ	2	〃		30			大 前 伸 夫	
英語特別講義Ⅰ	2	〃	30				各教員	*
英語特別講義Ⅱ	2	〃		30			各教員	*
英語特別講義Ⅲ	2	〃			30		各教員	*
英語特別講義Ⅳ	2	〃				30	各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅠ	1	〃	30				各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅡ	1	〃		30			各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅢ	1	〃			30		各教員	*
先端機械工学ゼミナールⅣ	1	〃				30	各教員	*

インターンシップ	1	〃	30				各教員	*
生産プロセス技術	4	その他	30	30				医工連携コースの指定科目
医療技術・医療用機器	4	〃	30	30				
生産システムと生産管理	4	〃	30	30				
特定研究Ⅰ	4	必修	30	30			各教員	
特定研究Ⅱ	4	〃			30	30	各教員	
◎特定研究Ⅱ	4	〃	30	30			各教員	
(研究指導)								

(注) 1 授業科目の前の◎印は、在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

2 講義科目の履修は、原則として1学期内に12単位以内とする。ただし、備考欄*印の科目については、本履修制限に関わらず履修できる。

3 機械工学専攻で実施する講義科目については、履修希望者が多数の場合、その学期の履修を認めない場合がある。

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修						2 単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論 1 ※	2	選 択						マルチメジャーコ ースの指定科目
学際工学特論 2 ※	2	〃						
学際工学特論 3 ※	2	〃						
学際工学特論 4 ※	2	〃						
学際工学特論 5 ※	2	〃						
学際工学特論 6 ※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃						派遣型産学連携 教育の指定科目
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃					未 定	共通
応用数学特論Ⅱ	2	〃					稲 田 浩 一	共通
応用数学特論Ⅲ	2	〃					内 藤 雄 基	共通
応用数学特論Ⅳ	2	〃					白 川 健	共通

【修了要件】 30単位以上

必 修：8単位

選択必修：2単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：20単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目は修了要件には含まない。

(注) 1. ※印の科目は、修了要件には含まない。

5 応用化学専攻

(1) 教育の目指すもの

化学工業における最近の技術進歩はめざましく、石油化学製品、セラミックス、金属、プラスチックのような基礎素材の生産だけでなく、それらを高機能・高性能化した超格子、薄膜材料、超高弾性率ポリマーなどといった新素材が多数生み出されている。これらを作り出す先端技術は、ファインケミカル、エレクトロニクス、バイオテクノロジー、医薬、宇宙工業などあらゆる工学分野で次世代の産業発展に基盤技術として多大の貢献をしている。さらに、目的とする化学物質の工業的な生産には、原料や目的物質の分離・精製・廃棄物処理など一連のプロセスが必要であり、省資源・省エネルギー、安全性に基づいて全行程が密接にシステムティックに結び付けられている。近年のめざましい、かつ急速な科学技術の発展は、化学研究者・技術者によってなされたいわゆる“材料革命”と呼ばれる精密かつ高度な機能を有する物質の創製と、高度生産プロセスの研究開発を抜きにして語ることはできない。

応用化学専攻では、分子レベルのミクロな基礎化学から分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与、機能性の発現、物質の創製及び生産技術への生物機能の工学的応用、実際のマクロな工業規模の製造、生産の技術やシステムにわたる広範囲の内容を、新しい規範により縦横に統合して一貫性のある教育・研究を行い、将来の世界の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の養成を目指す。化学物質の分子オーダーからナノ・オーダーの構造・物性の解析と、高度な機能を有する物質・素材の創製、生物機能応用技術を含むバイオ素子バイオリアクタの開発、化学技術、生産技術、分離・精製技術の高度化と全体的なプロセス・システムの解析の基礎と応用に関し教育・研究を行う。その実現のため、応用化学専攻は以下の教育研究の目標を有する2つの講座から構成されている。

- 1) **物質化学講座**：原子とそれによって構成される分子の世界と、分子の集合により作り出される多様な機能とを結びつけることを目的とし、原子・分子レベルの物質からナノ、メゾ、マクロに至る広範囲の集合体を対象として、化学物質・材料の精密かつ高度な機能性の付与及び機能性の創製を行い、工学の立場から機能発現の機構解明とそれに基づく新規な物質創製技術について教育研究する。
- 2) **化学工学講座**：化学反応及び生物反応に基づく物質・エネルギー変換過程における、分子間相互作用、生体分子機能及び物質・エネルギー移動現象の解明に基づいて、新規素材・反応触媒の開発、反応・移動現象の制御法の確立、新規生産プロセスの創造をすすめ、有用物質、エネルギーの高効率、低環境負荷生産プロセスの開発について教育研究する。

さらに本専攻では上記の2つの講座に加え、(独)産業技術総合研究所関西センターの研究者を客員教員とする**連携講座**を有しており、その研究リソースの活用による共同研究や新しい学問領域の開拓と豊富化を図っている。特に後期課程において地域・社会のニーズに応えた新しい型の学生を育てることを目指している。

本専攻博士課程は前期課程・後期課程からなり、学部教育との連続した教育研究の目的を有するBMD一貫教育を行っている。科学技術を支えるために求められる人材は、自ら価値あるテーマを探し出し、展開できる探求型の人間である。そのため、前期課程における教育カリキュラムにおいては、実験、原著論文の講読、討論等のOJT（オンジョブトレーニング）に重点をおいた教育・研究を行い、幅広い分野における基礎的学識と、各専門分野における厳密な解析能力・周到的計画能力の向上を図っている。特に下記の教育研究分野に基づく特定研究においては、新分野を開拓する創造的能力及び自然科学全般と社会との関連性を広い視野に立って展望し得る総合的能力を修得するように指導が行われている。

さらに本専攻博士課程後期課程に進学した大学院生は、より高度な学術研究能力の習得を通じて学位取得に向けた研究を行っている。

また、学部からの進学者のみならず、社会人、医工連携コースにおける中核人材育成、外国人特別選抜による留学生の受け入れ等も積極的に行い、化学分野において様々な分野で活躍することが期待される幅広い人材の育成をめざす。

(2) 授業科目開講予定一覧

(応用化学専攻)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
応用物理化学	2	選 択		30			上 田 裕 清	
量子化学	2	〃	30				石 田 謙 司	
無機構造論	2	〃	30				出 来 成 人	
無機物性論	2	〃	30				水 畑 穰	
無機反応論	2	〃	30				成 相 裕 之	
有機合成論	2	〃	30				岡 田 悦 治	
応用有機合成論	2	〃		30			森 敦 紀	
有機反応論	2	〃	30				神 鳥 安 啓	
高分子構造・物性論	2	〃	30				西 野 孝	
高分子化学特論	2	〃	30				セタルンド, ハル	
高分子機能化論	2	〃		30			大久保政芳	
機能性分子論	2	〃		30			竹 内 俊 文	
機能性材料論	2	〃	30				竹 内 俊 文	
物理化学特論	2	〃		30			松 尾 成 信	
流体物性論	2	〃		30			青木雄二・ 上 田 隆 宣	
反応工学特論	2	〃	30				西 山 寛	
反応プロセス設計論	2	〃		30			松 山 秀 人	
触媒化学特論	2	〃		30			西 山 寛	
移動現象特論	2	〃	30				大 村 直 人	
多相系移動現象論	2	〃		30			鈴 木 洋	
単位操作論	2	〃		30			今 駒 博 信	
プロセスシステム工学特論	2	〃		30			丸 山 達 生	
プロセス制御特論	2	〃		30			大 村 直 人	
生物反応工学	2	〃	30				山 地 秀 樹	
生物化学工学特論	2	〃		30			福 田 秀 樹	
生物分離工学	2	〃		30			山 地 秀 樹	
分子生物学	2	〃	30				近 藤 昭 彦	
論文講究Ⅰ	2	必 修	15	15	15	15		
◎論文講究Ⅰ	2	〃	30	30				
論文講究Ⅱ	2	〃	15	15	15	15		
◎論文講究Ⅱ	2	〃	30	30				
特別講義Ⅰ	1	選 択	15				梶 並 昭 彦	
特別講義Ⅱ	1	〃	15					
特別講義Ⅲ	1	〃	15					
特別講義Ⅳ	1	〃	15					
化学英語演習	2	〃	30	30			野ロジュディー	
生産プロセス技術※	4	その他	30	30				医工連携 コースの 指定科目
医療技術・医療用機器※	4	〃	30	30				
生産システムと生産管理※	4	〃	30	30				
特定研究	4	必 修	15	15	15	15		
◎特定研究	4	〃	30	30				
(研究指導)								

(注) 1 特別講義の開講時期, 担当教員, 授業内容等は, その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は, 在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修						2 単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論 1 ※	2	選 択						マルチメジャーコ ースの指定科目
学際工学特論 2 ※	2	〃						
学際工学特論 3 ※	2	〃						
学際工学特論 4 ※	2	〃						
学際工学特論 5 ※	2	〃						
学際工学特論 6 ※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃						派遣型産学連携 教育の指定科目
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅱ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅲ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅳ	2	〃						共通

【修了要件】 30 単位以上

必 修：8 単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：20 単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目は修了要件には含まない。

(注) 1. ※印の科目は、修了要件には含まない。

6 情報知能学専攻

(1) 教育の目指すもの

近年、日本の社会構造は大きく変革し、急速に高度情報化社会へと移行しつつあります。このような社会の変革に対応するためには、高性能化・高知能化した情報システムを構築し、高度情報化社会から生じる様々な要請（ニーズ）に技術者、研究者、教育者として対処できる人材を育成することが必要となる。情報知能学は「情報」を媒体として既存の諸工学分野を有機的に結合し、「知能」による創造的プロセスを追求するとともに、次世代の「知能」化情報システムを創出するこれまでに無い新しい学問領域である。情報知能学専攻では、旧来の学問の壁を打ち破るフロンティア精神に溢れた教育・研究の推進とともに、創造性豊かな思考と研究開発能力をもった技術者・研究者を養成することを目指す。特に、前期課程においては、情報知能学のコアとなる専門領域の学問をより深く、より体系的に修得することによって、自ら知能化情報システムを創造する能力をもって研究開発に取り組める中核的人材の輩出を指す。

(2) 授業科目開講予定一覧

(情報知能学専攻)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
応用解析学特論	2	選 択		30			中 桐 信 一	
分布系制御理論	2	〃		30			南 部 隆 夫	
数理統計学特論	2	〃			30		垣 内 逸 郎	
数理論理学特論Ⅰ	2	〃			30		新 井 敏 康	
数理論理学特論Ⅱ	2	〃			30		菊 池 誠	
数理論理学特論Ⅲ	2	〃				30	角 田 譲	
数理論理学特論Ⅳ	2	〃				30	B r e n d l e	
計算機数学特論	2	〃	30				桔 梗 宏 孝	
システムプログラム特論	2	〃		30			伴 好 弘	
ソフトウェア工学特論Ⅰ	2	〃	30				中 村 匡 秀	
ソフトウェア工学特論Ⅱ	2	〃		30			落 水 浩 一 郎	
人工知能特論	2	〃	30				上 原 邦 昭	
計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			吉本雅彦, 川口 博	
言語工学特論	2	〃			30		番 原 睦 則	
データベース・システム特論	2	〃	30				田 村 直 之	
メディア論	2	〃	30				有 木 康 雄	
情報通信工学特論	2	〃		30			太 田 能	
自律機械構成論	2	〃		30			鳩 野 逸 生	
知能機械特論	2	〃				30	小 林 太	
電磁波応用特論	2	〃		30			賀 谷 信 幸	
光情報計測特論	2	〃		30			渡 邊 歴	
光工学特論	2	〃	30				的 場 修	
信号解析特論	2	〃		30			小 島 史 男	
画像情報処理特論	2	〃		30			中 川 清	
パターン認識	2	〃				30	滝 口 哲 也	
システム設計学特論	2	〃	30				多 田 幸 生	
システム計画学特論	2	〃		30			貝 原 俊 也	
オペレーションズリサーチ特論	2	〃			30		藤 井 信 忠	
適応・学習と制御	2	〃			30		玉 置 久	
システム解析学特論	2	〃	30				太 田 有 三	
システム制御理論特論	2	〃	30				羅 志偉, 長野明紀	
ダイナミカルシステム論	2	〃	30				藤 崎 泰 正	
ロボット工学特論	2	〃		30			花 原 和 之	
VLSI 設計工学特論	2	〃		30			永 田 真	
知識情報処理	2	〃		30			安 村 禎 明	
医用画像工学	2	〃		30			熊 本 悦 子	
バイオインフォマティクス特論	2	〃		30			大川剛直, 江口浩二	
特別講義Ⅰ	2	〃	30				神 前 陽 子	
特別講義Ⅱ	2	〃		30			能 見 利 彦	
生産プロセス技術	4	その他	30	30				医工連携 コースの 指定科目
医療技術・医療用機器	4	〃	30	30				
生産システムと生産管理	4	〃	30	30				
特定研究	5	必修	15	15	15	30	各教員	
◎特定研究	5	〃	30	45			各教員	
(研究指導)								

(注) 1 特別講義の開講時期, 担当教員, 授業内容等は, その都度掲示する。

2 授業科目の前の◎印は, 在学期間が1年以上在学すれば足りるものと認められた者の科目である。

各専攻共通

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
先端融合科学特論Ⅰ－1	2	選択必修						2 単位 選択必修
先端融合科学特論Ⅰ－2	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－3	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－4	2	〃						
先端融合科学特論Ⅰ－5	2	〃						
学際工学特論 1 ※	2	選 択						マルチメジャーコ ースの指定科目
学際工学特論 2 ※	2	〃						
学際工学特論 3 ※	2	〃						
学際工学特論 4 ※	2	〃						
学際工学特論 5 ※	2	〃						
学際工学特論 6 ※	2	〃						
インターンシップ※	4	〃						派遣型産学連携 教育の指定科目
産学連携工学特論※	4	〃						
応用数学特論Ⅰ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅱ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅲ	2	〃						共通
応用数学特論Ⅳ	2	〃						共通

【修了要件】 30 単位以上

必 修：5 単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：23 単位以上

応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

また、医工連携コースの指定科目のうち、1 科目4 単位まで選択科目として修了要件に算入することができる。

(注) 1. ※印の科目は、修了要件には含まない。

7 医工連携コース

- ・ 機械工学専攻
- ・ 応用化学専攻
- ・ 情報知能学専攻

(1) 教育の目指すもの

埋蔵化石資源の枯渇，世界的な人口爆発に伴う食料問題と環境破壊など，人類を取り巻く近未来は決して明るいものではない。こうした中であって資源を持たず，食料自給率が極端に低いわが国が，急速に進行する少子高齢化というハンディキャップを背負いつつも，将来に向けた持続可能な資源循環型社会を実現するリーダーとなるためには，従来に無いより優れた付加価値を創出する科学技術の高度化を推進し，その具現化，実用化を図っていくことが肝要である。中でもバイオテクノロジーに代表される生物学，医学，工学（機械工学，情報知能学，応用化学など）を融合する分野における基礎科学技術の進展と，それを実現するものづくりの科学技術の高度化は，我が国の将来にとって極めて重要であると認識される。

本コースは，実務経験を有する技術者，研究者，技術管理者などに対して，自らの経験に基づく明確な目的意識の基に，より高度な専門知識を習得させ，新分野を開拓させることにより実務における高度な課題設定・問題解決能力を涵養させることを目的としている。

本コースは工学研究科における機械工学，情報知能学，応用化学の3専攻にまたがって医工連携の教育を行うものであり，当面医療技術・医療用機器，生産プロセス技術，生産システムと生産管理を主題とした講義を行うとともに，講義内容を十分理解し，身に着けるための実験・実習，企業における業務体験を通じて実行力，理解力，問題解決能力などを修得するインターンシップを行う。

さらにより高度な課題設定，問題解決能力を養成するための特別研究を用意し，教員による具体的な研究，問題解決の指導を受けることとしている。また本コースを受講する学生は，自らの目的達成のために，必要に応じて，それぞれの専攻において開講されている講義も受講できるようになっている。

以上のような教育を受け，経験を積んだ本コースの修了生は，自らが所属する組織において，また社会の中であってわが国の将来を切り開く中核的な人材として活躍することが期待される。

(2) 授業科目開講予定一覧

(医工連携コース)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
生産プロセス技術	4	必 修	30	30			白瀬敬一 他	
医療技術・医療用機器	4	〃	30	30			熊谷俊一 他	
生産システムと生産管理	4	〃	30	30			貝原俊也 他	
実験・実習 1	2	〃	60				各教員	
実験・実習 2	2	〃		60			各教員	
特定研究 1	4	〃	30	30			各教員	
特定研究 2	4	〃			30	30	各教員	
インターンシップ	4	〃			60	60	各教員	
医工連携特別講義	2	選 択			30		未 定	
(研究指導)								

【修了要件】

30 単位

必 修：28 単位

選 択：2 単位以上

(注) 自専攻の科目については以下の頁を参照すること。

機械工学専攻の学生：学生便覧 136 頁

応用化学専攻の学生：学生便覧 142 頁

情報知能学専攻の学生：学生便覧 148 頁

8 ITスペシャリスト育成推進プログラム

- ・情報知能学専攻

(1) 教育の目指すもの

ソフトウェアシステムの欠陥により引き起こされる不具合は、日常生活に多大な影響をもたらすことも多く、深刻な社会問題となっています。システムの大型化、複雑化、高度化が進展する一方で、その開発期間の短縮が要求されており、ソフトウェアシステムの開発現場では、高度な技術力を有し、長期間にわたり活躍できるソフトウェア技術者が、強く求められています。そこで、世界最高水準のソフトウェア技術者育成システムの構築を目的とした「文部科学省：先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」が、平成18年度からスタートしています。このプログラムの一貫として、ソフトウェア工学の分野において高度な研究を進めている関西圏の9大学情報系研究科と、最先端のソフトウェア構築技術を有する民間企業4社が一体となり「高度なソフトウェア技術者養成と実プロジェクト教材開発を実現する融合連携専攻の形成IT Spiral (IT Specialist Program Initiative for Reality-based Advanced Learning)」を推進しています。本コースは、このIT Spiralプロジェクトのもと、情報知能学専攻における専門教育に加え、ソフトウェア分野で教育・習得すべき内容をより豊富かつ体系的・実践的に教育課程に取り込むことで、情報通信技術、特にソフトウェアに関する高度な技術力、応用力を備えた技術者、研究者の育成を目指しています。

(2) 授業科目開講予定一覧

(情報知能学専攻 I T スペシャリスト育成推進プログラム)

授業科目	単位数	選択必修 選択の別	授業時間数				担当教員	備 考
			1 年次		2 年次			
			前期	後期	前期	後期		
実践プロジェクト管理	2	必 修					未 定	IT Spiral C 実践科目
実践ソフトウェア開発論	2	〃					未 定	IT Spiral C 実践科目
実践ソフトウェア開発演習	2	〃					未 定	IT Spiral C 実践科目
先端ソフトウェア開発論	2	〃					未 定	IT Spiral B 先端科目
先端情報システム開発	2	〃					未 定	IT Spiral B 先端科目
応用解析学特論	2	選 択		30			中 桐 信 一	
分布系制御理論	2	〃		30			南 部 隆 夫	
数理統計学特論	2	〃			30		垣 内 逸 郎	
数理論理学特論Ⅰ	2	〃			30		角 田 譲	
数理論理学特論Ⅱ	2	〃			30		菊 池 誠	
数理論理学特論Ⅲ	2	〃				30	新 井 敏 康	
数理論理学特論Ⅳ	2	〃				30	Brendle	
計算機数学特論	2	〃	30				桔 梗 宏 孝	
システムプログラム特論	2	〃		30			伴 好 弘	IT Spiral A 基礎科目
ソフトウェア工学特論Ⅰ	2	〃	30				中 村 匡 英	IT Spiral A 基礎科目
ソフトウェア工学特論Ⅱ	2	〃		30			落 水 浩 一 郎	
人工知能特論	2	〃	30				上 原 邦 昭	
計算機アーキテクチャ特論	2	〃		30			吉本 雅彦, 川 口 博	
言語工学特論	2	〃			30		番 原 睦 則	IT Spiral A 基礎科目
データベース・システム特論	2	〃	30				田 村 直 之	IT Spiral A 基礎科目
メディア論	2	〃	30				有 木 康 雄	
情報通信工学特論	2	〃		30			太 田 能	
自律機械構成論	2	〃		30			鳩 野 逸 生	
知能機械特論	2	〃				30	小 林 太	
電磁波応用特論	2	〃		30			賀 谷 信 幸	
光情報計測特論	2	〃		30			渡 邊 歴	
光工学特論	2	〃	30				的 場 修	
信号解析特論	2	〃		30			小 島 史 男	
画像情報処理特論	2	〃		30			中 川 清	
パターン認識	2	〃				30	滝 口 哲 也	
システム設計学特論	2	〃	30				多 田 幸 生	
システム計画学特論	2	〃		30			貝 原 俊 也	
オペレーションズリサーチ特論	2	〃			30		藤 井 信 忠	
適応・学習と制御	2	〃			30		玉 置 久	
システム解析学特論	2	〃	30				太 田 有 三	
システム制御理論特論	2	〃	30				羅 志 偉, 長 野 明 紀	

ダイナミカルシステム論	2	〃	30				藤 崎 泰 正	
ロボット工学特論	2	〃		30			花 原 和 之	
VLSI 設計工学特論	2	〃		30			永 田 真	
知識情報処理	2	〃		30			安 村 禎 明	
医用画像工学	2	〃		30			熊 本 悦 子	
バイオインフォマティクス特論	2	〃		30			大 川 剛 直 , 江 口 浩 二	
特別講義Ⅰ	2	〃	30				神 前 陽 子	
特別講義Ⅱ	2	〃		30			能 見 利 彦	
特定研究	5	必 修	15	15	15	30	各 教 員	
(研究指導)								

【修了要件】 30 単位以上

必 修：15 単位

選択必修：2 単位以上

先端融合科学特論Ⅰより修得すること。

選 択：13 単位以上

・IT Spiral A 基礎科目より4 単位以上修得すること。

・応用数学特論Ⅰ～Ⅳ及び自専攻選択科目より修得すること。

なお、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4 単位まで算入することができる。

(注) IT Spiral B 先端科目, IT Spiral C 実践科目以外の授業科目の概要等は、「6. 情報知能学専攻」の頁を参照すること。

[工 学 研 究 科 博 士 課 程 後 期 課 程]

1 修学上の一般的事項

修学上の一般的事項

1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）を行うものとされています。

2 授業について

(1) 学期（授業期間）

本学では、年度を前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の2期に区分する2学期制をとっており、各授業科目の授業は、原則として15週間にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義または特定研究により行います。

(3) 授業科目の単位

本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、特定研究については、30時間の授業をもって1単位とします。

(4) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日まで、各5時限で実施しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時 限	授業開始・終了時刻
1	8:50～10:20
2	10:40～12:10
3	13:20～14:50
4	15:10～16:40
5	17:00～18:30

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

工学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施しています。

社会人学生は、授業担当教員と相談のうえ該当教員の合意を得て、授業の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。

3 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

(2) 成績評価

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が修了した学期末に行う試験の結果及び学習状況等を勘案して総合評価をします。

なお、標語及び基準は次のとおりです。

標 語	標 語 基 準
優	100点～80点以上
良	80点未満～70点以上
可	70点未満～60点以上
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

4 授業科目、修了要件及び履修手続きについて

(1) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、授業科目の概要等については、神戸大学ホームページ（工学研究科又は神戸大学教務・情報システム）から参照することができます。

① 講 義

専任の教員のほか、協力教員又は非常勤講師が担当するものがあり、2単位の授業科目です。

② 特定研究

学生の研究能力を高めるために、学生ごとに、特定の研究課題を設けて行う演習による授業です。この授業科目は、指導教員が担当します。

(2) 修了要件

学生は、自己の研究課題に対応して、**10単位以上を修得**しなければなりません。

詳細は、各専攻の頁を参照してください。

(3) 履修手続

授業科目の履修に当たっては、履修要覧に掲載している「授業科目開講予定一覧表」及び毎学期の当初に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学する3年間にわたる履修授業科目を綿密に検討したうえ、下記期間中にパソコンからWEBによる履修登録を行ってください。なお、登録後に登録控をプリントアウトし工学研究科教務学生係に提出してください。（登録控を提出しなければ、登録上のミスがあっても修正には応じません。）

WEBによる履修登録については別途配布するマニュアルを参照の上行ってください。また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合には、その都度掲示等によりお知らせします。未確認から生じる不利益等は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

【平成20年度】

前期授業科目履修登録期間：4月17日（木）から4月25日（金）

履修登録控提出先：工学研究科教務学生係

なお、履修登録する際は、事前に担当教員と連絡をとり、講義予定等を確認してください。

また、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受け、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければなりません。

5 授業科目の試験及び成績について

(1) 本研究科の授業科目の試験は、授業科目の授業が終了した学期末に、各担当教員が期日を定めて、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行います。

(2) 試験の実施要領については、各担当教員より通知します。

(3) 各授業科目の成績は、優、良、可、不可に分け、可以上を合格とします。

特定研究は、合格又は不合格とします。

また、特定研究の成績は、最終学年において評価します。

6 交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取り扱いについて

阪急電鉄、阪神電鉄（2社とも）又はJR西日本の交通機関がスト等のため運休した場合、若しくは、兵庫県阪神地方に「暴風警報」が発令された場合は、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含みます。）を休講とします。

ただし、次の場合は授業を実施します。

1. 午前6時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合

1時限目の授業から実施します。

2. 午前10時までに交通機関が運行し、又は警報が解除された場合

3時限目の授業から実施します。

(注) 1. 警報は「神戸海洋気象台が発令する警報」によるものとします。

2. 少人数の授業については、担当教員と受講者が相談して授業を行うことがあります。

7 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第11条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。」と規定されています。この場合において、「授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらずに多様な形で行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するもの」とされています。

本研究科後期課程の修了要件についても、研究科規則第35条第2項において、研究科に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

工学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準14条に定める教育方法の特例を実施して

います。概要は次のとおりです。

1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。
2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

8 研究経過発表会及び研究成果発表会について

(1) 研究経過発表会

- ① 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行います。
- ② 研究経過発表会の開催時期等は学生の所属する専攻より通知します。
- ③ 研究経過を認定した者には、研究経過認定通知書を交付します。

(2) 研究成果発表会

- ① 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、研究成果が優れていると認められれば、博士論文の提出及び審査に進みます。
- ② 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位(10単位)の全てを修得している者（修得見込みの者を含む）でなければなりません。
- ③ 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の1ヶ月前までに学生の所属する専攻の主催により開催します。
- ④ 研究成果発表会の開催の時期等は学生の所属する専攻より通知します。
- ⑤ 研究成果を認定した者には、研究成果認定通知書を交付します。

2 各専攻共通授業科目の概要

◎各専攻共通授業科目の概要

【先端融合科学特論Ⅱ－１～Ⅱ－４】

各専攻における選択科目に該当する。

【マルチメジャーコース】

次のとおり学際工学特論のそれぞれの科目に対応したサブコースを設定する。

学際工学特論A：バイオテクノロジーコース

学際工学特論B：シミュレーション工学コース

学際工学特論C：流体・輸送現象コース

学際工学特論D：ナノ材料工学コース

学際工学特論E：MOTコース

学際工学特論F：安全と共生の都市学コース

各サブコース修了の認定は、選択したコースの中で開講される複数の科目を修得し、各コースで決められた修了要件を満たす場合に、各サブコース修了の認定を行い、コースに対応した学際工学特論A～Fのいずれかの認定証書が授与される。なお、認定した単位は、後期課程の修了要件とは別に扱う。

【派遣型産学連携教育】

工学系全専攻を対象に、企業への派遣型「実践工学コース」を開講いたします。実践工学コースは、企業からの実践的な課題提供と、企業と大学の双方向の指導による問題解決能力の養成を目指した院生派遣プロジェクトです。実践工学コースでは、産業界が現在取り組んでいる生の課題を院生に与えてもらい、院生はその課題の中から問題を発見し商品開発など企業での研究開発を実践します。前半に企業によるProject-X的な授業や事前教育、後半に企業派遣を行います。なお、認定した単位は、後期課程の修了要件とは別に扱います。

3 各専攻の授業科目開講予定一覧表

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(建築学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
空間デザイン	建築・都市デザイン	都市空間計画	2	選択	30		安田 丑作
		建築空間構成論	2	〃		30	末包 伸吾
	住宅・コミュニティデザイン	集住環境計画	2	〃	30		重村 力
		市街地環境設計	2	〃		30	三輪 康一
	構造デザイン	空間システム設計論	2	〃	30		長尾 直治
		空間骨組構成論	2	〃		30	藤谷 秀雄
	建築マネジメント	構造物破壊論	2	〃	30		大谷 恭弘
建築計画・ 建築史	建築史・歴史環境論	空間形成史	2	〃		30	足立 裕司
		建築文化環境論	2	〃	30		黒田 龍二
	地域・住宅計画	住環境形成システム論	2	〃	30		塩崎 賢明
		コミュニティ空間計画論	2	〃		30	山崎 寿一
	建築・都市安全計画	環境防災論	2	〃		30	北後 明彦
		建築防火論	2	〃		30	北後 明彦
		防災マネジメント	2	〃	30		大西 一嘉
構造工学	構造性能工学	空間構造学	2	〃		30	田渕 基嗣
		構造物安定論	2	〃		30	孫 玉平
		空間構造設計論	2	〃	30		田中 剛
	構造制御工学	耐震防災論	2	〃		30	未 定
		耐震構造解析学	2	〃	30		未 定
	構造システム工学	空間システム創生論	2	〃		30	未 定
		空間システム機能論	2	〃	30		谷 明勲
環境工学	音・光環境計画	空間音響学	2	〃	30		森本 政之
		騒音制御	2	〃	30		阪上 公博
	熱・空気環境計画	居住熱環境計画論	2	〃		30	松下 敬幸
		感性空間構成	2	〃		30	高田 暁
	都市環境・設備計画	都市熱環境計画論	2	〃		30	森山 正和
連携講座	地域減災計画	減災空間設計法	2	〃	30		室崎 益輝
		救急避難システム論	2	〃	30		久保田勝明
共 通		特定研究	6	必修			各 教 員
		(研究指導)					

各専攻共通

科 目 の 種 類	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次		
				前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

（注）※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(市民工学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
人間安全工学	構造安全工学	適応構造制御論	2	選択		30	川谷 充郎 三木 朋広
	地盤安全工学	地盤構造物論	2	〃	30		澁谷 啓
		土地防災論	2	〃	30		加藤 正司
	交通システム工学	運輸交通システム計画論	2	〃		30	喜多 秀行
		地域システム構成論	2	〃	30		竹林 幹雄
	地盤防災工学	土地造成計画論	2	〃		30	田中 泰雄
		土地安定対策論	2	〃	30		吉田 信之
	地震減災工学	地震防災工学	2	〃	30		(未 定)
		空間構造振動論	2	〃	30		鍬田 泰子
	流域防災工学	水環境解析	2	〃		30	藤田 一郎
		水資源計画	2	〃		30	藤田 一郎
環境共生工学	環境流体工学	広域流体運動論	2	〃	30		中山 昭彦
		水理計画論	2	〃		30	中山 昭彦
	水圏環境工学	陸水域環境	2	〃	30		道奥 康治
		海域環境管理	2	〃		30	宮本 仁志
	地圏環境工学	斜面安定論	2	〃		30	(未 定)
		地圏水理学	2	〃	30		上西 幸司
	広域環境工学	地下構造解析学	2	〃		30	飯塚 敦
	都市保全工学	構造診断学	2	〃		30	森川 英典
		地下空間構造学	2	〃	30		芥川 真一
	都市経営工学	時空間行動論	2	〃		30	朝倉 康夫
		都市空間分析	2	〃	30		富田 安夫
共 通		特定研究	6	必修			各 教 員
		(研究指導)					

各専攻共通

科 目 の 種 類	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次		
				前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】 10単位以上

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(電気電子工学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
電子物理	メゾスコピック材料学	メゾスコピック材料学	2	選択	30		林 真至
		超微細加工論	2	〃		30	森脇 和幸
		光電子物性特論	2	〃		30	藤井 稔
		固体表面構造論	2	〃	30		浦野 俊夫
	フォトニック材料学	フォトニック材料学I	2	〃		30	和田 修
		フォトニック材料学II	2	〃	30		(喜多 隆)
	量子機能工学	量子デバイス特論I	2	〃		30	喜多 隆
		量子デバイス特論II	2	〃	30		(未 定)
	ナノ構造エレクトロニクス	ナノ構造エレクトロニクスI	2	〃	30		小川 真人
		ナノ構造エレクトロニクスII	2	〃		30	土屋 英昭
	電磁エネルギー物理学	プラズマ応用特論	2	〃		30	八坂 保能
		電気エネルギー物理解析論	2	〃	30		竹野 裕正
		高エネルギー荷電粒子特論	2	〃	30		本間 康浩
電子情報	集積回路情報	集積回路構成論	2	〃		30	沼 昌宏
		集積回路設計論	2	〃	30		黒木 修隆
	計算機工学	組織知能論	2	〃		30	塚本 昌彦
		知的エージェント論	2	〃	30		寺田 努
	情報通信	情報理論	2	〃	30		森井 昌克
		知的符号化論	2	〃		30	桑門 秀典
	アルゴリズム	アルゴリズム設計	2	〃	30		増田 澄男
		データ構造特論	2	〃		30	増田 澄男
	知的学習論	学習と推論	2	〃	30		阿部 重夫
		脳型学習理論	2	〃		30	小澤 誠一
連携講座	機能性薄膜学	酸化物薄膜素子学	2	〃	30		足立 秀明
		原子制御薄膜材料学	2	〃	30		北畠 真
		光機能性半導体薄膜学	2	〃		30	山田 由佳
共 通		特定研究	6	必修	180		各 教 員
		(研究指導)					

各専攻共通

教 育 研 究	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次 前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】 10単位以上

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

（注）※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(機械工学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
熱流体エネルギー	応用流体力学	流体エネルギー形態論	2	選択	30		薦原 道久
		高速流体現象論	2	〃		30	片岡 武
	混相熱流体工学	混相熱エネルギー輸送論	2	〃	30		竹中 信幸
		熱エネルギーシステム論	2	〃		30	浅野 等
	エネルギー変換工学	エネルギー変換論	2	〃		30	平澤 茂樹
		環境熱流体解析論	2	〃	30		川南 剛
	エネルギー環境工学	複雑熱流体解析論	2	〃	30		富山 明男
		混相熱流体機器論	2	〃		30	細川 茂雄
材料物理	固体力学	材料階層構造論	2	〃	30		富田 佳宏
		材料機能形態論	2	〃		30	長谷部忠司
		微小材料強度論	2	〃		30	屋代 如月
	破壊制御学	環境・高温強度論	2	〃	30		中井 善一
		界面力学	2	〃		30	田中 拓
	材料物性学	ナノ材料構造・機能論	2	〃	30		保田 英洋
		ナノ材料電子制御論	2	〃	30		田中 章順
		機能表面創成論	2	〃		30	田川 雅人
		ナノ構造解析論	2	〃		30	藤居 義和
	表面・界面工学	ナノ・マイクロエンジニアリング	2	〃	30		大前 伸夫
設計生産	複雑系機械工学	動的システム創成論	2	〃		30	大須賀公一
		インテリジェント制御システム論	2	〃	30		深尾 隆則
	機械ダイナミックス	メカニズム創成論	2	〃		30	神吉 博
		動的機能創成論	2	〃	30		安達 和彦
		生体ダイナミクス解析論	2	〃	30		松田 光正
	コンピューター統合生産工学	次世代生産システム論	2	〃	30		未 定
		先端生産プロセス論	2	〃	30		柴坂 敏郎
		知的精密生産機械論	2	〃		30	鈴木 浩文
	知能システム創成学	知的人工物創成論	2	〃	30		白瀬 敬一
	創造設計工学	人工環境設計学	2	〃		30	田浦 俊春
		適応知能システム論	2	〃	30		妻屋 彰

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次 前期	後期	
連携講座	知的製造システム	生産情報学	2	〃	30		檜崎 博司
		知的制御論	2	〃		30	大塚 喜久
		情報制御学	2	〃	30		中山万希志
	機能適応モデル	福祉情報工学	2	〃		30	井佐原 均
		知覚・進化機構論	2	〃	30		澤井 秀文
		情報伝達デバイス論	2	〃		30	王 鎮
共 通		特定研究	6	必修			各 教 員
		(研究指導)					

各専攻共通

科 目 の 種 類	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次 前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

(注) ※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(応用化学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
物質化学	応用物理化学	薄膜形成論	2	選択	30		上田 裕清
		薄膜構造論	2			30	石田 謙司
	応用無機化学	多相系材料論	2	〃	30		出来 成人
		多相系機能論	2	〃		30	水畑 穰
	応用有機化学	有機反応機構論	2	〃	30		森 敦紀
		有機分子合成論	2	〃		30	岡田 悦治
		有機材料反応論	2	〃		30	神鳥 安啓
	応用高分子化学	高分子機能論	2	〃	30		西野 孝
	機能分析化学	無機高分子合成論	2	〃	30		成相 裕之
	高分子コロイド化学	機能性高分子微粒子論	2	〃		30	大久保政芳
		機能性微粒子物性論	2	〃	30		南 秀人
	機能分子化学	反応場制御論	2	〃		30	竹内 俊文
化学工学	触媒反応工学	触媒反応制御学	2	〃		30	西山 覚
		応用触媒反応論	2	〃	30		西山 覚
	移動現象工学	非線形現象解析論	2	〃		30	大村 直人
		移動操作論	2	〃		30	今駒 博信
		物質機能論	2	〃		30	梶並 昭彦
	化学システム工学	物性解析論	2	〃	30		松尾 成信
	粒子流体工学	流体物性論	2	〃	30		薄井 洋基
		移動現象制御論	2	〃		30	鈴木 洋
	生物化学工学	生物反応プロセス工学	2	〃		30	福田 秀樹
		生物反応制御論	2	〃	30		近藤 昭彦
	生物プロセス工学	集合体制御論	2	〃		30	山地 秀樹
		生物機能応用工学	2	〃	30		山地 秀樹
	材料プロセス工学	プロセス設計論	2	〃	30		松山 秀人
		プロセスシステム解析論	2	〃		30	丸山 達生
連携講座	局所場反応・物性 解析学	フォトンクスガラス材料論	2	〃	30		西井 準治
		局所場生体物質論	2	〃		30	湯元 昇
		局所場反応解析論	2	〃		30	田和 圭子
	化学エネルギー変 換プロセス学	エネルギー材料学	2	〃	30		未 定
		エネルギー開発学	2	〃		30	境 哲男
		固体電気化学	2	〃	30		徐 強
共 通	特定研究	6	必修			各 教 員	
	(研究指導)						

各専攻共通

科目の種類	授業科目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次 前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】 10単位以上

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

（注）※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

授 業 科 目 開 講 予 定 一 覧 表

(情報知能学専攻)

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員	
					1－3年次			
					前期	後期		
情報基礎	情報メディア	マルチメディアデータベース論	2	選択		30	有木 康雄	
		パターン認識(*1)	2	〃		30	滝口 哲也	
	プログラミング言語	計算モデル論(*2)	2	〃		30	田村 直之	
		計算モデル論(*2)	2	〃		30	番原 睦則	
	知能システム	オペレーティングシステム特論	2	〃		30	鳩野 逸生	
		知識情報処理論(*3)	2	〃		30	伴 好弘	
		パターン認識(*1)	2	〃		30	熊本 悦子	
	人工知能	知識組織論	2	〃	30		上原 邦昭	
		知識情報処理論(*3)	2	〃		30	安村 禎明	
	知的ソフトウェア	情報メディア形成論	2	〃	30		大川 剛直	
		メディア内容検索論	2	〃	30		江口 浩二	
		ソフトウェア工学	2	〃		30	中村 匡秀	
	情報数理	形式的体系論	2	〃	30		角田 譲	
		モデリング・プログラミング論	2	〃	30		桔梗 宏孝	
		数理的知識表現	2	〃		30	菊池 誠	
		証明論	2	〃	30		新井 敏康	
		公理的集合論	2	〃		30	ブレンドル ヤーグ	
		多変量統計解析論	2	〃	30		垣内 逸郎	
	情報システム	知能ロボティクス	知能ロボット論	2	〃	30		羅 志偉
			システムモデル論	2	〃		30	長野 明紀
無線通信		宇宙システム構成論	2	〃		30	賀谷 信幸	
情報フォトリクス		光情報処理	2	〃		30	的場 修	
計算機システム		システム L S I 工学	2	〃		30	永田 真	
プロセッサ・アー キテクチャ		情報通信システム設計	2	〃		30	吉本 雅彦	
		計算機構造論	2	〃		30	川口 博	
システムデザイン	システム計画	知的システム計画論	2	〃		30	貝原 俊也	
		知的システム運用論	2	〃	30		藤井 信忠	
	システム設計	システム最適設計論	2	〃		30	多田 幸生	
		システム構築論	2	〃	30		花原 和之	

講 座	教育研究分野	授 業 科 目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
					1－3年次		
					前期	後期	
システムデザイン	システム制御	システム制御論	2	〃		30	太田 有三
		大規模システム論	2	〃	30		藤崎 泰正
	システム情報	進化探索論	2	〃		30	玉置 久
		情報ネットワーク構成論	2	〃		30	太田 能
	システム構造	システム構成論	2	〃	30		小島 史男
		システム機能論	2	〃		30	小林 太
	分布系同定・応用 関数解析	分布系同定論	2	〃		30	中桐 信一
		応用関数解析	2	〃	30		白川 健
	分布系制御・非線 型解析	分布系制御論	2	〃	30		南部 隆夫
		非線形現象論	2	〃		30	内藤 雄基
連携講座	感性アートメディア	メディア表現論	2	〃		30	萩田 紀博
		マルチモーダル情報処理	2	〃	30		隅田英一郎
		感性情報環境論	2	〃		30	阿部 明典
	応用システム	応用システム認識論	2	〃		30	
		応用システム計画論	2	〃		30	
		応用システム開発論	2	〃		30	
		宇宙システム情報論	2	〃		30	
パターン計測論		2	〃		30		
神経回路		2	〃		30		
共 通		特定研究	6	必修			各 教 員
		(研究指導)					

各専攻共通

科目の種類	授業科目	単位数	必修 選択 の別	授業時間数		教 員
				1－3年次 前期	後期	
各専攻共通科目	先端融合科学特論Ⅱ－1	2	選択			
	先端融合科学特論Ⅱ－2	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－3	2	〃			
	先端融合科学特論Ⅱ－4	2	〃			
マルチメジャーコースの指定科目	学際工学特論A※	2	〃			
	学際工学特論B※	2	〃			
	学際工学特論C※	2	〃			
	学際工学特論D※	2	〃			
	学際工学特論E※	2	〃			
	学際工学特論F※	2	〃			
派遣型産学連携教育の指定科目	インターンシップ※	4	〃			

【修了要件】 10単位以上

必 修：6単位

選 択：4単位以上

先端融合科学特論Ⅱ，自専攻選択科目より修得すること。

（注）※印の科目は，修了要件には含まない。

なお，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

注 意 事 項

（*1）パターン認識の担当教員は、滝口・熊本です。

（*2）計算モデル論の担当教員は、田村・番原です。

（*3）知識情報処理の担当教員は、安村・伴です。

IV 学位

IV
学

位

神戸大学学位規程

(趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を附加提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の学位論文又は研究の成果の提出があったときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」という。）において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、学位論文又は研究の成果の審査を行わしめるものとする。

2 研究科委員会等において審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 研究科委員会等において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第3項の規定により調査を委嘱せられた者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わしめる。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を修了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会等の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 第10条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、研究科委員会等は、学位申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 研究科委員会等が学力の確認の議決をなす場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものと見なす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 研究科委員会等は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の研究科委員会等は、当該研究科委員会等構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、研究科委員会等において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科委員会等の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会等及び神戸大学大学教育推進委員会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 研究科委員会等が前2項の規定による議決をなす場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（様 式）

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

（補 則）

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表（第20条関係）

1 学士の学位を授与する場合

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

2 修士の学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学
医学系研究科	保健学又はバイオメディカルサイエンス
工学研究科	工学
農学研究科	農学
海事科学研究科	海事科学
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学

3 博士の学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
人文学研究科	文学又は学術
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学又は学術
医学系研究科	医学又は保健学
工学研究科	工学又は学術
農学研究科	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	学術，法学，政治学又は経済学

4 専門職学位を授与する場合

研 究 科 名	専 攻 分 野 の 名 称
経営学研究科	経営学

別記様式第1～2（略）

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を 修了したので修士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
				氏 名 年 月 日 生	

別記様式第4（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 士 第 号	学 位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したの で博士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
				氏 名 年 月 日 生	

別記様式第5（第5条第2項により学位を授与する場合）

博士第 号	学位記	大学印	氏 名 年 月 日 生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した ので博士（〇〇）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
----------	-----	-----	----------------------------	---	-------------	------------------

別記様式第6（第6条第1号により学位を授与する場合）

専第 号	学位記	大学印	氏 名 年 月 日 生	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職大学院の課程を 修了したので〇〇博士（専門職）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
---------	-----	-----	----------------------------	--	-------------	------------------

別記様式第7（第6条第2号により学位を授与する場合）

法第 号	学位 記	大学印	年 月 日	了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	神 戸 大 学
			氏 年 月 日生		

別記様式第8

年 月 日	〇〇研究科長 殿
学籍番号	
氏 名 印	
学 位 論 文 審 査 願	
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから 審査をお願いします。	
記	
学 位 論 文	通
論 文 目 録	通

別記様式第9

	年 月 日
神戸大学長 殿	
	氏 名 印
学 位 申 請 書	
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。 備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。	

別記様式第10

	年 月 日
	氏 名 印
論 文 目 録	
論文 1 題 目 2 印刷公表の方法及び時期 方 法 時 期 3 冊 数 冊 参考論文 1 題 目 2 冊 数 冊	

別記様式第 11

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契 印
				番 号
				授 与 年 月 日
				氏 名
				論 文 題 目
				取 扱 者 印

博
士
(
○
○
)

学
位
簿

神戸大学大学院工学研究科の修士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、医工連携コース（中核人材育成）については別途定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士（工学）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査申請書（別紙様式1） 1部

(2) 学位論文 2部

2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、教授会が別に定める。

4 前2項の規定にかかわらず、教授会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

5 学位論文には、表紙（別紙様式2）をつけるものとする。

(学位論文審査委員会)

第4条 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教授又は准教授2人以上をもって組織し、主査1人及び副査を置くこととする。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、調査委員を委嘱することができる。

5 審査委員の選定及び調査委員の委嘱は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員及び調査委員候補者について、教授会が行う。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、修士論文発表会を開催するものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書（別紙様式3）及び修士最終試験報告書（別紙様式4）を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程前期課程 研究経過発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、工学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、医工連携コース（中核人材育成）については別途定めるものとする。

(発表者の要件)

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

(開催の時期等)

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

(研究経過認定通知)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過認定通知書（別紙様式2）を交付するものとする。

(特例研究経過発表会)

第6条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例研究経過発表会発表届（別紙様式3）を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の提出)

第7条 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例措置)

第8条 転入学及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（工学）又は博士（学術）とする。

(学位論文等の提出)

第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) その他参考論文 | 必要部数 |

2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

(学位論文審査委員会)

第4条 教授会は、学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教授又は准教授3人以上をもって組織し、主査1人及び副査を置くこととする。

3 審査委員は、指導教員、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域（主査と同一専攻）の教授1人以上及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教授1人以上をもって充てる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

5 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員候補者について、教授会が行う。

6 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程における 早期修了に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第35条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推 薦)

第2条 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究成果発表会に関する申し合わせに基づく課程博士学位論文草稿の予備検討を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
- (2) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
- (3) 公表論文及び公表準備中の論文等ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。
- (4) 履歴書（別紙様式3）
- (5) 研究業績書〔学会発表経歴を含む。〕（別紙様式4）
- (6) 早期修了適用資格審査記録（別紙様式5）
- (7) 研究所・企業等における研究活動を証明する書類、あるいは自薦書（様式は自由）
- (8) 予備検討結果報告書、論文審査委員候補者名簿

2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。

3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

(早期修了審査委員会)

第3条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、工学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員により組織する。

3 委員長は、工学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。

4 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会は、早期修了の適用についての資格審査記録（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

(最終判定)

第4条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

2 委員会は、前項の結果を研究科長に報告する。

3 委員会は必要に応じ、論文審査に際して、被推薦者の学術領域に関係の深い学内外の研究者を論文審査委員に加えるよう専攻長に要請することができる。

- 4 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。
- 5 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分2以上が出席し、その出席者の3分2以上の賛成を得なければならない。

（学位審査論文の提出）

第5条 早期修了の適用資格が有ると判定され、かつ研究成果発表会において研究成果が優れていると認められた者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑 則）

第6条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究経過発表会 に関する申合せ

(趣 旨)

第1条 この申合せは、工学研究科博士課程後期課程修了者に係る研究成果発表会に先立ち実施する研究経過発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究経過発表会)

第2条 各専攻は1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、担当教員は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を専攻長に報告し、専攻長は当該専攻の教員及び学生に研究経過発表会の開催を通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

(研究経過発表認定通知)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過発表認定通知書（別紙様式2）を学生に交付するものとする。

(学位論文の提出)

第6条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例発表会)

第7条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者及び特別な事情があると認められる者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届（別紙様式6）を研究科長に提出しなければならない。

(特例措置)

第8条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会を免除することがある。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究成果発表会 に関する申合せ

(趣 旨)

第1条 この申合せは、工学研究科博士課程後期課程修了者に授与する課程博士学位論文審査に先立ち実施する、学位論文草稿の予備検討のための研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 学位論文草稿の予備検討を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学位論文草稿予備検討願 (様式1) | 必要部数 |
| (2) 論文目録 (様式2) | 必要部数 |
| (3) 学位論文の草稿 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨の草稿 (様式3) | 必要部数 |
| (5) その他の参考論文 | 必要部数 |

(予備検討委員会)

第3条 予備検討の願い出があったときは、出願者ごとに予備検討委員会を置く。

- 予備検討委員会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを判定する。
- 予備検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された2人以上の教授を含む教授又は准教授2人以上をもって組織する。
- 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者1人以上を予備検討委員会に加えることができる。
- 予備検討委員会は、研究成果発表会を実施し、論文等の内容が学位論文に値すると認めたとときは、予備検討結果報告書(様式4)を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

(審査委員候補者の選出)

第4条 専攻会議は、予備検討委員会の報告に基づき、学位論文提出者ごとに神戸大学大学院工学研究科の課程博士学位に関する内規の第4条に定める審査委員会の委員候補者(主査および副査の候補者)を選出するものとする。

(研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後、直ちに、学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(様式5)を研究科長に届け出るものとする。

(研究成果認定通知)

第6条 研究科長は、前条の報告に基づき研究成果を認定した者について、研究成果認定通知書(別紙様式1)を交付するものとする。

(学位論文の提出)

(特例発表会)

第7条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者

の発表については、その者から提出された研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

- 2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文審査等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士（工学）又は博士（学術）とする。

(学位申請資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会（以下「教授会」という。）において資格があると認めた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 研究所等において研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

(学位論文の提出)

第4条 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学位申請書（別紙様式1） | 必要部数 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 必要部数 |
| (3) 学位論文 | 必要部数 |
| (4) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 必要部数 |
| (5) 履歴書（別紙様式4） | 必要部数 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書 | |
| (7) その他参考論文等 | |

(学位申請資格審査委員会)

第5条 教授会は、学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。

- 2 学位申請資格審査委員会は、工学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し、委員長は、教務委員会委員長を充てる。
- 3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。

- 4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第6条 教授会は、学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有するか否かについて判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、教授会において判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第7条 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、教授会の議を経て、当該学位論文等を学長に進達するものとする。

（学位論文審査委員会）

第8条 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、教授3人以上を含む研究科の教授又は准教授3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- 3 審査委員は、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査と同一専攻）の教授2人以上及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教授1人以上をもって充てる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- 5 審査委員の選定は、内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、教授会が行う。
- 6 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

（論文審査及び試験）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆頭又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。

- 2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

（試問）

第10条 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」という。）を行うものとする。

- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目について、筆答又は口頭により行う。
- 3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。
- 4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

（論文審査等の結果報告）

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書

(別紙様式 5) を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科における博士課程を 経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ

（趣 旨）

第1条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院工学研究科に学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請希望者」という。）があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内見の申し出）

第2条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 論文目録（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 学位論文の草稿 | 3部 |
| (3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式2） | 3部 |
| (4) その他の参考論文 | |

（内見委員会）

第3条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員が選定する研究科博士課程担当の教授2人以上を含む教授又は准教授2人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授を持って充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 履歴書（別紙様式3） | 1部 |
| (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部 |
| (3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式4） | 1部 |

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見結果報告書（別紙様式5）を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

6 内見の結果は、内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第4条 専攻会議は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）3人以上を選出するもの

とする。

- 2 学位論文審査委員候補者は、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授2人以上を含む教授又は准教授2人以上及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教授1人をもって充てる。
- 3 専攻会議は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

（研究科長への届出）

第5条 専攻長は、専攻会議終了後直ちに、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（論文博士）（別紙様式6）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を1部添付するものとする。）

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

神戸大学大学院工学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

1. この申合せは、工学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第4条第2項関係）

学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、神戸大学大学院工学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において、前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第4条第2項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
 - (2) 学位論文審査委員会には、学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教授1人以上を含めるものとする。
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第3条第1項関係）
 - (1) 学位論文審査委員会における主査は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
 - (2) 学位論文審査委員会には、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査となる教員と同一の専攻）の教授2人以上及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教授1人以上を含めるものとする。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

V 学 生 生 活 の 案 内

V
学 生 生 活 の 案 内

学生生活の案内については、前期・後期課程学生に共通する事項、前期課程の学生に関する事項及び後期課程学生に関する事項に区分して掲載していますので、よく読んでください。

[工学研究科前期・後期課程学生共通事項]

1 修学に関する窓口について

学生の修学に関する事務は、次のとおり取り扱います。

工学研究科教務学生係：建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻及び情報知能学専攻（以下「工学研究科の専攻」という。）の学生。

2 学生証について

入学時の所定の期間内に、写真（3cm×2.4cm）1枚を提出して学生証の交付を受けてください。学生証は身分を証明するものであるから、学生はこれを常時携帯し本学職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。また、修了，退学等により学籍を離れたとき又は休学等により有効期限が経過したときは、速やかに返納しなければなりません。

〔記載事項の変更〕

記載事項に変更が生じた場合は、速やかに工学研究科の教務学生係へ届出てください。

〔再交付〕

学生証を紛失したり、汚損したりして再交付を受けるときは、工学研究科の教務学生係で再交付願に理由を記入し、申し出てください。

3 学生旅客運賃割引証〔学割証〕

実習・見学・帰省などで、JRの鉄道、航路又は自動車線のいずれかの区間を100kmを超えて旅行する場合、普通乗車券に限ってJR・連絡社線とも全区間を2割引で利用できるものです。

有効期間は、発行日から3か月です。

(1) 申込み及び交付

下記に設置している「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

設 置 場 所	取扱い時間帯
国際文化学部・大学教育研究センター A棟1階ホール内	AM9:00～PM8:00 (授業又は定期試験以外の時はPM5:00まで)
発達科学部 本館 A棟1階	AM8:30～PM7:00
六甲台 第3学舎1階 学生コーナー	AM8:45～PM8:00 (土曜日も稼働、授業又は定期試験以外の時はPM5:00まで)
工学部 玄関	AM9:00～PM5:00
文学部 本館1階	AM9:00～PM5:15
医学部医学科 学生ホール1階	AM9:00～PM5:00
医学部保健学科 B棟1階	AM9:00～PM6:00 (水・金曜日はPM7:00まで)
海事科学部 事務棟1階	AM8:30～PM5:15

1回の交付は2枚以内で、1人年間10枚以内を限度として交付されますので、計画的に使用してください。

(2) 注意事項

ア 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。

- イ 学割証は、記名人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は、不正使用となり、普通運賃の3倍の追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることとなり、神戸大学の信用を損なうばかりでなく、多数の学生に迷惑を及ぼす結果となるので十分注意してください。

4 在学証明書及び修了見込証明書

申込み及び交付

上記の「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

なお、後期課程修了見込証明書及び英文証明書については、証明書自動発行機で出力できませんので、関係する教務学生係に申し込んでください。

5 図書館の利用等について

本学の附属図書館は、人文・社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学系図書室、国際・教養系図書室、人間科学系図書室及び医学部分館、海事科学部分館によって構成されています。このうち、自然科学研究科の教育・研究に密接に関連する図書館は、自然科学系図書館と海事科学部分館です。

利用規程及び利用細則については、図書館利用案内（別冊子）を参照してください。

- (1) 図書館を利用するときは、利用規程等を守り、係員の指示に従ってください。

図書館の利用に関して不明な点があれば、各図書館（室）に照会してください。(2)

- (2) 他の国立大学の附属図書館を利用する場合は、「国立大学図書館間共通閲覧証」を必要とするので、希望者は、事務室に申し出てください。

6 授業料免除（徴収猶予）に関する取扱いについて

授業料の納付が困難な者に対しては、授業料を免除（徴収猶予）する制度があります。

（研究生等は免除の対象とならない。）

この制度は、次の要領で取扱うので、免除希望者は、学生センターに申し出てその手続きを行ってください。

(1) 授業料免除の対象者

次の各項の一に該当する者について許可することがある。

- ① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けたこと等により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(2) 提出書類（詳細は、学生センターへ問い合わせること。）

- ① 授業料免除（徴収猶予）申請書（用紙は、学生センターで交付する。）

② 本人又は本人の学資を主として負担している者の居住地の市区町村長の所得証明書及び死亡又は災害に関する証明書

③ その他参考となる証明書類

(3) 申 請

毎学期分ごとに申請しなければならない。申請の時期等必要な事項は、その都度掲示する。

(4) 免除の額

授業料の免除が必要と認められた者については、当該期分の授業料の全額又は半額を免除する。

(5) 授業料の納付の猶予等

授業料免除（徴収猶予）の申請があった者については、免除（徴収猶予）の許可の可否を判定するまでの間は授業料の納付を要しない。なお、免除（徴収猶予）を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定があった後、ただちに相当分の授業料を納付すること。

7 日本学生支援機構奨学金制度について（詳細は、学生センターへ問い合わせること。）

(1) 出願資格

学校教育法による大学院に在学する者（入学内定者を含む）で、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、大学院において研究を継続するには、日本学生支援機構の奨学金の貸与が必要であると認められる者に限る。また、外国人の場合で、留学生には出願の資格がないが、在留の態様により対象となる場合があるので出願資格を学生センターに確認すること。

なお、最短（標準）修業年限を超えて在学する者は出願できない。

(2) 貸与月額・貸与期間

① 貸与月額

○第一種奨学金

前期課程の学生 87,000円 後期課程の学生 121,000円

○きぼう21プラン奨学金

5万円、8万円、10万円、3万円の4種類から選択

② 貸与期間

入学した月から最短（標準）修業年限の終期まで。

(3) 出願手続

奨学金申込書等の用紙は、学生センターで交付を受け、必要事項を正確にもれなく記入のうえ、期日に遅れないよう提出すること。（提出期限は、その都度、掲示等により通知する。）

願出は、必ず連帯保証人と連署でなければならない。

(4) 採否決定の時期

採否は、7月上旬に決定される。

入学内定者の予約採用候補者の採否は、採用前年度の12月下旬に決定される。

(5) 奨学金の交付

採用後の奨学金の交付は、原則として毎月1回、銀行の普通預金口座（本人名義）に振込まれる。

(6) 緊急採用（第一種），応用採用（きぼう21プラン）は家計急変時に適用される制度です。随時受付しているので学生センターに問い合わせして下さい。

（参考）<http://www.jasso.go.jp>（日本学生支援機構ホームページ）

8 学生教育研究災害傷害保険について（詳細は、学生センターに問い合わせること。）

学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実、発展に寄与することを趣旨とした災害補償制度です。

本保険は、大学の正課中・学校行事中・キャンパス内の休憩中及び課外活動中の災害が給付の対象となっています。

上記の他、通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合には、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に身体に傷害を被ったとき保険金が支払われます。

この災害の補償制度は、学生の互助共済を基本としているため、多くの学生が保険に加入することが望まれ、特に本研究科においては、実験に従事する機会が多いので、全員加入してください。

学生センター業務内容	担 当 電 話
就職指導，就職相談，就職情報関係	078-803-5218
保健管理，カウンセリング関係	078-803-5219
学生教育研究災害傷害保険関係	078-803-5221
学生寮の管理運営，入寮及び退寮，寮生の指導助言関係	078-803-5220
なんでも相談	078-803-5227

9 心身の健康管理

学生生活を全うするうえで最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されており、諸種の健康診断や再検査・精密検査，日常の救急処置，健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」），保健指導，健康教育などを実施しています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して，健康の保持・増進に役立ててください。なお，保健管理センターを利用される時は，学生証を持参してください。また，万一の災害や羅病に備えて，親元から離れて通学している人は，いわゆる健康保険遠隔地証明の手続きをすることをお勧めします。

〔保健管理センターの利用方法と手続き〕

(1) 健康診断と再検査・精密検査

健康診断の日程等については所定の掲示板などで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため，必ず受診してください。異常が発見された方に対しては個別に連絡し，再検査や精密検査を実施するとともに，保健指導や病院等への紹介，休学や復学の手続きなどについての

お手伝いをしています。学生の皆さんを対象とする健康診断の実施時期は次のとおりです。

学生を対象とする健康診断の実施時期

4月	新入生健康診断	10月	2・3年次生健康診断
〃	卒業予定者健康診断	11月	運動部健康診断
6月	新入留学生健康診断（春期）	〃	新入留学生健康診断（秋期）
〃	特別定期健康診断（春期）	〃	特別定期健康診断（秋期）

なお、運動部健康診断は、課外活動をする体育会系クラブや同好会に所属する学生の方が対象で、定期健康診断を済ませ、運動部健康診断実施日の1か月前までに予約をした方のみが受検できます。運動部健康診断の受診者には競技会参加などのための健康診断証明書が無料で発行されます。また、特別定期健康診断は放射性同位元素を用いた実験等に携わる方を対象とするものです。

(2) 健康診断書証明書の発行

各種の健康診断証明書（奨学金申請用、競技会参加用、留学用、大学院進学用、就職用など）は健康診断の結果に基づいて発行されます。希望される方は保健管理センターへ申し込んでください。交付は申し込み日の翌日となります。

(3) 救急処置

学内で発生した急な疾病や事故など、緊急処置を必要とする時は保健管理センターへ連絡し、指示を受けてください。（患者を動かしてはいけない場合があります）。重体ないし重症と判断される場合には、保健管理センターと同時に消防救急隊（119番）へ連絡してください（救急車の到着までに平均4～5分を要します）。

(4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談 …… 内科及び他6科（整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、産婦人科、眼科）の医師があらゆる身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は早期発見、早期治療が一番です。気になることがあったら、いつでも気軽に相談してください。内科は毎日、他の科は月1～2回の予約制です。詳しくは次の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談 …… カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時、一人でくよくよしないで気楽に相談してみてください

心理について 対人関係で悩んでいる（友人・異性）。
自分の性格や能力について悩みがある。
ノイローゼ気味で毎日が不安である。
何もやる気がない。

心身の状態について 最近睡眠がたいへん短くなっている。

	食事が減ったり，逆に食べ過ぎたりしている。
学業について	学業に対する意欲がなく，身が入らない。
	転学部・転学・休学・退学をしようと迷っている。
将来について	卒業後や今後のことについて悩んでいる。
	自分にとってどんな進路や職業が適しているのか迷っている。
日常生活について	サークルのことで悩んでいる。
	家庭や下宿でうまくいかない。
	大学生活や人生の意義・目的がわからない。

…などです。「相談内容の秘密は厳守します。」

※健康相談日程表については，神戸大学ホームページを参照してください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/medicalc/index-j.html>

(5) 健康教育

保健管理センターが主催する講演会（エイズ講習会等）へはどなたでも参加できます。開催日時などの詳細は決まりしだいに所定の掲示板などで案内しています。「学生のためのエイズハンドブック」は新入生健康診断の際に，新入生全員に差し上げています。保健管理センターが発行する種々の冊子（「健康のしおりシリーズ」，「応急処置法マニュアル」等）を希望される方は保健管理センターまでお申し出ください。健康雑誌・健康ビデオ・書籍の閲覧・貸し出しを希望される方も保健管理センターへお申し出ください。（「応急処置法マニュアル」の内容や，新しい「健康のしおりシリーズ」・健康雑誌・健康ビデオ・書籍のタイトルはインターネット保健管理センターホームページで案内しています。）

(6) そ の 他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせはインターネット保健管理センターホームページでも御覧になれます。神戸大学ホームページ（<http://www.kobe-u.ac.jp>）を開いて，「部局・施設案内」をクリックし，続いて「保健管理センター」をクリックしてください。

〔保健管理センターの所在地と連絡先〕

保健管理センターは神戸市バス③⑥系統「神大本部工学部前」下車スグ，神戸大学本部庁舎玄関入って右にあります。

☎657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

神戸大学保健管理センター ☎078-803-5245

10 電子メール用ID利用上の注意

本学では，入学時に電子メール用IDを全員に配布しています。このIDは情報処理教育のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや，インターネット上の情報収集等，学生生活に不可欠なものです。学術情報基盤センター（以下「センター」という。）からの通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。

また，使い方を間違えると多大な迷惑をかけることにもなりますので，下記の注意事項をよく読んで使用してください。

(1) 電子メール用 I D ができること

電子メールを送ることができます。相手先の電子メール I D がわかっているならば、世界中のどこへでも届きます。

センターの利用者 I D にもなっていますので、センター本館・分館、大学教育研究センター K503 教室、六甲台第三学舎情報処理教室に設置されているセンターの端末を利用することができます。

また、自分でホームページを作成して公開することもできます。

(2) 電子メールを使用する際の注意事項

●使用目的

本学で利用できる電子メールの目的は大学における教育・学術・研究活動の支援に限られています。

●他人に使用させない

電子メール I D は、コンピュータにあなたが「あなた自身であること」を証明するもので、学籍番号と同じくらい非常に大切なものです。学籍番号と同様に他人に使用させることはできません。

●迷惑メールを出さない

複数の人に転送を要請する不幸／幸福の手紙といった回覧メールはもちろん、安易に必要なのないメールを送ったり転送したりすることは、必要な情報のやりとりをするという本来の利用を妨げるばかりか相手に迷惑なメールとなります。また、ネットワークにも不安な負荷がかかり、その機能を阻害しますので、注意してください。

●営利目的や他人に迷惑をかけるような内容の電子メール利用が発覚した場合は、電子メール用 I D の利用を制限したり、抹消することもあります。この場合、情報処理関連の授業が受けられなくなる可能性もありますので十分注意してください。

(3) ホームページを作成する際の注意事項

ホームページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

(4) センターからの連絡

電子メール、インターネット等を利用する場合の注意事項については、センターホームページ URL: <http://www.istc.kobe-u.ac.jp/~ipc/> に詳しく掲載していますのでよくお読み下さい。

なお、機器の利用停止日等、連絡事項は上記ホームページ上で行いますので、常にチェックされるようお願いいたします。

11 神戸大学学生ホームページ運用に関するガイドライン

(1) 電子ネットワークを使用するものは、ネットワークが社会に対して根本的な変革の力となるインパクトを持つものであると共に、賢明な使い方により今後の社会の発展、福祉向上のための有効な手段となることを認識し、以下の基本理念を遵守すること。

・電子ネットワークにおいて、言論の自由、人権の尊重など日本国憲法を尊重する。

- ・電子ネットワークにおいて、法および社会習慣により遵守すべきとされる公序良俗を尊重する。
 - ・全ての人が電子ネットワーク上で不利益を被らないよう配慮する。
- (2) 電子ネットワークの使用にあたって、次の各号に掲げる行為は禁止する。
- ・ユーザー I D の第三者への譲渡や貸与
 - ・パスワードの第三者への開示
 - ・ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
 - ・営利を目的とした行為
 - ・計算機資源を不当に占有または浪費する行為
 - ・他者のプログラムやデータ等を改変または破壊する行為
- (3) 神戸大学の学生および課外活動団体が神戸大学のサーバーを用いて開設するホームページには、広告を掲載してはならない。また、課外活動団体が学外のサーバーに開設するホームページに広告を掲載している場合には、神戸大学の公式ホームページからのリンクを許可しない。
- (4) 利用者がこのガイドラインに反したホームページを作成したり、そのようなページにリンクを設定した場合には、大学は電子ネットワークの利用を制限したりホームページを抹消することができる。
- (注) 課外活動団体に関して、その本来の活動に直接関係し、自ら参加する発表会や競技会の案内・告知は、上記の「営利を目的とした行為」や「広告」とみなさないが、神戸大学の学生として節度ある利用に努めること。また課外活動団体が神戸大学のサーバーを用いて開設するホームページで、特別の事情により活動資金のための寄付を募る場合には、予め学務部に届けて許可を得なければならない。（1998年4月13日 学生委員協議会制定）

12 構内への車両乗入れ規制について

工学研究科においては、従来から、許可を受けていない車両の構内乗入れを規制している。

※工学研究科の学生については、「自動車、単車の構内乗入れ規制」によること。

[前期課程工学研究科学生に関する事項]

1 掲示板について

学生への通知、呼出し等は、すべて掲示で行うから常に注意すること。

イ．学部の公示用掲示板としては、大学公示板、学部学生公示板、大学院学生公示板があり、大学院学生公示板は、教室棟 1 F に、設置してある。

ロ．各学科（専攻）の公示用掲示板は、それぞれの学科（専攻）に設置してある。

2 掲示、ポスター、ビラについて

学生は、掲示、ポスター、ビラ等を、学生用掲示板以外の場所に掲示してはならない。また、営利目的の掲示等は、いかなる場所にも掲示してはならない。

用済みのものを速やかに取り除くなど、特定グループによる私物化を避けること。

所定の場所以外へ掲示したり、定められた期間が終わっても放置されているときは、学舎管理責任者が撤去を命ずる。従わない場合は、学舎管理責任者が撤去する。

3 自動車、単車の構内乗り入れ規制について

教育、研究のための環境条件を維持するために、自動車、単車の構内乗り入れは下記のように規制されています。

(1) 学生の自動車通学は、身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止している。

(2) 単車の入構は、工学部駐輪場までの通行路以外、認められていません。

4 時間外の校舎使用について

学生が実験実習のため実験室、実習室、研究室等で研究等をする場合は、各学科事務室の時間外学舎使用申込書に所属講座の教授、准教授又は講師及び直接指導教職員の認印を受けて、午後 4 時までに工学研究科教務学生係へ提出してください。使用申し込みは、使用する当日分のみを受け付けます。（ただし、休日の場合は前日。）許可書については、午後 4 時30分から午後 5 時までの間に受け取ってください。使用許可書を持たない場合は認められません。

なお、責任体制を明確にし、安全を確保するため、夜遅くまで研究等する場合、教職員が一緒にいることが望ましいが、やむを得ぬ時は学生 2 名以上とします。

なお、使用に際しては、特に火気、ガス、水道、戸締りに注意してください。

5 宿所変更の届出について

入学時に提出した学生登録票に変更が生じた時は、速やかに工学研究科教務学生係へ届け出てください。

6 欠席届，休学，復学及び退学の願い出について

(1) 欠 席 届

欠席が3週間以上3か月未満に及ぶ場合は、所定の様式による欠席届を工学研究科教務学生係に提出してください。

(2) 休学，復学，退学

休学，復学，退学する場合は、所定の様式による願いを工学研究科教務学生係に提出してください。

（緊急の場合以外は、早めに願い出ること。）なお、病気のため休学，退学する場合は診断書を添付してください。

7 諸証明書の発行について

証明書の発行は、申し込みの4日後に行います。（ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。）

(1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

証明書自動発行機を使用してください。

学割証は、年間10枚に限られています。

学割証を他人に譲渡したり、不正に使用してはいけません。乗車券の購入及び旅行の際は、必ず学生証を携帯してください。

なお、不正使用の事実が明らかになった場合は、学割証の発行を停止します。

(2) 学業成績証明書，健康診断証明書

学業成績証明書の交付を受けたい者は、発行願に指導教員等の承認印を得た上、工学研究科教務学生係に申し込んでください。証明書は、申し込み日の4日後（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）に発行する。

健康診断証明書は、保健管理センターに申し込んでください。ただし、就職のため必要とする場合の申し込み方法等については別に掲示します。

(3) 在学証明書及び修了見込証明書

証明書自動発行機を使用してください。

8 通学定期乗車券について

通学定期券を購入するときは、学生証と通学定期乗車券発行控証を、利用する交通機関の定期券発売所に提示し、備付の申込用紙に所定事項を記入して申し込むこと。

ただし、購入できる通学定期乗車券は、宿所（自宅、下宿、寮など）の最寄駅から大学の最寄駅までに限られる。

なお、一部通学証明書を必要とする交通機関もあるので、その場合は営業所所定の用紙に必要事項を記入の上、工学研究科教務学生係に申し込むこと。

学生証と通学定期乗車券発行控証により定期券を購入できる交通機関は次のとおりである。

〈鉄道〉

J R 西日本 阪急電鉄 阪神電鉄 京阪電鉄 山陽電鉄 神戸電鉄 神戸高速鉄道 南海電鉄

近畿日本鉄道 北大阪急行電鉄 泉北高速鉄道 京福電鉄 大阪市営地下鉄 神戸市営地下鉄
神戸新交通 北神急行

〈バス〉

神戸市バス 大阪市バス 尼崎市バス 明石市バス 姫路市バス 阪急バス 阪神バス
山陽バス 神姫バス 南海バス 近鉄バス

9 教室の使用について

研究会等のため教室を使用したい場合は、所定の教室使用許可願を工学研究科教務学生係に提出して許可を得てください。

[後期課程学生に関する事項]

1 学生への通知等について

学生みなさんへの通知及び連絡は、すべて公用掲示板への掲示によって行いますので、常に注意して掲示の事項を承知してください。

後期課程の公用掲示板は、自然科学総合研究棟 1 号館 1 階ロビー及び工学研究科学舎の教室棟 1F・各学科事務室に設置しています。

2 諸手続について

手続には、学生が大学からの掲示等による通知に従い、一定の期間内に手続をとらなければならないものと、学生から必要となったとき自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、時期を失ったりすると、学生自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば、工学研究科教務学生係に問い合わせてください。

3 施設の使用について

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用に当たっては、次の事項を遵守すること。

- ① 研究室・実験室等における火気使用時の設備点検
- ② 退室時における火気点検
- ③ 所定場所以外の喫煙禁止
- ④ 危険物の貯蔵及び取扱いの点検
- ⑤ 退室時における窓・扉の施錠確認
- ⑥ 机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。
- ⑦ 常時使用しない移動可能な備品類（テープレコーダー、カメラ等）は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出について

正規の授業，研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。使用しようとする場合は，工学研究科教務学生係に申し出てください。

オーバーヘッドプロジェクター（OHP），スクリーン，指示棒，レーザポインター，液晶プロジェクター等

VI 学 生 関 係 規 則

1 神戸大学学生健康診断規程

平成16年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健 康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健 康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

2 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年4月1日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部、大学院学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）とする。

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。

ただし、医学部（1年次生を除く。）、海事科学部（1年次生を除く。）又は大学院医学系研究科、自然科学研究科（海事科学系）（以下「医学部、海事科学部等」という。）に所属する者は、医学部、海事科学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額及び選考基準)

第4条 授業料の免除等の選考基準は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付期限までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

(特別な事情による免除)

第7条 学生が次の各号の一に該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。

ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付期限までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)

(5) その他本学において必要と認める書類

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予)

第8条 学生が次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納付期限までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については9月末日まで、後期分については2月末日までとする。

(月割分納)

第9条 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であつて、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの授業料の納付期限までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし、毎月5日までに納付するものとする。

第4章 許可の取消し

(許可の取消し)

第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号の一に該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

(1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料

(2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料

(3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第5章 雑 則

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 神戸大学授業料減免及び徴収猶予取扱規定（平成3年3月8日制定）は廃止する。

3 神戸大学学生懲戒規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部にも所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分のお知らせは、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

（再 審 査）

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

4 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

5 国立大学法人神戸大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針

(平成16年4月1日決定)

1 目 的

この指針は、国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）の全ての幼児，児童，生徒，学生（以下「学生等」という。）及び職員が個人として尊重され，就学上及び就労上の適正な環境を維持するため，セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の防止及び排除並びにその対応措置についての指針を定める。

2 基本方針

セクシュアル・ハラスメントは，人としての尊厳を侵害する重大かつ不当な性差別行為であり，学生等の就学上又は職員の就労上の環境を著しく損なう行為として，決して容認することはできない。本学においては，セクシュアル・ハラスメントには，厳正な態度で臨むとともに，この指針に基づきセクシュアル・ハラスメントの防止，排除等に務めるものとする。

3 定 義

(1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは，言葉，視覚，行動等により，就学，就労，教育又は研究上の関係を利用して，相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い，相手が学業及び職務を行う上で利益又は不利益を与え，就学，就労，教育及び研究のための環境を悪化させることをいい，次に掲げる行為をいう。

- ① 性的要求への服従又は拒否を理由に就学，就労，教育又は研究上の利益又は不利益に影響を与えること。
- ② 相手が望まないにもかかわらず，就学，就労，教育又は研究上の利益又は不利益を条件として，性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- ③ 性的言動，掲示等により不快の念を抱かせるような環境をつくり出すこと。

(2) 上記(1)の具体的な行為は，別紙のとおりとする。

(3) セクシュアル・ハラスメントの存在の有無の判断は，行為者の意図にかかわらず，その行為が相手の意に反したものであるかどうかによる。

4 防止対策

(1) セクシュアル・ハラスメント防止のための対策として次のことを行う。

- ① セクシュアル・ハラスメントが発生するような環境・慣習を改善する。
- ② 広報誌への記載，パンフレットの配付などの啓発活動を行う。
- ③ セクシュアル・ハラスメントに関する研修を行う。
- ④ セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設ける。
- ⑤ その他セクシュアル・ハラスメントの防止に関すること。

(2) 上記(1)の防止対策について審議し，その実施及び推進を図る委員会として，セクシュアル・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

5 相談体制

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び苦情の申立に対処するため、学生等及び職員の相談窓口として、各部局等に複数の相談員を置く。
- (2) 相談員相互の協力・支援体制を図り、相談内容について協議するため、複数部局の相談員によるセクシュアル・ハラスメント相談員協議会（以下「相談員協議会」という。）を置く。
- (3) 相談員協議会において必要と認めたときは、防止委員会に報告することとする。
- (4) 防止委員会において対応策を審議し、防止委員会委員長からの要請により、学長はセクシュアル・ハラスメントに関する調査を行うため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- (5) 調査委員会はセクシュアル・ハラスメントの事実調査を行い、その結果を学長に報告する。

6 調査結果への対処

学長は、調査委員会の調査結果により、セクシュアル・ハラスメントの事実が明らかになった場合には、行為者に対し、国立大学法人神戸大学職員就業規則等の規定に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

7 その他

この指針に基づくセクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

別 紙

- 1 「性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育又は研究上の利益又は不利益に影響を与えること」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 個人的な性的要求への服従又は拒否を、人事、労働条件の決定又は業務指揮に反映させること。
 - (2) 個人的な性的要求への服従又は拒否を、教育又は研究上の指導及び評価並びに学業成績等に反映させること。
- 2 「相手が望まないにもかかわらず、就学、就労、教育又は研究上の利益又は不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 人事権又は業務指揮権の行使、利益又は不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。
 - (2) 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
 - (3) 執拗又は強制的に性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
 - (4) 強引な接触及び性的な行為を行うこと。
 - (5) 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。
- 3 「性的言動、掲示等により不快の念を抱かせるような環境をつくり出すこと」とは、例えば次の行為等をいう。
 - (1) 仕事の途中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題等で妨害するなど、正

常な業務の遂行を性にかかわる話題，行為等で妨害すること。

(2) 性的な意図をもって，身体へ一方的に接近又は接触するなど，次の行為を行うこと。

イ 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺め又は目で追うこと。

ロ 相手の身体の一部（肩，背中，腰，頬，髪等）に意識的に触れること。

(3) 性的な面で，不快感をもよおすような話題，行動及び状況をつくるなど，次の行為を行うこと。

イ 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談を言うこと。

ロ 職場にポルノ写真，わいせつ図画を貼る等の扇情的な雰囲気をつくること。

ハ 卑わいな絵画，映像，文章等を見ることを強要すること。

ニ 親睦会又は終業後の付き合い等で，集団で下品な行動をとること。

ホ 性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと。

ヘ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず，その場からの離脱を妨害すること。

ト 意図的に性的な噂を流すこと。

チ 個人的な性体験等を尋ねること又は経験談を話したり，聞いたりすること。

リ 女性というだけで職場でお茶くみ，掃除，私用等を強要すること。

ヌ 宴会等で隣りに座ることやお酌をすること，カラオケでデュエット等を強要すること。

(4) 異性一般に対する蔑視的な発言や話題など，次の行為を行うこと。

イ 異性であるという理由のみによって，性格，能力，行動，傾向等において劣っているとかがあるいは望ましくないものと決めつけること。

ロ 異性の主張や意見を，異性としての魅力に結びつけること。

(5) 悪意による，人格の評価を傷つけかねない性的表現をしたり，性的風評を流すなど，次の行為を行うこと。

イ 特定個人の性に関する風評を流布すること。

ロ 異性の前で，他の異性との性的魅力の比較をすること。特にいずれかを悪く言うこと。

VII 工 学 部 関 係 規 則 等

工
学
部
関
係
規
則
等

1 神戸大学工学部環境保全要項

(昭和52年2月18日制定)

1 趣 旨

この要項は大学の社会的責任を考え、神戸大学工学部（以下「本学部」という。）から排出される廃棄物について、自ら規制することによって大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染を防止し、本学部を教育・研究の場としてふさわしい環境に保つため必要な事項を定めるものとする。

2 廃棄物の分類

この要項に定める廃棄物の分類は次のとおりとする。

生 活 廃 棄 物	固 形 廃 棄 物	紙・木屑類，ガラス類，プラスチック類，金属類
	液体又は紛体廃棄物	洗剤，みがき砂，コピー廃液等
実験研究廃棄物	器 材 類 廃 棄 物	比較的大きな研究・教育用廃材
	薬 品 類 廃 棄 物	排出により環境汚染し，人間生活を害するもの及び法令等によって規制されているもの

3 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、次のとおりとする。

(1) 固形廃棄物

- ① この廃棄物は、次に定める区分に従い、各棟廊下等に設置したごみ箱に必ず分類して投入すること。
イエロー……一般ごみ（プラスチック類，金属類を除く）
オレンジ……ペットボトル等，プラスチック類
ブルー………空きカン等，金属性小物
- ② 各廊下等に設置のごみ箱に入り切らない場合，一般ごみ，プラスチック類，金属類毎に分別して，可燃ごみ，不燃ごみ置場に持参すること。
- ③ 用紙類（ダンボール，新聞，雑誌等）は種類毎に，資源ごみ置場へ持参すること。
- ④ ビン，スプレーカン等の容器類は，必ず内容物を処理した後に投入すること。
- ⑤ ごみ箱にたまった廃棄物は，用度掛において処理する。
- ⑥ ダストシュートの使用は禁止する。
- ⑦ 粗大ごみ（60×60cm以上）は，粗大ごみ置場に持参すること。
- ⑧ 水銀，P C B等有害物質を使用している電子部品，破損水銀温度計その他危険性のある有害物及び重金属等を使用している機器取扱いについては，用度掛に照会すること。

(2) 液体又は紛体廃棄物

- ① 市販の洗剤には，A B S（アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）を含有しているもの

があり、このABSは自然には分解されないうえに人体の悪影響を及ぼすおそれがあるため、ABSを含む洗剤の使用を禁止する。今後、実験器具及び食器等の洗浄には必ず用度掛で支給する洗剤（液状及び粉末状）を使用すること。

- ② 市販のみがき砂の使用を極力さけること。これは不溶性のため排水管にたまり、また、排水処理施設の運転の障害となるためである。みがき砂の代わりに工業用重曹を使用することが望ましい。

(3) 器材類廃棄物

この廃棄物の処理に関しては、用度掛の指示に従うこと。

特に備品類の無許可廃棄については、損害賠償責任を課す場合がある。

(4) 薬品類廃棄物

① 規制の対象となる化学物質

現行法令（下水道法，総理府令，兵庫県条例等）に規定されている物質のほか、ベリリウム，コバルト，ニッケル，スズ，セレン，銀等を含む化合物，自然の浄化作用により分解されない有機化合物，悪臭を伴う物質及び有色の物質並びに引火爆発性のある物質とする。

② 廃液の取扱い方法

イ 前(1)の化学物質を含む廃液は，一切下水道に放流することを禁止する。

ロ これらの廃液は，神戸大学水質管理及び薬品類廃棄物処理規則に従い，各研究室（講座）毎に容器に貯蔵するものとする。廃液の処理は，含有物質の種類が少なく，含有物質の濃度が高いほど容易であるから，できる限り混合せず濃厚な状態で保管すること。

ハ 薬品類廃棄物の容器貯蔵に関しては，具体的には神戸大学水質管理センター（以下「センター」という。）が定める取扱い要項に従うものとする。

③ 定期的清掃の実施

イ 各実験室の流し，排水管のトラップ，実験室内の下水溝等は，各研究室（講座）の責任において，少なくとも一か月に一度は定期的に清掃し，固型物及び汚泥は，乾燥させたいえ保管すること。水銀粒は，特に注意して完全に集めること。

ロ 構内の下水溝及び「ためます」は，用度掛の責任において定期的に清掃し，固型物及び汚泥は，乾燥させたいえ保管すること。

ハ 用度掛は，本学部より下水道に放流される排水が，法令等に定める排水基準をこえていないことを確認するため，センターの定めるところにより検査資料をセンターに提出し，水質検査をうけるものとする。

4 その他の環境保全

(1) 排出ガスの規制

大気汚染の防止，構内環境保全，衛生の見地から焼却及び実験に際し排出するガスの量は，最小限にとどめるよう努力するものとする。

特に実験において物質の合成，分解その他の化学的処理に伴い発生するガスのうち，人の健康又は生活環境にかかわる被害を生ずるおそれのある物質で，大気汚染防止法施行令に定める特定物質を多量に発生する可能性のある実験を行うときは，厳重に注意し，吸着，吸収，凝縮

等の措置を講じ、実験装置外に漏洩しない処置を行うものとする。

(2) 悪臭の規制

悪臭を伴うガスは、その発生量を出来るだけ少なくするよう努めるとともに、吸収操作等ガス発生防止の措置を講ずることとし、人に不快感を与えない程度におさえるものとする。ここに悪臭を伴うガスとしては、本学部においては、悪臭防止法に掲げられた指定悪臭物質以外に、有機酸類、アミン類、メルカプタン類、サルファイド類、アルデヒド類、アマイド類、ケトン類、エステル類等を対象とする。

(3) 自動車の排出ガス及び騒音の防止

構内において自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、当該自動車の適正な運転、必要な整備を行うことにより、みだりにガスを排出し、騒音を発生させてはならない。特に静穏の保持を要し、排出ガス、騒音により講義、研究、執務等に支障をきたす区域へは自動車の進入を規制することがある。

(4) 騒音及び振動の防止

構内は、研究・教育の遂行に必要な静穏を保つよう騒音及び振動の防止に努めるとともに、住宅地域に対しては、環境基準値を守ることとする。

騒音又は振動を発生する施設及び機器を有する研究室は、有効な遮音壁、防振設備等を設け、防音、防振の措置を講ずるものとする。また、構外からの騒音（特に道路騒音）が著しく講義、研究、執務等に支障をきたす場合には、これらの障害を減らすよう適切な措置を講ずることとする。

(5) 構内交通の安全

構内において自動車を運転する者は、構内制限速度（20km/h）等を遵守し、構内交通の安全、特に歩行者の安全に努めなければならない。

(6) 電気雑音の防止

本学部内においては常に多くの精密測定が行われており、それらの測定に障害を与えないよう電気雑音発生防止に協力するものとする。

5 付 記

(1) この要項によりがたい環境保全については、会計掛に連絡すること。

(2) 会計掛は、連絡を受けた事項のうち環境保全上疑義があるときは、学舎・施設委員会等に報告するものとする。

この要項は、昭和52年2月18日から実施する。

参 考 資 料

別表Ⅰ－現行法規による排水許容限度の基準値「下水道法」第12条にもとづく「下水道法施行令」第9条「水質汚濁防止法」第3条にもとづく「同法施行令」第2条、第3条の定めるところによる「排水基準を定める総理府令」（昭和51年1月），兵庫県条例18（昭和49年3月）水質汚濁防止法兵庫県上乘せ基準（新設事業場）のうち最もきびしい規制量を下表に示す。

なお、濃度については便宜上ppm単位とした。

区分	項 目	化学記号	許容限度の基準値
(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質	1. カドミウム及びその化合物	Cd	0.03 ppm
	2. シアン化合物	—CN	0.3 ppm
	3. 有機燐化合物※		0.3 ppm
	4. 鉛及びその化合物	Pb	0.1 ppm
	5. 6価クロム化合物	Cr (VI)	0.1 ppm
	6. 砒素及びその化合物	As	0.05 ppm
	7. 水銀及びアルチ水銀 その他の水銀化合物	} Hg	} 検出されないこと
	8. アルキル水銀化合物		
	9. PCB		0003 ppm
(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度のもの	1. 水素イオン濃度	(PH)	58～8.5
	2. 生物化学的酸素要求量	(BOD)	20(一日平均10)ppm
	3. 化学的酸素要求量	(COD)	20(一日平均10)ppm
	4. 浮遊物質		30(一日平均20)ppm
	5. ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）		1 ppm
	6. ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油）		5 ppm
	7. フェノール類含有量		0.1 ppm
	8. 銅含有量	Cu	0.5 ppm
	9. 亜鉛含有量	Zn	1.5 ppm
	10. 溶解性鉄含有量	Fe	2 ppm
	11. 溶解性マンガン	Mn	2 ppm
	12. クロム含有量	Cr	0.6 ppm
	13. ふっ素含有量	F	3 ppm
	14. 大腸菌数		日間平均800個／cm ³
	15. 温度		45℃以上

※パラチオン（ジェチルパラニトロフェニルチオホスフェイト），メチルパラチオン（ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト），メチルジメトン（ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト）及びEPN（エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト）に限る。

別表Ⅱ

大気汚染の環境基準

環境庁告示大47号（昭和56年6月）

物 質	二酸化いおう	一 酸 化 炭 素	浮遊粒子状物質	二 酸 化 炭 素	光化学オキシダント
環 境 上 の 条 件	1時間値の1日 平均値は0.04ppm 以下であり、か つ1時間値が 0.01ppm以下で あること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ1時間値の8 時間平均値が 20ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.1mg/ m ³ 以下であり、 かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。	1時間値の1日 平均値は0.04ppm から0.06ppmま でのゾーン内又 はこれ以下であ ること。	1 時 間 値 が 0.06ppm以下で あること。
測 定 方 法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる。	濾過捕集による 重量濃度または この方法によっ て測定された重 量濃度と直線的 な関係を有する 光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは重量法

- 備考 1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

別表Ⅲ

指定悪臭物質とその規制基準（県告示第1535号昭和52年7月29日）

工場その他の事業場の敷地境界線の地表における規制基準

地域の区分	アンモニア (ppm)	メチルメルカプタン (ppm)	硫化水素 (ppm)	硫化メチル (ppm)	トリメチルアミン (ppm)
順 応 地 域	5	0.01	0.2	0.2	0.07
一 般 地 域	1	0.002	0.02	0.01	0.005

地域の区分	二硫化メチル (ppm)	アセトアルデヒド (ppm)	ステレン (ppm)
順 応 地 域	0.1	0.5	2
一 般 地 域	0.009	0.05	0.4

- 備考 順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とはこれ以外の地域をいう。

別表Ⅳ

大気汚染防止法施工令

(昭和51年12月)

第10条に定める特定物質

1. アンモニア	2. 弗化水素	3. シアン化水素
4. 一酸化炭素	5. ホルムアルデヒド	6. メタノール
7. 硫化水素	8. 燐化水素	9. 塩化水素
10. 二酸化窒素	11. アクロレイン	12. 二酸化硫黄
13. 塩素	14. 二硫化炭素	15. ベンゼン
16. ピリジン	17. フェノール	18. 硫酸（三酸化硫黄を含む）
19. 弗化珪素	20. ホスゲン	21. 二酸化セレン
22. クロスルホン酸	23. 黄燐	24. 三塩化燐
25. 臭素	26. ニッケルカルボニル	27. 五塩化燐
28. メルカプタン		

別表Ⅴ

生活騒音に係る規制基準（単位ホン）

(神戸市告示昭和48年4月)

時間の区分 \ 区域の区分		第一種区域 第二種区域	第三種区域	第四種区域
昼 間	午前8時から午後6時まで	50	65	65
朝 夕	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	45	60	60
夜 間	午後10時から 翌日の午前6時まで	40	50	55

前項に規定する第一種区域，第二種区域，第三種区域及び第四種区域とはそれぞれ次の各々に掲げる区域をいう。

1. 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域
2. 第二種区域 住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
3. 第三種区域 住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域
4. 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

別表Ⅵ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(環境庁告示第90号) (昭和51年11月)

ただし、学校教育法第1条に規定する学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は都道府県知事が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から5デシベルを減した値以上とすることができる。

時間の区分 \ 区域の区分	第一種区域	第二種区域
昼 間	60デシベル以上 65デシベル以下	65デシベル以上 70デシベル以下
夜 間	55デシベル以上 60デシベル以下	60デシベル以上 65デシベル以下

- 備考 1. 第一種区域及び第二種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合はそれぞれの区域を更に二区分することができる。
- 一. 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏を保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
 - 二. 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため振動の発生を防止する必要がある地域
2. 昼間とは午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時までとし、夜間とは午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時までとする。
3. デシベルとは計量単位規則（昭和29年通商産業省令第45号）第4条第1項に定める振動レベルの計量単位とする。（以下略）

別表Ⅶ

道路交通振動の限度

(総理府令第58号昭和51年11月)

時間の区分 \ 区域の区分	第一種区域	第二種区域
昼 間	60デシベル	70デシベル以下
夜 間	65デシベル	65デシベル以下

- 備考 1. 2. 3. は別表Ⅵの備考1. 2. 3. に準ずる。

2 神戸大学工学部工作技術センター利用規程

(昭和52年 1 月 14 日 工学部教授会決定)

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学工学部工作技術センター規程（以下「規程」という。）第10条に基づき，神戸大学工学部工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は，この規程の定めるところによる。

(実習指導)

第 2 条 規程第 2 条第 1 項第一号に関する必要な事項は，担当講座責任者が，センター長と協議して定める。

第 3 条 規程第 2 条第 1 項第二号に関しては，次の手続きによる。

- 一 工学部所属の教職員が，実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は，希望日より 2 週間以上前に，所定様式の申請書をセンター長に提出して許可を受けなければならない。
- 二 工学部又は工学研究科に所属する学生が，実習を希望する場合は，希望日より 2 週間以上前に，所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して，許可を受けなければならない。
- 三 センターは，実施日より 1 か月以上前に実施要領を公示して，教職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を，実施することができる。
- 四 前二号の学生は，原則として，学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(工作依頼)

第 4 条 規程第 2 条第 1 項第三号及び第四号に関しては，次のとおりとする。

- 一 工作进行を依頼する教職員は，毎日午前10時までに，所定様式の工作依頼伝票，製作図（3 部）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。
- 二 依頼書は，月曜日（月曜日が休日のときは火曜日）午後1時に依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは，製作図が著しく不完全なもの，大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については，依頼者に必要な事項を説明して，依頼伝票を返還することができる。
- 三 返還を受けた依頼者は，前二号の手続きを，再び取らなければならない。
- 四 センターは，原則として毎日午前10時まで，工作に関する相談に応ずる。
- 五 簡単，かつ，工作時間が 2 時間程度以内の工作及び修理依頼については，前四号の手続によらず，毎日午前10時までに，所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。
- 六 1 件の工作所要日数が，2 週間以上になると思われるものは，原則として，依頼できないものとする。
- 七 作業は，原則として，受付順に実行する。
- 八 比較的容易に自作できると思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができる，と判断される工作依頼は，受付けないことがある。
- 九 講座当りの年間依頼工作所要時間数に，制限を設けることがある。

この制限は、必要に応じて、神戸大学工学部工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

十 依頼手続きは、教員又は職員が行うものとする。

第5条 依頼者は、次の業務を負うものとする。

- 一 センターが依頼工作物等に関して、工作内容等に関する意見，それを利用して行った研究題目，内容，発表学会誌，講演会名等について回答を求めた場合，原則としてそれに応ずること。
- 二 依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーをセンターに提出すること。
- 三 依頼工作物が当該研究において，重要な役割を果している場合は，発表論文中にセンターが行った旨明記すること。
- 四 備品的性格を有する依頼工作物については，受理後速やかに，会計掛（他部局の依頼者は所属部局の担当掛）にその旨申し出ること。

（設備利用）

第6条 規程第2条第1項第五号に関しては次のとおりとする。

- 一 利用に供する機械器具等を，次のように分類する。

A 一般利用	B 持出利用
C 条件付利用	D 特定機械
- 二 前号の分類に関する細目は，運営委員会が別に定める。
- 三 設備利用時間は，土曜，日曜，祝日その他休業日を除く毎日午前9時より午後4時30分までとする。ただし，授業科目としての実習指導を行っているときは，原則として，C及びDは利用できないものとし，Aについても制限することがある。
- 四 前号に規定する時間外に利用する必要があるときは，予め，所定様式の時間外利用許可申請書を，センター主任に提出して，許可を得なければならない。

利用者が学生であるときは，指導教員が付添わなければならない。又，学生は，教務学生掛にも別途届出を要する。
- 五 Aは，掲示された注意事項をよく守り，各自の責任において，第三号に示す利用時間内で随時利用できる。ただし，使用前に，センター職員にその旨知らせなければならない。又，必ず，備付けの作業記録簿に，指定事項を記入し，利用後は，利用前の状態に確実に復元しておかななければならない。
- 六 B，C及びDを利用する者は，毎週火曜日（火曜日が休日のときは水曜日）午前中に所定様式の利用申込書をセンター主任に提出して，利用日時を予約しなければならない。
- 七 学生は，Bは利用できないものとする。又，C及びDを利用するときは，申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は，学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。
- 八 Cの利用者は，工作実習等を受け，又は指導者より操作方法の指導を受けて，操作に習熟した者でなければならない。
- 九 Dの利用者は，当該機種に関する特定の講習，又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。
- 十 利用者が機械器具等を破損した場合は，直ちにセンター主任に届け出なければならない。

(負 担 金)

第7条 規程第8条第三号に関しては、次のとおりとする。

一 実習指導に関しては、職員の従事時間を基準として算定する。

このほか、当該実習に特に要した経費については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

二 工作依頼に関しては、作業工数を基準として算定する。

このほか、特に要した材料費、工具費等については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

三 設備利用に関しては、予約時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費、工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については、実費を上まわらない金額を加算することがある。

四 負担金は、翌年度予算において組替えるものとする。

五 第一号、第二号及び第三号の算定基準は、運営委員会において決定する。第三号の修理費のうち金額が10万円を超えるものについては、運営委員会で審議するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は運営委員会の議を経て、工学部教授会の議決による。

(そ の 他)

第9条 この規程の実施上又は解釈上に問題があるときは、運営委員会がこれを決定する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

利 用 案 内

工作技術センター利用方法

工作依頼 （利用規程第4条）

設備利用 （利用規程第6条）

時間外設備利用 （利用規程第6条第四号）

実習申込 （利用規程第3条）

上記利用については、別紙の様式による。

利用案内の詳細については、センターレポートを参照のこと。

工作技術センター実習申請書

神戸大学工学部工作技術センター長 殿					
申 請 年 月 日	年 月 日	実習希望日時	年 月 日 時		
申 請 者 所 属		氏 名	電話内線 印		
支払責任者所属		氏 名	印		
実 習 者 所 属		氏 名 ふ り が な		職 員	学 生
学生の場合保険加入の有無				有	無
実 習 目 的					
希望実習内容					

工作技術センター実習許可書

殿 年 月 日 下記のとおり実習を許可します。 センター長 印	
実 習 日 時 実 習 内 容 備 考	

工 作 依 頼 伝 票

依頼者記入欄

依 頼 種 別	普通 簡易	依頼日	年 月 日		
依 頼 者 所 属		官 職		氏 名	印 電 話 内線()
支払責任者所属		官 職		氏 名	印
図面作成者所属		官 職		氏 名	
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由			
材 料 又 は 現 物	持参 持参しない		材 質		
品 名			図 番		
研究題目 使用目的と機能説明 そのほか特記事項					

センター記入欄

作 業 者 名								
所 要 工 数	機 械		仕 上		溶 接		鍛 造	
所 要 経 費	材 料		消 耗 品		燃 料		計	
受 領 証	年 月 日			受 領 者 氏 名		印		

記入要項領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも、依頼者、図面作成者の所属氏名、品名、図面、図番を明記すること。

なお製作図には、部品番号、品名、材質、個数等を示した部品表が必要である。

工作技術センター施設利用申込書

利 用 者 所 属 氏 名	印		電話内線 ()	教職員	学生
指 導 者 所 属 官 職 氏 名	印		電話内線 ()		
支 払 責 任 者 所 属 官 職 氏 名			電話内線 ()		
申 込 年 月 日	年 月 日		使用時間		
使 用 機 械 名			作業目的		
必 要 工 具			センター内 備品工具	貸出	持出
材 料	品 質		寸法形状		
	持参 持参しない 1部持参 センター在庫品 要購入			左のいずれかに○を入れて下さい。	
利 用 分 類	B		C	D	
	持 出 利 用		条 件 付 利 用	特 定 機 械	

C 認 定

上記利用者は、使用機械の操作に習熟しているものと認めます。

認定者 所属 氏 名

印

D 認 定

上記利用者は、使用機械に関する有資格者と認めます。

認定者 所属 氏 名

印

時間外利用者許可申請書

利用者希望時間		年	月	日	利用者名	
必 要 理 由				使用時間		
利 用 場 所	機 械	仕 上	溶 接	鍛 造		
利 用 機 器 名						
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。		指導教官 所属氏名			印	
時間外利用を許可します。		センター主任 氏 名			印	

注意 時間外利用に対しては、火気、戸締りに特に留意すること。
学生は、教務学生係へ別に学舎使用届を出すこと。

VIII 学内共同施設等関係規程

1 神戸大学学術情報基盤センター利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学学術情報基盤センター規則（平成16年4月1日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学学術情報基盤センターの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、神戸大学（以下「本学」という。）における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか学術情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 電子計算機システムを利用しようとする者は、別表に定める区分ごとの利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に係る電子計算機システムの利用を適用と認めたときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認された電子計算機システムの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。
- 4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この規定及び別に定める内規等に基づき電子計算機システムを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 センター長は、利用者に対し、電子計算機システムの利用に係る事項について、必要と認めたときは、報告を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 利用者が、この規程若しくはこの規定に基づく定め違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し又は一定期間センターの利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第9条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

区 分		負 担 額	備 考
レンタルDNSサービス		20,000円	年度ごとに課金
レンタルWebページサービス		2,000円	年度ごとに課金 容量が100MBを越える場合、100MBごとに左記の金額に2,000円を加算する。
バーチャルWebサーバサービス		10,000円	年度ごとに課金 容量が500MBを越える場合、100MBごとに左記の金額に2,000円を加算する。
レンタルメールリングリストサービス		2,000円	年度ごとに課金
バーチャルメールサーバサービス		20,000円	年度ごとに課金
Windows認証サービス		100,000円	年度ごとに課金
高速計算機サービス		20,000円	年度ごとに課金
共有ディスクサービス		20,000円	年度ごとに課金
Maple:数式処理システム	個人ユーザ	20,000円	年度ごとに課金
	研究室ユーザ	100,000円	年度ごとに課金
一時利用者負担金		その都度協議	サービスの利用内容に応じ協議

備考 「Maple:数式処理システム」は、ライセンス上、六甲台地区のみ利用可。

2 神戸大学連携創造センター利用要領

平成16年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規定は、神戸大学連携創造センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、神戸大学（以下「本学」という。）における学内共同研究及び民間等外部の機関との共同研究に必要と認められる場合に限るものとする。

(利 用 者)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 民間等共同研究員
- (4) 前三号に掲げる者のほか連携創造センター長（以下「センター長」という。）が特に適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、民間等共同研究員が利用しようとする場合当該共同研究の研究組織の研究代表者が、学生を利用しようとする場合は、指導教員が、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

(利用の承認等)

第5条 センター長は、前条の申請を適当と認めた場合は、利用申請を承認し、申請者に通知するものとする。

2 センター長は、センターの利用を承認する際に必要と認める場合は、利用者に対し利用講習会等の受講を義務づけることがある。

(申請内容の変更等)

第6条 申請者は、利用期間中に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、速やかにセンター長に届けなければならない。

- (1) 申請に係るセンターの利用を中止したとき
- (2) 利用申請書の記載事項に変更があるとき

(研究成果の報告)

第7条 センター長は、必要に応じて申請者に対し、センターの利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 申請者は、センターを利用して行った研究等の成果を公表した場合は、その論文等の写しをセンター長に提出するものとする。

(利用上の注意)

第8条 利用者は、センター長が別に定める注意事項を厳守しなければならない。

（利用申請承認の取り消し等）

第9条 利用者がこの要領若しくはこの要領に基づく定めに違反した場合、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、センター長は、利用申請の承認を取り消し、又は一定期間センターの利用を停止させることができる。

（経費の負担）

第10条 センターの利用に係る経費は、利用者の負担とする。ただし、センター長が特に必要と認めた時は、利用に係る経費の負担を免除することができる。

2 利用負担金の額及びその負担方法は、別に定める。

（雑 則）

第11条 この要領に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

3 神戸大学遺伝子実験センター利用内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学遺伝子実験センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の条件)

第2条 センターの利用は、P3レベル（大学等の研究機関等における組換えDNA実験指針（以下「指針」という。）による。）までの組換えDNA実験及びその他の遺伝子実験に関する研究・教育活動であって、センターの利用によってその効果が期待できるものであること。

(利用の資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、放射性同位元素を使用する場合は、神戸大学放射線障害防止規則（以下「防止規則」という。）第3条に定める放射線施設のうち、医学部放射線施設、医学部附属病院放射線施設のいずれかに業務従事者として登録された者、あるいはアイソトープ総合センターに業務従事者として登録された者でなければならない。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学教員を指導教員とする学生、研究生並びに日本学術振興会特別研究員
- (3) センター長が適当と認めた者

(利用手続等)

第4条 センターを利用しようとする者は、教育・研究の課題ごとに所定のセンター利用申請書をセンター長に提出し、許可を受けなければならない。この場合、利用者のうちから教員1名を利用責任者として届出なければならない。

- 2 利用期間は、許可日から当該年度末までとし、引続き利用しようとする場合は改めて前項の手続きを行わなければならない。
- 3 組換えDNA実験を行う場合は、神戸大学組換えDNA実験実施規則（以下「DNA規則」という。）に基づいて実験計画の届出を行うとともにその写を提出しなければならない。
- 4 放射性同位元素を使用する場合は、第3条に定める放射線施設の放射線取扱主任者及び所属部局長の証明する放射線業務従事者証明書兼承諾書を提出するとともに、前記放射線施設から交付されたガラスバッジを装着しなければならない。
- 5 前項の手続きをした者については、防止規則第12条に定める登録申請をしたものとして取り扱う。

(利用の許可)

第5条 センター長は、前条の手続きによる申請が適当であると認めたときは、これを許可し、利用許可証を交付するものとする。また、前条第4項の手続きを行った者には、RI管理カードを交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がセンター利用申請者の記載事項を変更しようとする場合は、センター長に届け出て改めて許可を受けなければならない。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この内規に定めるもののほか、指針、DNA規則、防止規則及び神戸大学遺伝子実験センターRI実験室の利用に関する原則に従って実験を行わなければならない。

(利用許可の取消)

第8条 利用者が、前条に違反した場合又はセンターの運営に重大な支障を生じさせた場合には、センター長は、その利用の許可を取消し、又はその利用を一定期間停止することができる。

(報告等)

第9条 利用者は、教育・研究を終了又は中止したときは、速やかに使用場所を現状に復するとともに、組換えDNA実験の生物に由来するすべての廃棄物及び他の汚染された機器を消毒し、その状況をセンター長に報告しなければならない。

2 利用者は、組換えDNA実験の廃棄物及び汚染物を指針に従って処理しなければならない。

3 利用責任者は、利用を終了又は中止した時にセンター利用報告書を提出しなければならない。

(利用者の協力義務)

第10条 利用者は、センター長の依頼に応じて、センターの共同利用設備等の維持管理、講演会及び講習会等の教育訓練、その他センターの運営に関して協力しなければならない。

(経費の負担)

第11条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 利用負担金の額及び負担方法は、別に定める。

(内規の改廃)

第12条 この内規の改廃については、神戸大学遺伝子実験センター運営委員会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

4 神戸大学研究基盤センター規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第10条第3項の規程に基づき、神戸大学研究基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、神戸大学（以下「本学」という。）における自然科学全般の学際的な教育研究の支援体制を充実させるとともに、幅広い基礎研究基盤の充実及び先端的な応用研究への進展に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 放射性同位元素等を使用する教育研究支援及び安全管理に関すること。
- (2) 各種分析機器の整備，集中管理及び共同利用を通じた教育研究支援に関すること。
- (3) 液体ヘリウム等の寒剤を使用する教育研究支援並びに低温技術の開発及び指導助言に関すること。
- (4) 施設公開等を含む学外との協力に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(部 門)

第4条 センターに次の部門を置く。

- (1) アイソトープ部門
- (2) 機器分析部門
- (3) 極低温部門

2 各部門に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(職 員)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 助教授及び助手
- (5) その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合における後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が欠ける場合における後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 門 長)

第8条 部門長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長が欠けた場合における後任の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営 委 員 会)

第9条 センターの管理運営に関する重要事項を審議し、センター長、副センター長、部門長及びセンターの専任教員の選考を行うため、神戸大学研究基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第10条 センターの事務は、研究協力課において行う。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

5 神戸大学環境管理センター規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第10条第3項の規定に基づき、神戸大学環境管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、環境管理に関する専門的業務及びそれらに関する技術開発を行い、もって環境の汚染を防止するとともに環境の管理に関する教育研究の支援を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境管理に関する施策の総合的な計画立案並びに監視及び改善の勧告に関すること。
- (2) 学生及び教職員への環境教育の徹底及び指導助言に関すること。
- (3) 環境保全に係る研究活動の支援に関すること。
- (4) 教育研究活動に伴い発生する環境汚染物質（大気汚染物質、水質汚濁物質、土壌汚染物質等をいう。）の分析、計測監視の統括に関すること。
- (5) 教育研究活動に必要な指定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の統括に関すること。
- (6) 廃棄物の処理及び処分に関する計画立案並びに監視に関すること。
- (7) エネルギー使用の合理化に関すること。
- (8) 環境物品の調達方針の策定及び調達実績の統括に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(部 門)

第4条 センターにセンターの業務を分掌させるため、次の表のとおり部門を置く。

部 門 の 名 称	分 掌 さ せ る 業 務
環境教育研究活動支援部門	環境教育及び環境保全に係る研究活動の支援に関すること。
環境保全対策部門	環境保全に関すること
資源エネルギー管理部門	資源・エネルギー管理に関すること

(職 員)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 助教授、講師及び助手
- (5) その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けた場合における後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センターの専任の助教授をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(部 門 長)

第8条 部門長は、本学の専任の教授又は助教授をもって充てる。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長が欠けた場合における後任の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 センターの管理運営に関する重要事項を審議し、センター長、副センター長、部門長及びセンターの専任教員の選考を行うため、神戸大学環境管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第10条 センターの事務は、研究協力課において行う。

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

6 神戸大学放射線障害の防止に関する規則（抄）

（平成16年4月1日制定）

（第1条・第2条 略）

（放射線施設）

第3条 本学において、放射性同位元素等及び放射線発生装置を使用、貯蔵及び廃棄する施設並びに放射性同位元素装備機器を設置する施設（以下「放射線施設」という。）は、次の各号に掲げる施設とする。

- 1 医学部放射線施設
- 2 医学部附属病院放射線施設
- 3 遺伝子実験施設放射線施設
- 4 研究基盤センター放射線施設
- 5 海事科学部加速器・粒子線実験施設

（第4条～第9条 略）

（登 録）

第10条 放射性同位元素等、放射線発生装置又は放射性同位元素装備機器の取扱業務に従事しようとする者は、管理部局長に放射線業務従事者（以下「業務従事者」という。）の登録の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請を行った者は、次条に定める教育及び訓練並びに第12条に定める健康診断を受けなければならない。ただし、放射性同位元素装備機器の取扱業務のみに従事しようとする者については、健康診断を省略することができる。
- 3 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56条）に定める教育及び訓練並びに健康診断を受けている者は、防止委員会において認めた場合に限り前項の教育及び訓練並びに健康診断を省略することができる。

（教育及び訓練）

第11条 管理部局長は、業務従事者に対し、この規則及び関係法令の周知等を行うほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 管理部局長は、前項の教育及び訓練の実施を防止委員会に委任するものとする。

（健康診断）

第12条 部局等の長は、業務従事者等（放射性同位元素装備機器の取扱業務のみに従事する者を除く。）に対して健康診断を行わなければならない。

（地震等の災害時における措置）

第13条 地震、火災その他の災害が起こった場合には、別図に定める災害時の連絡通報体制に従い、管理担当者は、速やかに点検を行い、その結果を主任者及び管理部局長を経由して学長に報告しなければならない。

（危険時の措置）

第14条 地震、火災、運搬中の事故その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生し、又

はそのおそれのある事態を発見した者は、直ちに主任者に通報するとともに危険の拡大を防止するため次の緊急作業に従事し、又はこれに協力するものとする。

- (1) 火災の場合の初期消火と関係機関への通報
- (2) 避難の警告
- (3) 放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者の救出
- (4) 放射性同位元素による汚染の防止
- (5) 放射性同位元素等の安全な場所への移動

2 主任者は、前項の事態を直ちに管理部局長に通報するとともに、緊急作業に従事し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

3 管理部局長は、第1項の事態が生じたときは、直ちにその状況及び措置を学長に報告しなければならない。

4 学長は、第1項の事態が生じたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

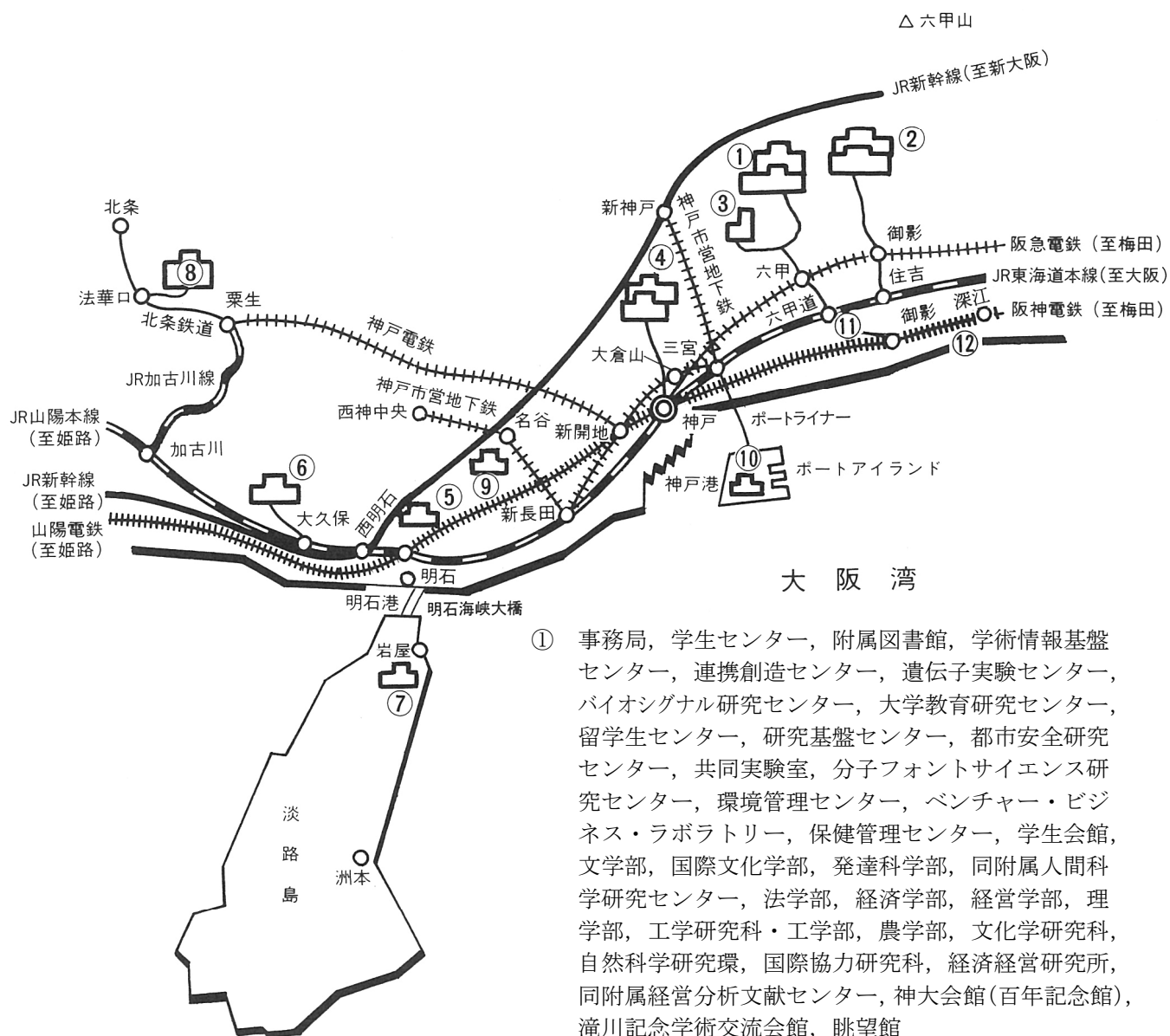
(第15条～第20条 略)

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

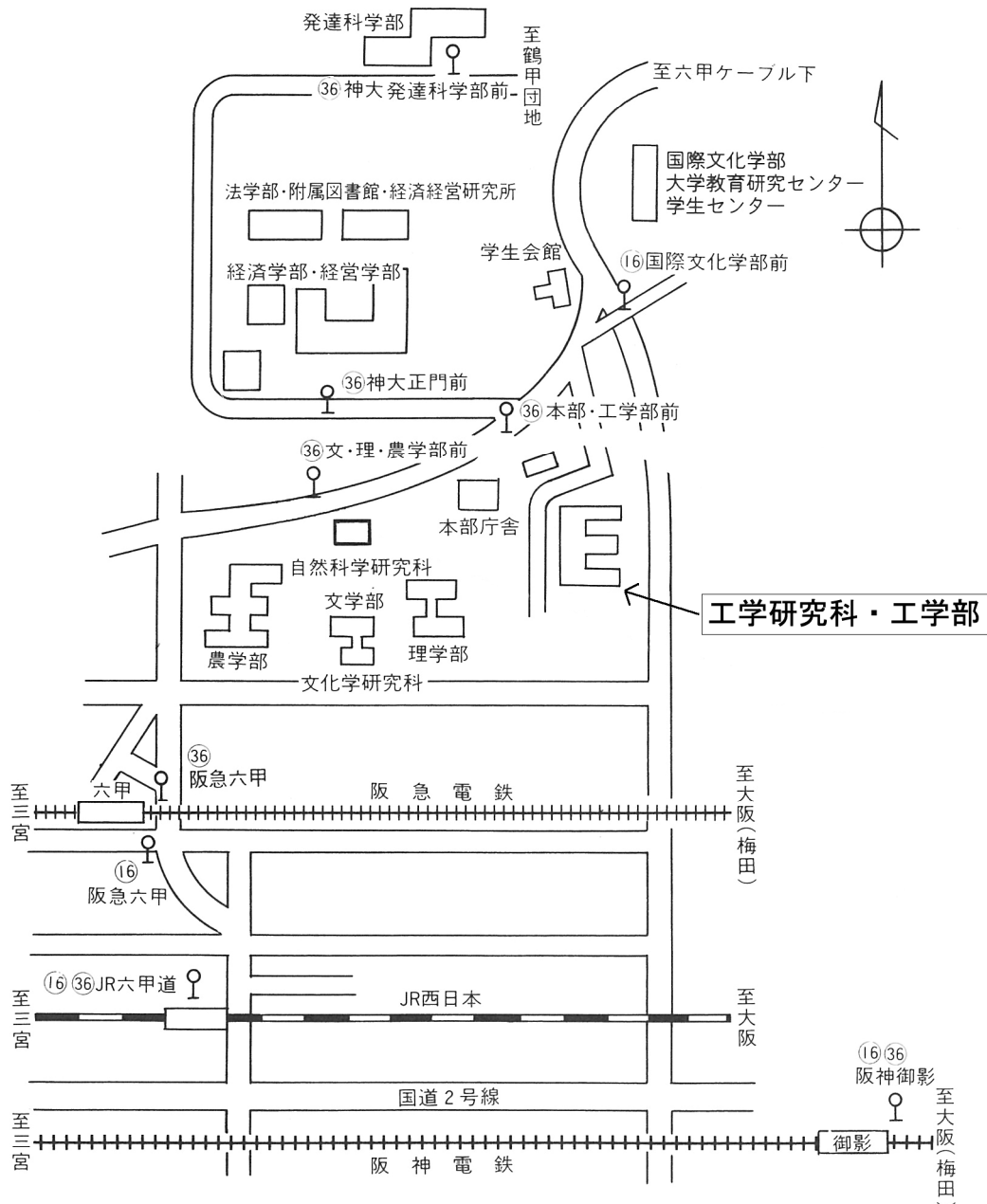
IX 神戸大学配置図等

1 神戸大学配置図



- ① 事務局，学生センター，附属図書館，学術情報基盤センター，連携創造センター，遺伝子実験センター，バイオシグナル研究センター，大学教育研究センター，留学生センター，研究基盤センター，都市安全研究センター，共同実験室，分子フォントサイエンス研究センター，環境管理センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，保健管理センター，学生会館，文学部，国際文化学部，発達科学部，同附属人間科学研究センター，法学部，経済学部，経営学部，理学部，工学研究科・工学部，農学部，文化学研究科，自然科学研究環，国際協力研究科，経済経営研究所，同附属経営分析文献センター，神大会館（百年記念館），滝川記念学術交流会館，眺望館
- ② 発達化学部附属住吉校，住吉寮，女子寮
- ③ 国維寮
- ④ 医学部（医学科），同附属病院，同附属動物実験施設，同附属医学研究国際交流センター
- ⑤ 発達科学部附属明石校
- ⑥ 発達科学部附属養護学校
- ⑦ 内海域機能教育研究センター
- ⑧ 農学部附属農場
- ⑨ 医学部（保健学科）
- ⑩ インターナショナル・レジデンス
- ⑪ 学而荘
- ⑫ 海事科学部

2 六甲台キャンパス案内

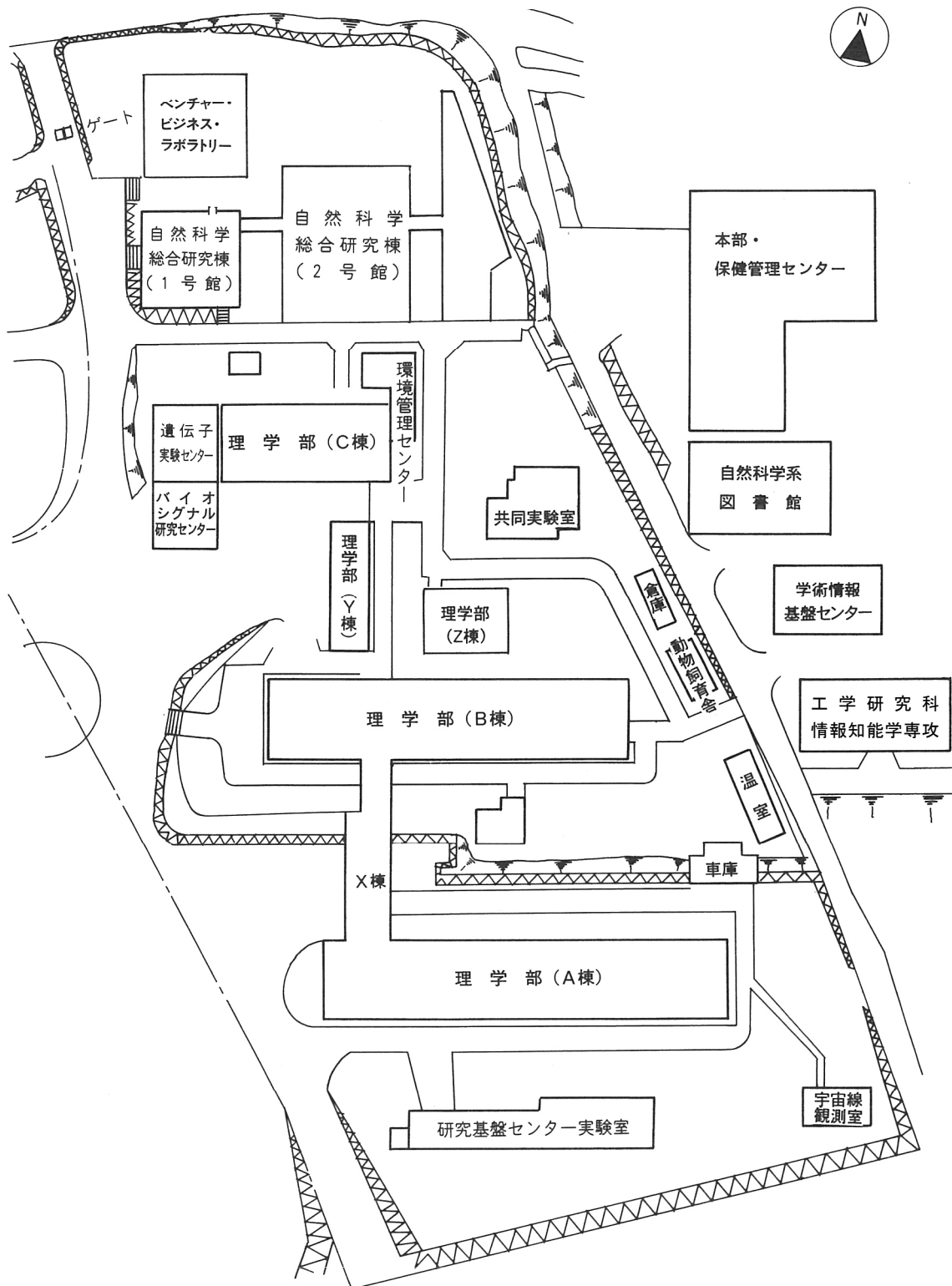


工学研究科への交通案内

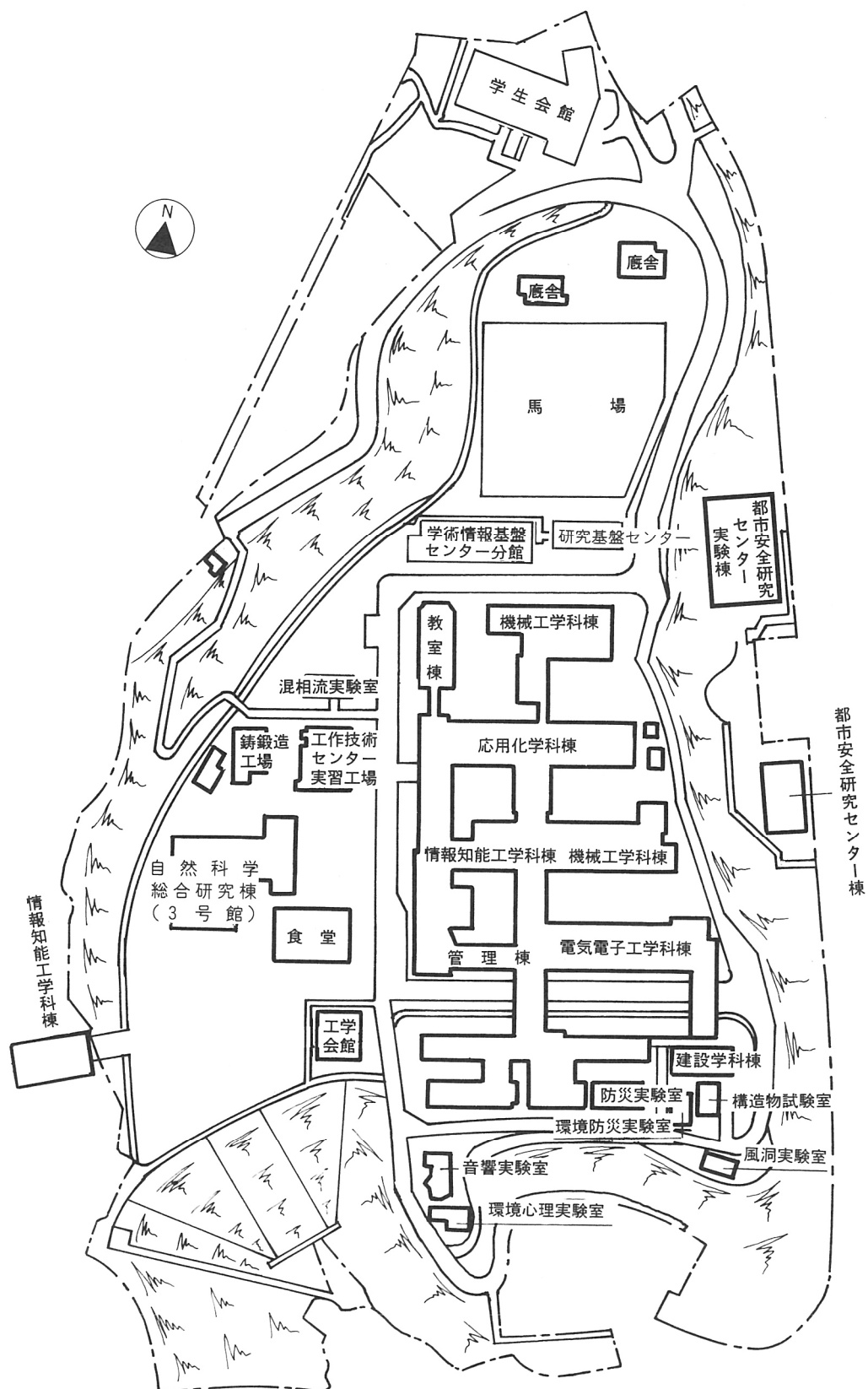
- * 阪急電車「阪急六甲」駅，JR西日本「六甲道」駅又は阪神電車「御影」駅から，市バス③⑥系統「鶴甲団地」行に乗車「神大文・理・農学部前」下車。市バス①⑥系統「国際文化学部前」下車。
- * 新幹線「新神戸」駅からタクシーで約15分。

3 自然科学研究環・理学部学舎配置図

[工学研究科（情報知能学専攻）を含む。]



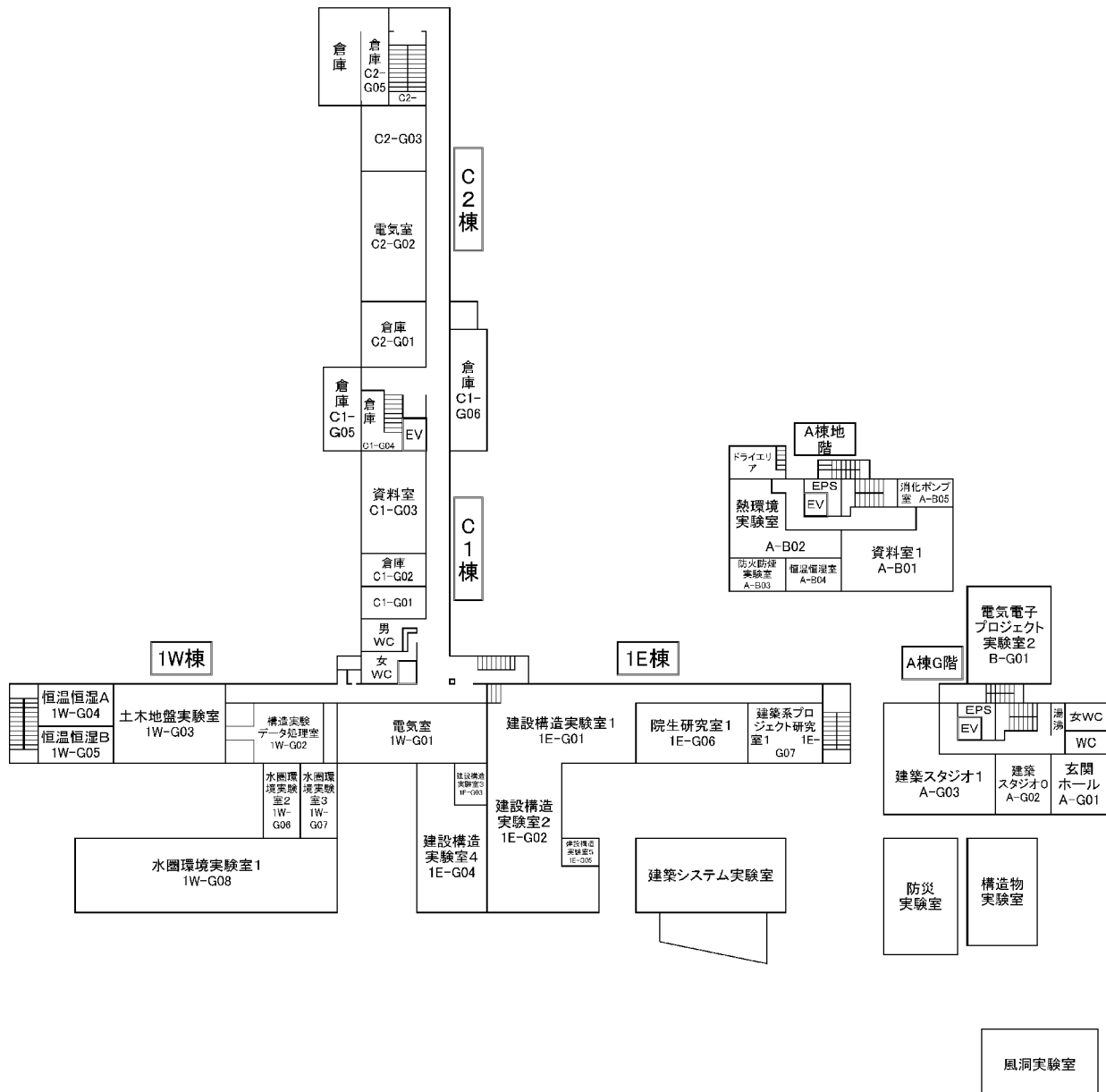
4 工学部・工学研究科学舎配置図

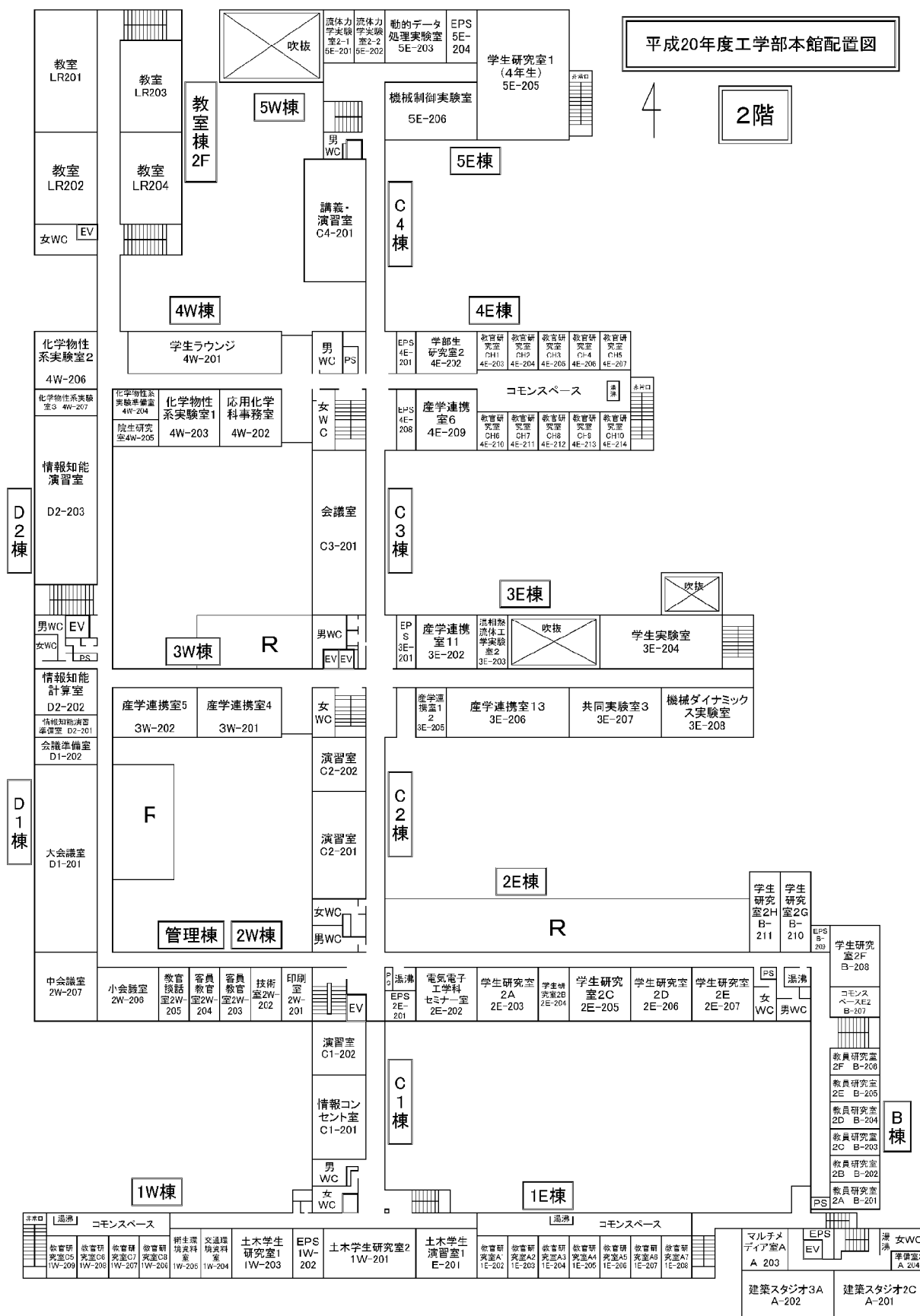


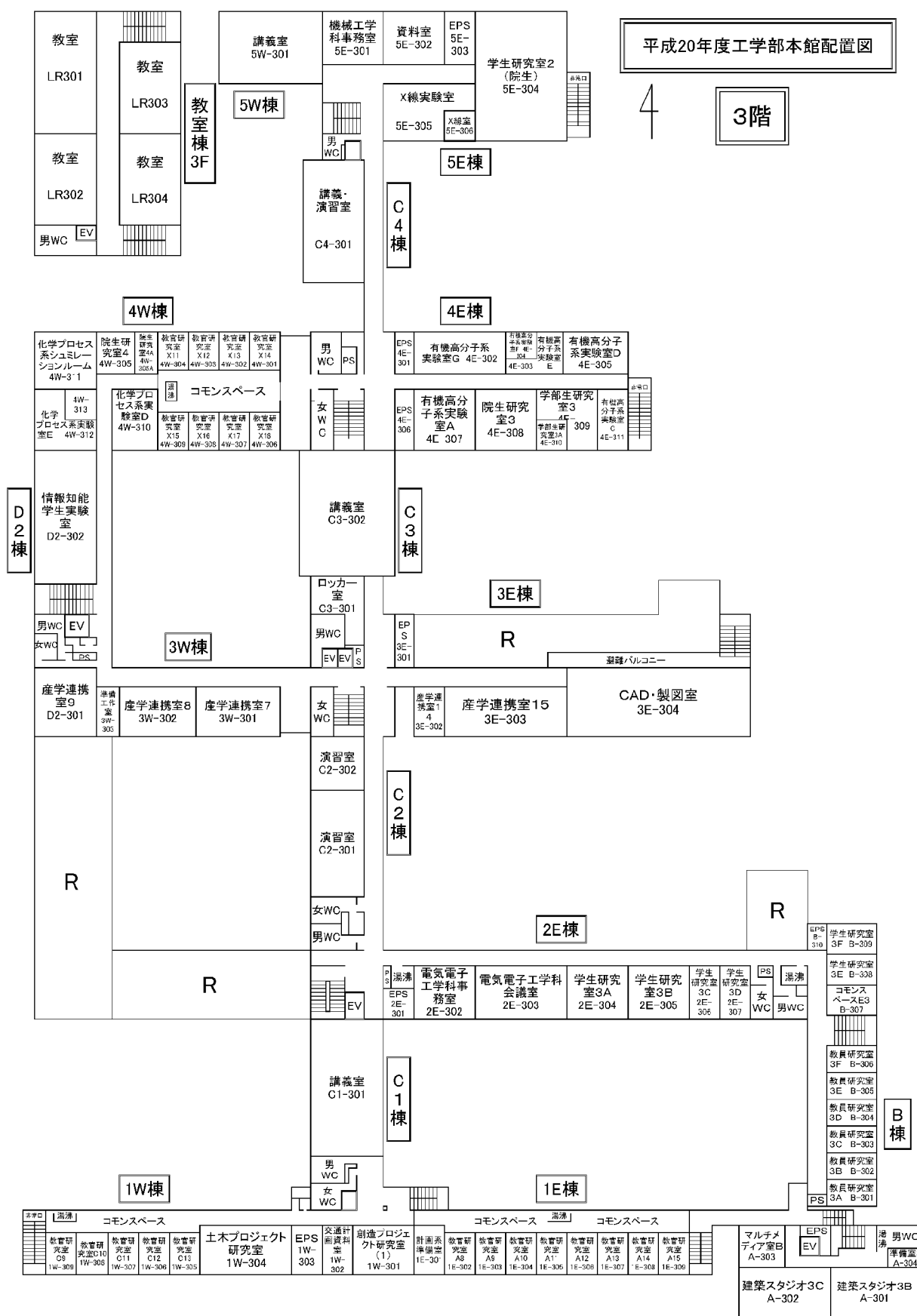
5. 工学部学舎平面図

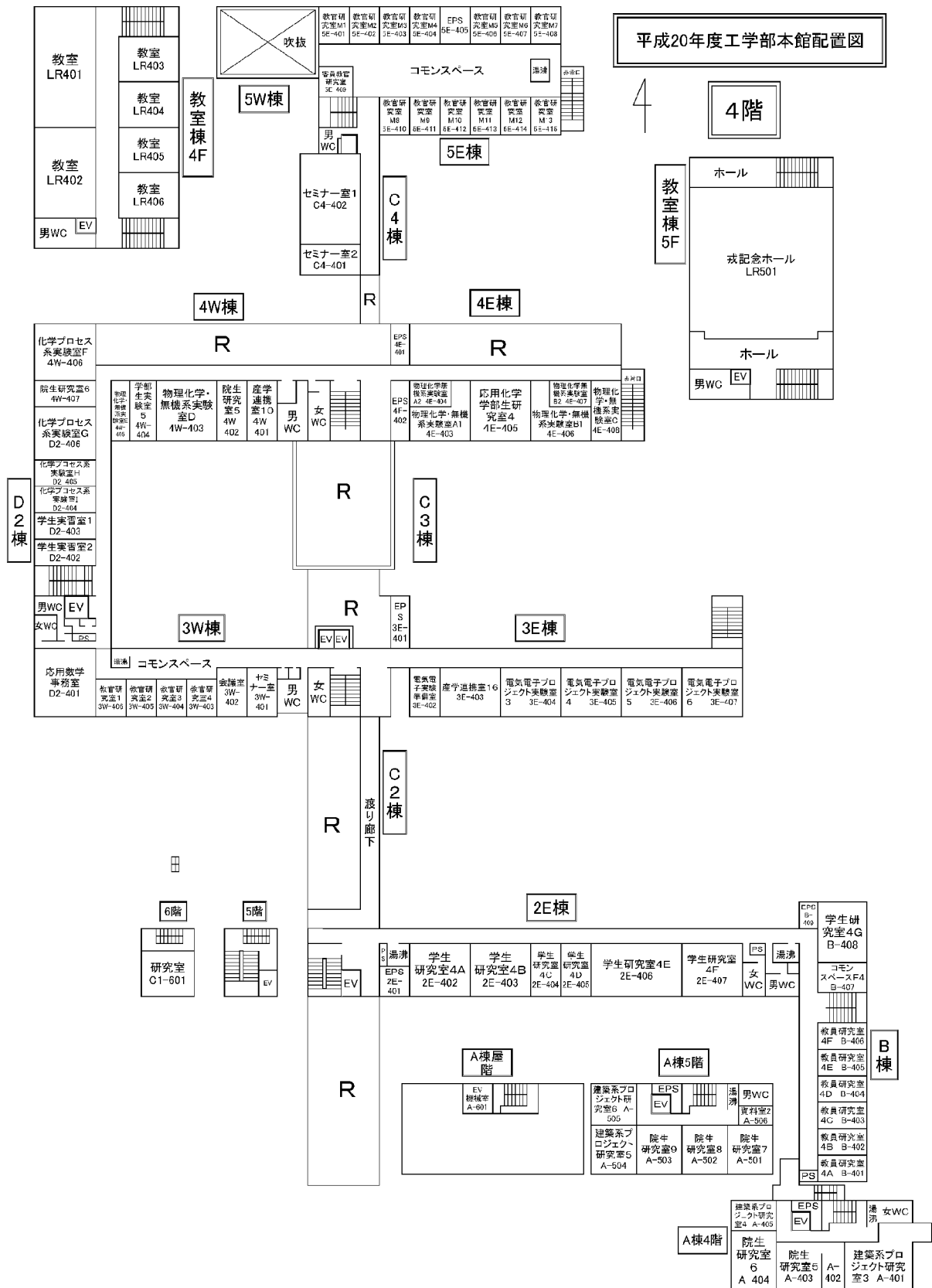
平成20年度工学部本館配置図

G階・地階









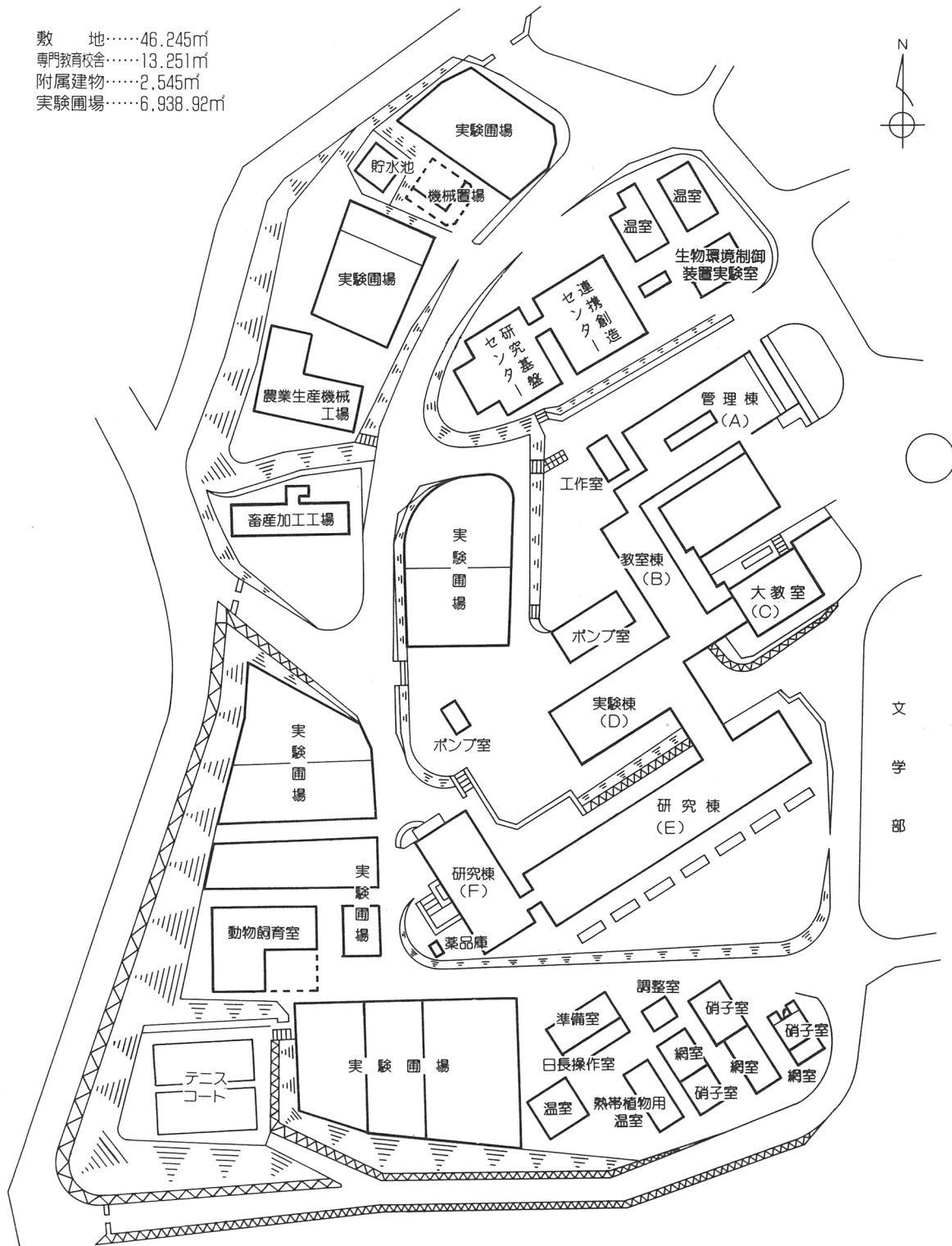
6. 工学部教室設備等一覧表

教室 No	収容人数	スクリーン	教 育 機 器	教室 No	収容人数	スクリーン	教 育 機 器
201	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	C1-201	—	○	PC プロジェクター
202	110	○	OHP, マルチメディアプロジェクター	※C1-202	28	○	なし
203	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	C1-301	120	○	PC プロジェクター DVDプレーヤー VHS
204	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-101	60	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
301	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	※C2-201	75	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
302	110	○	OHP, マルチメディアプロジェクター	※C2-202	28	○	なし
303	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-301	75	○	PC プロジェクター DVD プレーヤー VHS
304	66	○	OHP, 液晶プロジェクター	※C2-302	28	○	なし
401	150	○	OHP, SP, マルチメディアプロジェクター	※C3-101	70	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
402	110	○	OHP, VTR(VHS), 教材提示装置,	C3-302	179	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※403	22	○	OHP	※C4-201	102	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※404	22	○	OHP	※C4-301	102	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※405	22	○	OHP	5W-301	112	○	OHP, PC プロジェクター, 書画 カメラ, ビデオデッキ, DVD プレーヤー
※406	22	○	OHP				
501	300	○	OHP, VTR(VHS)・DVD, 液晶 プロジェクター, 書画カメラ				

(注) ※印は個人机又は長机(※印以外は全て連結机)。
403, 404, 405, 406, C1-202, C2-202, C2-302は演習室。
501は視聴覚室。C1-201は情報コンセント教室。
OHPはオーバーヘッドプロジェクター, SPはスライドプロジェクター,
VTRはビデオカセットデッキ。

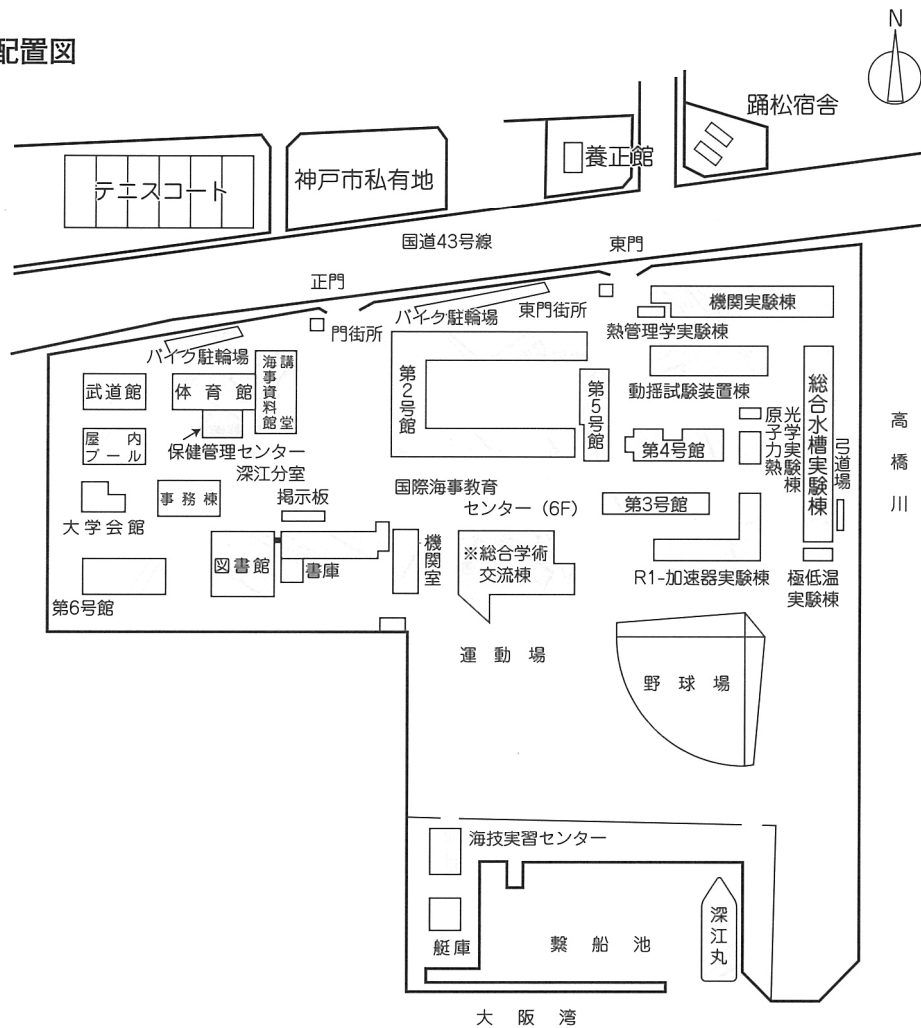
7 農学部学舎配置図

敷地……46,245㎡
 専門教育校舎……13,251㎡
 附属建物……2,545㎡
 実験圃場……6,938.92㎡



8 深江地区建物配置図

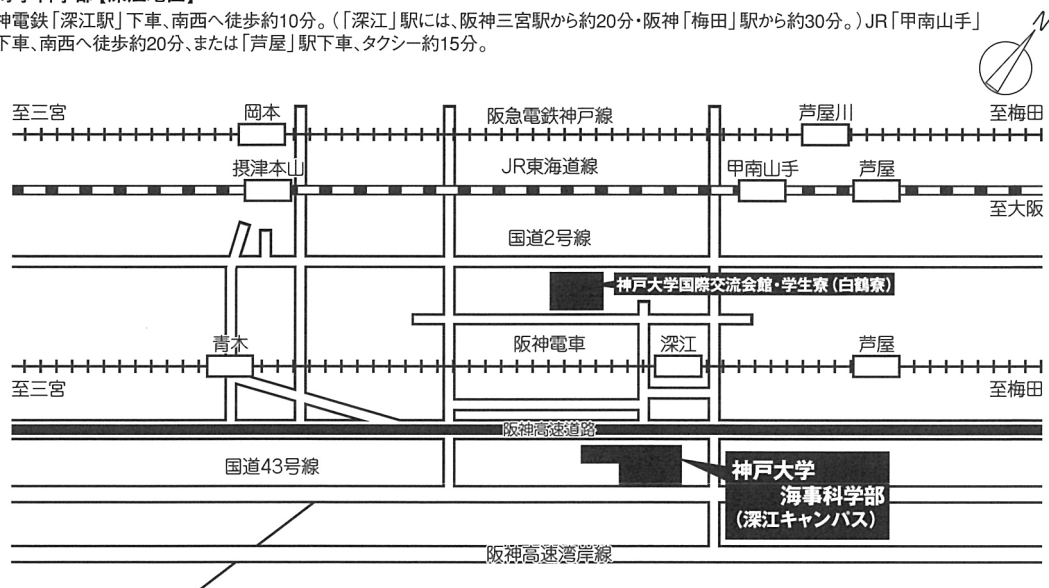
建物配置図



交通案内図

◎海事科学部【深江地区】

阪神電鉄「深江駅」下車、南西へ徒歩約10分。（「深江」駅には、阪神三宮駅から約20分・阪神「梅田」駅から約30分。）JR「甲南山手」駅下車、南西へ徒歩約20分、または「芦屋」駅下車、タクシー約15分。



9 主な部局等所在地及び電話番号

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
学 生 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	学生生活課 803-5221
		学 務 課 803-5210
保 健 管 理 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5245
付 属 図 書 館 人 文 ・ 社 会 科 学 系 図 書 館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	803-7338
自 然 科 学 系 図 書 室	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	803-5306
人 文 科 学 系 図 書 室		803-5585
国 際 ・ 教 養 系 図 書 室	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	803-7351
人 間 科 学 系 図 書 室	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11	803-7951
医 学 部 分 館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-1	大 代 表 382-5111
医 学 部 分 館 名 谷 分 室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7丁目10-2	代 表 796-4505
総 合 情 報 処 理 セ ン タ ー	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	事 務 室 803-5370
連 携 創 造 セ ン タ ー		〃 803-5949
遺 伝 子 実 験 セ ン タ ー		〃 803-5955
バイオシグナル研究センター		
都 市 安 全 研 究 セ ン タ ー		事 務 室 803-6437
研 究 基 盤 セ ン タ ー		803-5716
分子フォトサイエンス研究センター		
留 学 生 セ ン タ ー		803-5265
内 海 域 機 能 教 育 研 究 セ ン タ ー	〒656-2401 津名郡淡路町岩屋2746	事 務 室(0799)72-2374
共 同 実 験 室	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	
環 境 管 理 セ ン タ ー		
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文 学 部		教務学生係 803-5595
国 際 文 化 学 部	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	〃 803-7530
発 達 科 学 部	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11	教 務 係 803-7920
		学 生 係 803-7924

部 局 等 名	所 在 地	電 話 番 号
附 属 住 吉 校 小 学 校 中 学 校	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 5丁目11-1	事 務 室 851-4073
附 属 明 石 校 小 学 校 中 学 校 幼 稚 園	〒673-0878 明石市山下町3-4	事 務 室 911-4800
附 属 養 護 学 校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	事 務 室 936-5683
法 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7237
経 済 学 部		〃 803-7250
経 営 学 部		〃 803-7260
理 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5767
医 学 部 (保 健 学 科 を 除 く 。)	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-1	大 代 表 382-5111
附 属 病 院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-2	
医 学 部 保 健 学 科 (名 谷 地 区)	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7丁目10-2	教務学生係 796-4504
工 学 部	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-6350
農 学 部		〃 803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事 務 室 (0790)49-0341
海 事 科 学 部	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5-1-1	学 務 課 431-6223
文 化 学 研 究 科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1	教務学生係 803-5595
自 然 科 学 研 究 科		〃 803-5340
国 際 協 力 研 究 科	〒658-8501 神戸市灘区六甲台町2-1	教 務 係 803-7267
経 済 経 営 研 究 所 所 属 経 営 分 析 文 献 セ ン タ ー		事 務 室 803-7273
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-4-2	大 代 表 302-5335, 5337
住 吉 寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7丁目3-1	事 務 室 851-4075
住 吉 国 際 学 生 宿 舎		
女 子 寮	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7丁目3-2	〃 811-1300
国 維 寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3丁目2-33	〃 861-4333
白 鷗 寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1-4-50	〃 431-6231

学 生 便 覧 2008

神戸大学大学院工学研究科

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1 - 1
工学研究科 (078)803-6350
工 学 部 教務学生係 (078)803-6355